

藤助三郎氏が報告中に此意味ありたるは前章藤四郎の項に於て引証せし通りなるが由來景徳鎮は支那特有磁器を製する本場にして製法極めて秘密を守り居るは今更説明する迄もなし是藤四郎が入込む能はざる主因にして外國人といへば堅く入鎮を拒絶するは今より推測し得らるゝなり殊に五郎太夫の如き滿身製陶といふ觀念を有せざるものは必ずしも難を忍び苦を嘗め遂行するには及ばざるものにて藤四郎が入宋と稍趣きを異にせるが如し吾人は前項に於て五郎太夫は真正の陶工にあらざるを縷述せり其何んが故に支那に行きしやは敢て知る所にあらざれば當時流行の渡航熱に浮され視察に赴きしか又は或人の使命を受けたるものと見做すの外なし實に彼は製陶を目的としたるものにあらざるは彼が晩年悠々として伊勢に日を送りしより見ても明かなり然らば原土原薬は如何にして日本に齎らし歸り製法は如何にして覺へしが是れに就いては五郎太夫が支那人と懸念にするものありて手を廻はし物品を蒐集せしめ見馴れ聽き馴れにて製法を了得したるものにあらざるかといふの外なきに似たり然れども一たび磁器に志す豈少の經驗なくして可ならんや是宮野鹿脊山の適地を下して製出を試みし所以にして吾人は彼れが製磁の何物たるを辨知するものにあらずとは言はざるなり而して到底支那製に及ばざりしは或は「吳」字を脱し又は無銘にしたる原因にして吳祥瑞と明記ある物品と他の製品とは非常の懸

五郎太夫と五郎七

隔あるもの蓋し疑ひなきものならん又彼れが製品に時として「開造」の文字あるを見る可は如何なる意味なるか明瞭ならざれば磁器の傳法を開發して初めて製造をなすとの意か、若し然りとせば斯様な文字を五郎太夫自己の製作品に明記せしものなりや或は後人五郎太夫の遺業を追慕し其製品に聲價を附せしめんがため五郎太夫と銘し更に以上の二字を冠せしめたるやは進んで講究すべき問題なり果して五郎太夫自ら開造と銘したりとすれば吾人が論據をして愈々鞏固ならしむるものにて従らに虚名を銜ふ太鼓叩きなりといふも敢て誣言にあらざるべし否乎、最後に吾人が一言すべきは五郎太夫が當時の社會を造りしか社會が五郎太夫を造りしかの疑問はあり推して言へば五郎太夫ありて初めて磁器の賞用すべきを了知したるが磁器の貴重物たりしが故に五郎太夫が傾心せしかの件なり此事に就きては今更縷述する迄もなく社會の趨勢は五郎太夫を驕つて本品の製出を創意せしめたるものなれば吾人は五郎太夫が今日世に唱道せられたるだけ夫れ丈け技倆を有したるものなりとは信ずる能はず時機に投合して太鼓叩きをなしたるもの剛らず社會の歡迎する所となりたるにあらざとせんや吾人が社會眼を以て觀察し得たる要旨以上の如し敢て大方の教示を乞ふ

(四) 人は知らむ高原五郎七は如何なる人物なるかを、彼れは太閤のお抱へ陶器師にして聚樂邸に

於てお庭焼を製し無銘の天目を造り豊臣氏滅亡の後肥前有田南川原に來り酒井田柿右衛門に製陶法を教へたるものなり而して五郎太夫と如何なる關係あるか陶器考にいはいはく

今利は唐土の風なり元祖五郎七、五郎八は山田五郎太夫則之の末なり

俗傳によれば五郎七、五郎八は兄弟なりといひ又一人なりといふが五郎八に就ては五郎八茶碗なる物品あれども史上には左のみ散見せず五郎七は江戸時代に陶磁器史上是非顯はすべき人物なり借五郎七は五郎太夫の末裔なるや陶器考の記事として解釋に苦しむも五郎太夫は伊勢にして五郎七は大坂なれば生國より見ても末裔ならざるべし今村舊記に五郎七をして筑前の人なりとせるも後年彼れが柿右衛門方を辭し大阪に歸りしより見れば兎も角大阪の生れなるべし而して五郎七が磁器の製法を了得し居りしは筑前博多承天寺の住僧が酒井田圓西（初代柿右衛門の父）に宛てたる信書の證明する所にして其誰れに製法を承けたるやは今日考証の材料なし然れども以上の信書中、五郎七を目して器用なる男云々の文字あるより見れば兎も角自己流に工夫したるものならん此信書は江戸時代に掲ぐ五郎太夫が製磁の法を傳へしより茲に至る九十餘年の星霜を経たれば直接五郎太夫の弟子なりとも思はれず此問題を解釋せんには五郎七と承天寺との關係を述べざるべからず彼れが承天寺と親密なりしは大坂陣の後、身の置き所なく其寺を便りて九州

に下りたるより觀察を下して水魚管ならざるは断定せらるゝも如何にして斯かる間柄となりしは知る由もなし承天寺が圓西に宛てたる信書に五郎七と懇意の旨附記しあれば五郎七が承天寺に來りし事亦無きにしもあらざるべし吾人は第一項に於て桂梧五郎太夫が承天寺に立寄りしならんと考証せり然り五郎七が製陶に志す、遠因是れに貫聯せしにあらざるか抑も彼れは奇才に富めり頓智に長けたり是れ彼をして製陶に傾心するに至らしめたる近因ならん素より其技倆拙劣なれば太閤も、お抱へ陶器師とする筈もなし彼れは遠き五郎太夫の遺蹟を探り近き樂焼を捏りて嶄新の意匠を凝らし以て太閤に奉仕せり實に彼れは傍系的五郎太夫の製法を承継せり以上の信書には白手云々と記し五郎七が磁器おも製する技倆を表せり然れども果して真正の磁器なりしやは稍疑問に屬す白磁磁の發見は元和以後の事にして五郎七が有田に來りたる後なり原石其物にして得る所なし何んぞ磁器を製するの理あらんや左れば信書に白手云々とあるは畢竟陶器と磁器の中間物を指したるものにあらずんば單に磁器を製出する技倆を示したるものに過ぎざるべし決して五郎太夫の直系的傳法にあらざるや論なし吾人は當時の事情と年數より參酌して五郎七をして五郎太夫の弟子なりとは到底見る能はず今日弟子といひ末裔といふは名稱の類似したると有田に於て磁器を製出したると五郎太夫の傳系を求めて製法を研磨したるに歸せず

休に譲りたる斯道の中興たり茶人傳紹鷗深く信樂焼を愛し遂に永正弘治の間一種の茶器を作らしむ世に紹鷗信樂といふ是れなり品種は茶壺、十瓶、行平、甕等にして陶器と石器の中間に位す由來往古信樂焼といへるは現今の雲井、長野、小原、朝宮、多羅尾の五ヶ村なるも信樂焼を製するは長野村大字長野、神山、江田、雲井村大字勅旨、牧、黄瀬、小原村大字小川出の七部落にして素地は粘土、長野小字日本丸、同福の山、同大字江田小字湯屋繩手、同小字神輿休、同大字神山三郷山、雲井村大字黄瀬に産し釉薬としては小原村大字柞原、北杣山大字山上、雲井村大字黄瀬小字五本松、の産石を用ふ滋賀縣實業要覽による而して雪根志前編卷二第六十三に曰く

余去年江州田上谷羽栗山へ水晶雲母の類を尋ねに行き山中にて石に異なる蠟石の如き薄白く堅き石を拾へり案内に召連れし男の云はセキといふて信樂の郷にて焼物の藥に掛ける石なり

焼物師毎時當山へ是れを拾ひに来る

京焼起る

釉薬としての原石古來より斯の如くして發掘せられしより見れば信樂が製陶を試む亦故なしといふべからず而して此頃京都には宗慶明人にして阿米夜と稱し歸化し指頭を以て樂燒なる一種の土器を造る史による我國の樂燒蓋し是れより起れり茲に於てか上古以來の特有物たる嵯峨土器稍壓倒さるゝの傾ありと雖ども既に御清所の御用を蒙むりたるなれば淨瑠璃作者竹田出雲が引証せ

大坂古會部

社會の趨勢

る土器師丸太夫は此際御用土器師の重役を勤めて獎勵する所ありたれば固より頓挫を來すの虞なく樂燒は唯好奇者の需用に應ずるに止まりしなり社會の趨勢は當時の社會を驅つて好奇なる思想を喚起せしめ大坂の古會部燒盛んに製法を改良して好評を博せんとせり傳へ云ふ往古能因法師肥後國古會部村より此國に來り手捏陶器を製せるに始まれりと古會部山内は斯の如くして薪新なる意匠を凝らし嗜好に投せんとすれば外には五郎太夫の製品社會に歡迎せらるゝを認め詳瑞の名を附し狡猾なる支那商賈が續々と彼國より輸入せるあり今日祥瑞作の磁器と稱せらるゝの多くは支那の模造物たる全く是れが爲めのみ單に日用の器具として賞用せられつゝある陶磁器も最早此頃に至つては日本の各隅に隘れ漸く商品の資格を有し通貨の代用をなす機會に投じければ盆、香箱、茶碗、花瓶、香爐等の陶磁器を質屋に持込み通貨の融通を圖るもの徐々と世に顯はれ永正十七年二月十二日時の將軍足利義植は其限月を二十ヶ月と定むるに至れり建武式條目然れども陶磁器の販賣所は帝都山城を中心として大坂の如きは僅か二三の商店ありしのみ惟ふに日本が二百年間外交策として執れるは朝鮮にあらんば支那帝國、渺たる越東に盤息し挑源塲裡の長夢に遊び未だ歐州の如何なるを知らず唐、天竺と一概に思ひ込みたる當時の社會は固より通商の何たるを解せず貿易の真相を穿たず只管藩主壓倒の下に棲息せるのみなれ

は商店とても寂寥數ふるに足るものにて人心の温乎として悠長なる丈け厘些を争ふ商人の如きも亦敏捷なるべき道理なし斯かる趨勢に縫綴せられたる日本の陶は朝鮮の法ど支那の式どを承繼して以て足れりどせり世に一大革命のあるにあらざれば當時の日本はイツ迄も當時の日本たるのみなり嗚呼革命の動機は爆發せざりしか世は之れを思ふや久し而して未だ敢てするものなかりしが端なくも種子島に鐵砲の傳來したりしは我二十二世紀の長夢を挽破して世界の活劇舞臺に飛躍する導火線となりぬ

歐洲の交通
長崎の開港

天文八年八月二十五日後太平記評 林によるピントー種子島に來り居る事五ヶ月夫れより豊後國に到り交通

を求め尙進んで肥前平戸、薩摩鹿兒島に貿易開始を請ひキリスト實記 西教史 豐後史 外教史 平戸貿易史による其結果は葡萄牙

牙商船天文二十一年の秋を以て豊後に來り九州記 参取更に平戸を占有して貿易の主權を握れり而して

大村純忠新たに領内横瀬浦を開き尙ほ瀬田港を設けたるため平戸の勢力稍減殺せられ外船は

毎年福田に來船しけるが風波烈しく船かゝり悪しきとて元龜元年深江浦を擇び茲に初めて長崎

なるものは開港せられたりけり長崎紀 崎港草による此交通の結果として日本の陶磁器は陶州の供給を仰

ぐ堪合となりぬ陶州の陶器は今や疾風の勢ひを以て窯築塙裏を席捲せんとせり新奇を好むは人情の常、日本の國民は直ちに彼れを歓迎せり千五百五十八年（日本正親町天皇永祿元年）馬刺

陶業上に於ける歐洲交通の結果

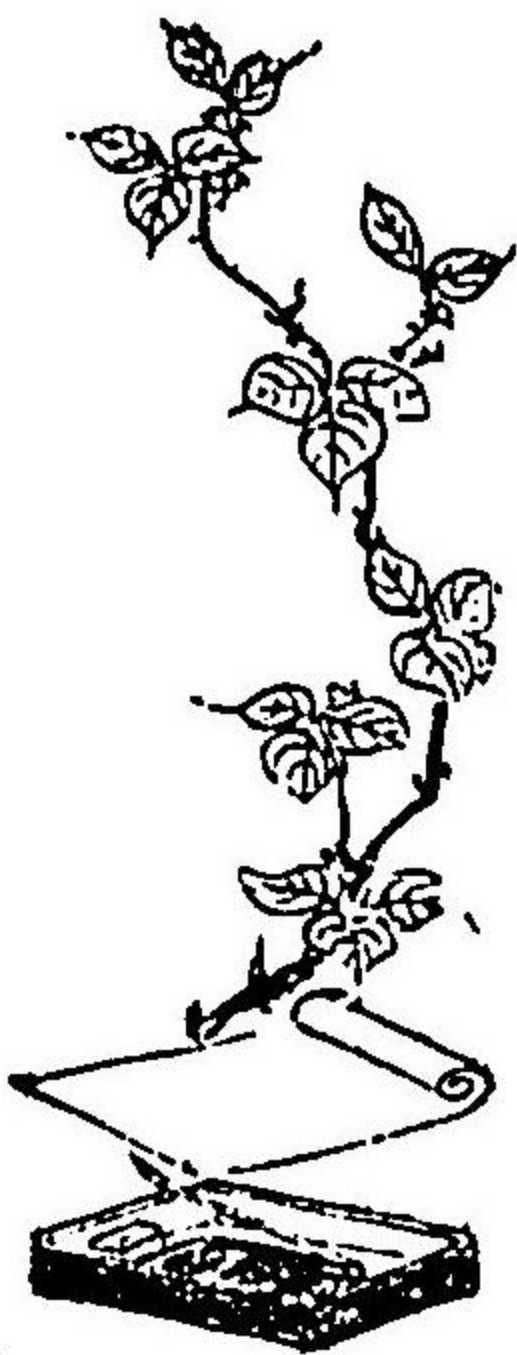
硝子と七寶

加にありたる有名なる英人ラルフ、フイッチ曰く「葡人が支那馮港より日本に向ふや彼等は白絹、金、麝香、及び磁器を携へ其歸航の時、銀の外、一物も輸するなし彼等は一艘の大船を有し因て以て日本に至り歳々六十万弗を齎らし歸る云々」と銀と交換して得たる所の磁器は實に日本國民の満足する所なりき而して彼等は支那の磁器おも自己の手を以て輸入する所となり奈良朝より平安朝に至るまで支那商賈が掌握しつゝある磁器は今や彼れ歐人の手中に落ちぬ無論彼等は支那呂宋の陶器を輸入せざれば他に輸入する物品を有せざりき呂宋は素と印度支那羅馬の交通により端を開きしものにて我國信樂唐津は専ら其風を摸したりけり而して歐洲陶業の發達は千五百年代の初め日本の室町時代天文年間にして以多利に於て端緒を開きたるに起る陶器史第一編 参取之れに釉藥を施し大いに弊價を加へし頃は我足利將軍の天文九年より永祿三年に至るまで即ち祥瑞五郎太夫が日本に磁器の傳法を吹鼓したるに後るゝ事二十八年なりとす要するに彼等歐洲人は航路を擴張して呂宋支那に通商を求め一方には自國に其陶磁器を輸入して自國陶業の發達を圖り他の一方には之れを日本に輸入して利益を収斂せんとせり斯くも陶磁器が續々日本に輸入せらるゝに従ひ一般の窯業亦た著しき發展を醸せり乃ち硝子は三韓服屬時代より我國に輸入せられしが平安朝に至り一たび製造法を失ひ且外國輸入もなかりしが歐洲交通より彼

れの供給を仰ぎ再び賞祿せらるゝ事とはなりぬ

七寶は奈良平安朝より我國にも輸入せられ即ち明の大食窩鬼國産なるもの陶説に見へしもの此品なるべしとは吾人既にいへり元來七寶とは佛書に珊瑚、瑠璃、車渠、琥珀、瑋瑁、水晶の七珍寶あるに因みて命名せられしものにして聖武天皇の頃我國にも硝子薬を混嵌して發明せられ今其一部は奈良正倉院の寶庫に存せるが平安朝に至りて製法を失ひしも此時代支那より輸入せらるゝに伴れ遂に江戸時代の全盛を造り出すに至れり

此時代に於ける硝子七寶は創成期といはんより寧ろ胚胎期といふべし開闢の芽、進歩の卵、既に此時に胚胎せるなり誰れか又四百年の後今日の隆昌を夢想するものあらんや



第八章 織田豊臣之亂世

(自正親町天皇天正二年至後陽成天皇慶長三年即紀元二千二百五十八年)

物極まつて變轉す四海靡靡として日月光なく群衆並び起りて城池を争ひ龍の如くに闘ひ虎の如くに戦ふ皇室の式微は其極に達し將軍は亦竄して臣下の庇護を求め京都は見ざる影もなく荒廢したるに地方の大名は財寶を蓄へて奢靡に耽り細民は戰國の情況に慣れ逸樂を貪ぼり徳教素より地を掃ひ殖産興業亦振はず外教は恰も枯野を焼くが如く滿日本を壓せんとせり此時に當り世、一大英傑の起りて掃蕩洗滌を爲すにあらざんば萬民の困難蓋し名狀すべからざるなり織田豊臣此間に起ち快刀を以て亂麻を拂ひ茲に綏撫の功を奏せんとせり左れば此時代は數百年稀れに見る所の奇觀にして起伏凹凸二十三年の歴史を點綴せり

素より其時代は二十餘年の短日月に過ぎず然れども社會上に現出する事項は燦然として見るべく殊に陶磁器が江戸時代に於て旭日天に冲するの盛況を呈せるは全く此時代に於て獎勵保護を布殖したるに起因せずんばあらず是吾人が特に章を分ちたる所以にして殆んど江戸時代の前提といふも敢て不可なきなり惟ふに我國建國以來幾千年天長く地久しく以て茲に至れりと雖ども

身は極東の環海に位ひし守戰的防禦を執り天下未だ他國あるを知らず世に盛りたる桃源の眠り正さに且つ酣なり豊臣秀吉不世出の才を揮ひ宇内を席捲し美術を興し工藝を勸めて日本を掌中に玩べり除波の發する所は遂に全力を注いで朝鮮の風雲に集中せしめ虎威を西方亞細亞に輝かし生捕り歸りたる陶工を諸所に分布するの偉業を遺す豈又一個の英傑にあらざるや要するに此時代の陶業は保護獎勵によつて初まり保護獎勵によつて終る故に其進歩は頗顯著なりと雖ども皮肉にいへば一方に重く一方に軽く殆んど地平線の上下に起伏して偏形的に縫綴せられたり本章に於て吾人が非難を加へんとする只是のみ

瓦の變遷

織田豊臣の亂世は、はしなくも吾人の思想を攪破し狂奔し筆端、刀に代へ舌頭、兵に換へ修羅のちまたに咆哮せしめて漸く天正四年を迎へたり眞書太閤記第五編第六卷、江州安土山普請の條下に曰く

そもく此安土山といふは松山深く峯をびへ要害よく湖水を眼下に見下して無雙の景地なり繩張は惟任日向守光秀始めて七重の天守を立てられたり(中略)二月中旬(天正四年)には經營大方成就しけるによりて廿三日信長安土に渡ましあり普請存じの外にはか行きしどて珠光所持の茶碗を湯はりけり(中略)其後諸國より大工職人瓦焼迄多く集められける中に一官と

いふはもと大明の福州の者なり肥前國平戸に來りて住し瓦を焼いて渡世となしけるが日本住みよしと思ひつるにや妻をひかへて男子を生ましむ今年信長の召し賜ふに應じ家を江州高島郡に移し瓦を唐風に焼いて天守を葺かせ玉ふ實にや駿河の御所に仕へて佐渡の奉行動たりし大久保石見安長と云ひしは此一官の子なりとかや(下略)

爾來工人瓦を造るに舊制を棄て明様に歸せり吾人以上の記事により左の三項を演繹し得たり

- 一、天正以前に於て明様の瓦、肥前平戸に顯出せる實証
- 二、外來の物品此時代に至り既に平戸に進入し延びて其附近の開発を促せる立證
- 三、功賞として茶碗を賜はりたるは當時茶器の重用せられし立證

當時茶器の重用せられしは永録十一年今川氏直の家臣三浦右衛門佐なるものあり事を恣にしければ同輩不平を抱き各遊惰に耽り茶湯を弄び茶碗一個を三千貫にて買入れ甲陽軍鑑たる如きによりても知らるゝなり

斯くの如く茶器賞用の時世なりければ信長も自己所領の瀬戸を巡遊して陶家を訪ひ永録六年瀬戸の諸役を免じ感狀を陶家市左衛門に與へける市左衛門は加藤景茂と號し景正十二代の末にして永録中盛んに陶器を作り陶家を統御するの量あるにより信長制札を市左衛門に與ふるなり曰

織田信長は瀬戸焼の奨

瀬戸陶業
史による

制 札

- 一瀬戸物の事諸郷商人國中往返不可有違亂事
- 一常郷出合の白俵物并鹽わい物以下出入不可有遊亂次第當日横道商馬停止の事
- 一新後諸役郷貸所貸不可取事
- 右條々違亂の輩有之者速可加成敗者也御下知如件

永錄六年十二月

信 長 印

超へて天正二年に至り更に左の令違をなせり

一瀬戸焼物釜の事如先規被於在所可燒之爲他所

一切釜不相立者也

天正二年正月十二日

信 長

此時陶家に一丁八反の地所を附し租税を免除せり斯く保護獎勵の策を執るは單に陶器の他國に出づるを靖みしにあらず陶工を以て兵器たる銃丸を作らしめしものにて現に長久手の役に多く陶丸を用ひし事は其古戦場の遺物の一として今日に保存せらるゝ瀬戸の古窯跡に多く窺着せし

千利休と陶業

もの、發掘せらるゝに依れば長久手の役には豊臣氏の軍にて用ひしものなるべし瀬戸陶業而して史參取宗右衛門、新兵衛、長十、市左衛門、太平(宗白又俊白と號す)茂右衛門(徳庵)を以て當時の六作と定めらる瀬戸陶磁器沿革史參取斯の如き趨勢は茶器をして愈々貴重物品たらしめ安土城普請にも珠光の茶器を賜はりたる次第なり斯く信長秀吉は時の風流に驅られたりと雖も流石戰國に生れし丈け陶器を以て銃丸を製するの發明をなせしは先づ新軌軸を出だせるものといわざるべからず而して戰國の世にも風雅亦棄れず却つて益々隆昌の勢を呈せり時に千宗易といふものあり幼名與四郎といひ剃髮して不審庵拋茶齋利休と號す志を深ふして茶道を紹臨に學び與義を盡す實に千家茶式の開祖たり茶人傳瀬戸の工人に意匠を授けて茶器を作らしむ世に之を利休焼と稱す信長乃ち利休を以て点茶家の宗匠とす瀬戸陶業史參取天正五年十月松永久秀、信長平常賞翫する所の葉茶壺、平蜘蛛なる名器を碎く信長怒りて之れを信貴城に誅す惣見記知るべし織田信長如何に茶道に熱心せしかを左れば其民(五民)更に千利休の意匠を用ひ京師の名工長祐前章に見へたに命じてる宗慶の子赤黒釉の茶器を造らしむ長祐幼名長次郎と稱し實に樂燒の始祖なりけり世に之れを京焼と稱す此時代に於て京師の陶工として正意、万右衛門、源十郎、宗白、茂右衛門、新兵衛、吉兵衛、道味江存、茶白屋、茶染屋等ありつるも遂に長祐に壓せられ江戸時代の初めに於て遂に癡絶せり

京都陶磁器史による

豊臣秀吉と伊部焼

織部焼

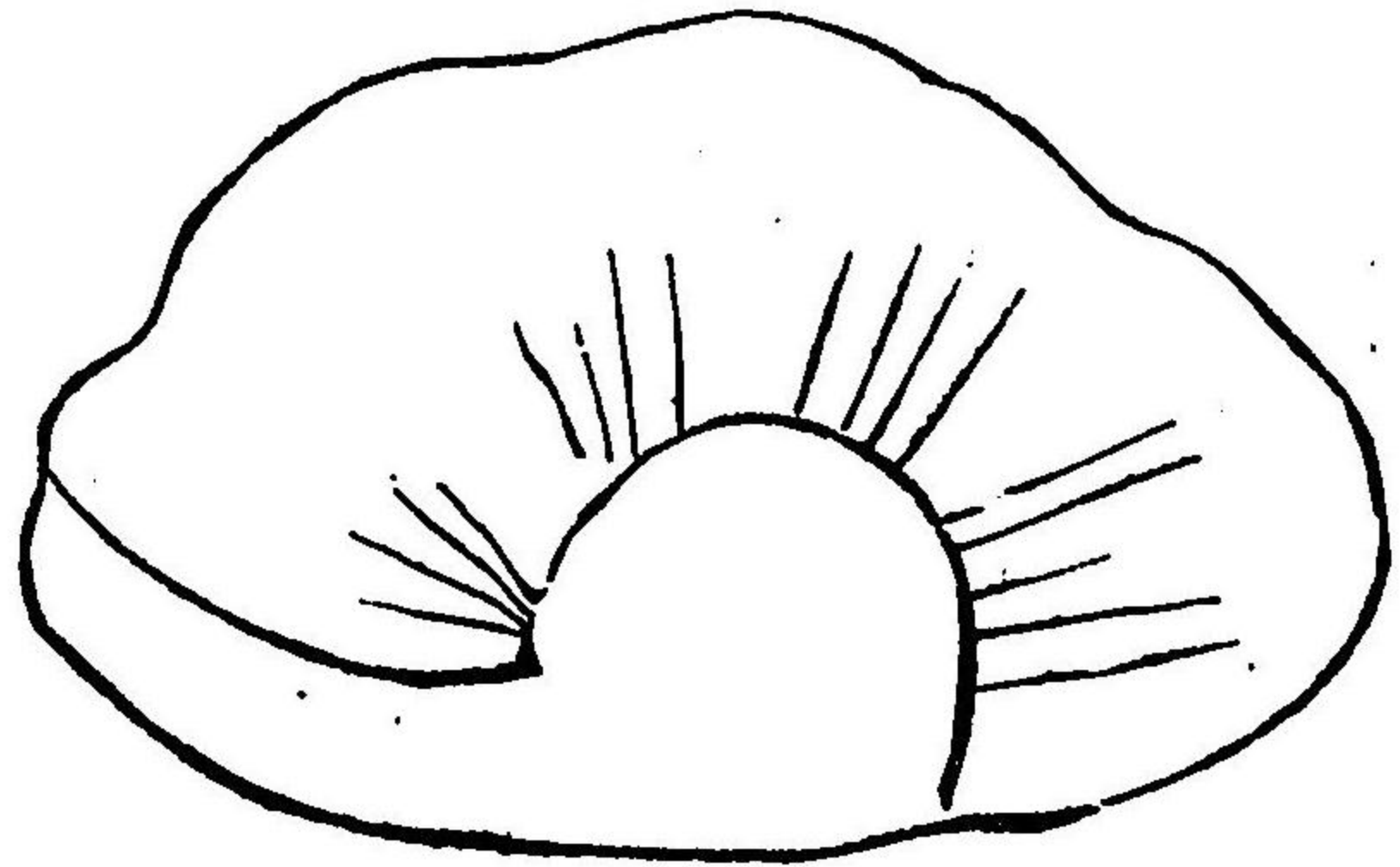
信長斯くも茶道を奨励しければ豊臣秀吉亦之れに傾注し天正十年彼れが中國探題として備前にあるや伊部村なる土師の家に滞在し非常に保護する所ありき伊部沿革書による左れば此時代には茶人の輩出底止する所を知らず就中細川三齋、古田織部、金森宗和、織田有樂等いづれも法を利休に學びて各奥義を盡す殊に古田織部は拔群にて時の茶人和尙の稱を得たり古田、幼名佐助といひ織部宗屋居士即齋と號す茶人傳による世は古田織部正重勝と稱す利休に倣ひ瀬戸工人に命じて茶壺を作らしむ其製利休に似たり又重勝屢々瀬戸に遊び天正十三年左の十名を以て名家十作と定めたり瀬戸陶業史による

各地の陶勢

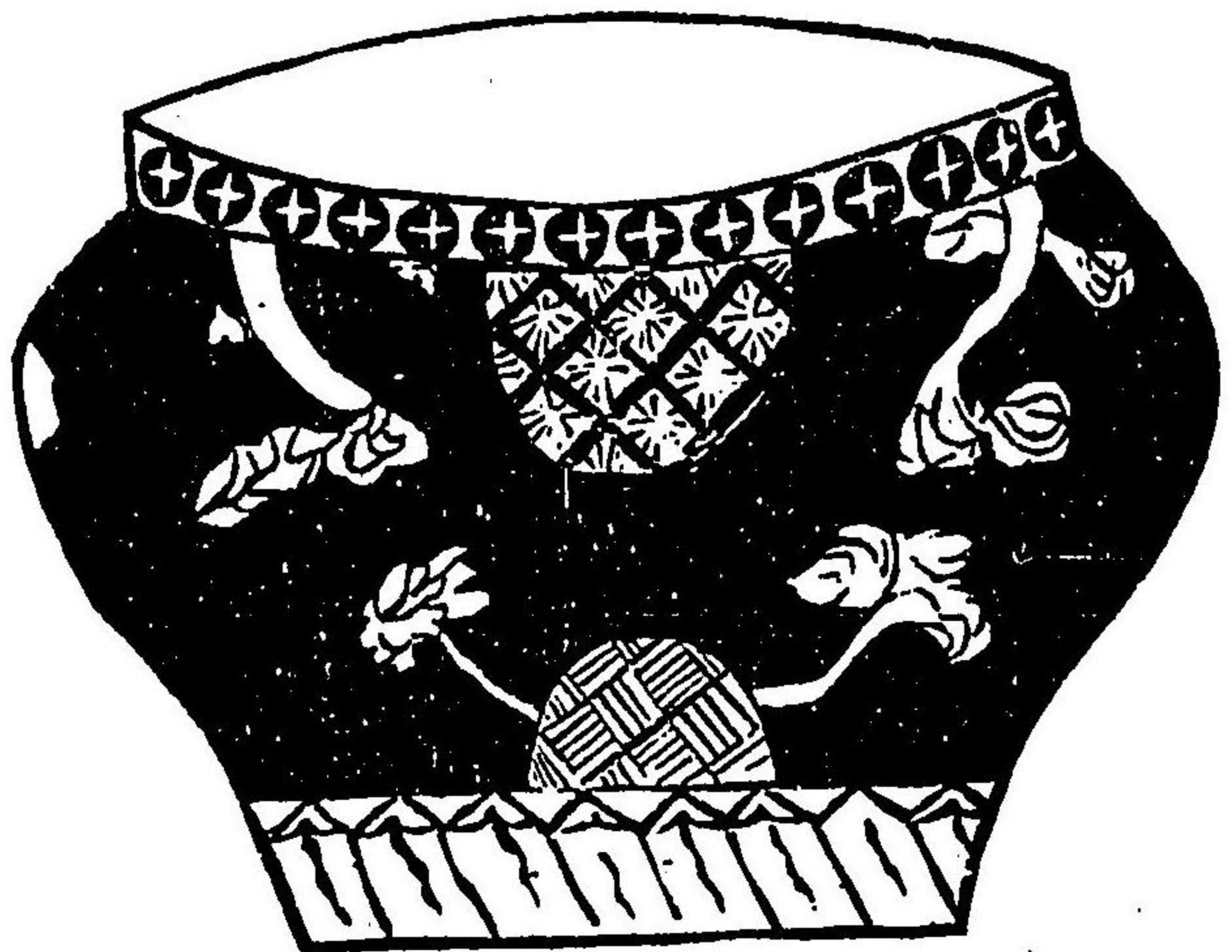
半七、六兵衛、吉右工門、治兵衛、八郎二、佐助、元藏、友十、金九郎、丈八、信長出生の國なるを以て瀬戸の繁昌せる當然なるべしと雖ども抑も亦陶土の質、茶器に適合せるによらずんばならず左れば茶人の輩出は更に製陶地を擴張するに至り古密を以て名ふる尾張常滑此際更に再興せられ赤色を帯び質粗なる陶器を製し、行基菩薩が傳へたりと唱ふる泉州燒此際點茶家の用ゆる沙鍋を製して茶人の重要品となし丹波燒なるもの亦續いて起り後世古丹波の名稱を残して稍面目を保ちたり

(百八十一ページの次に折込)

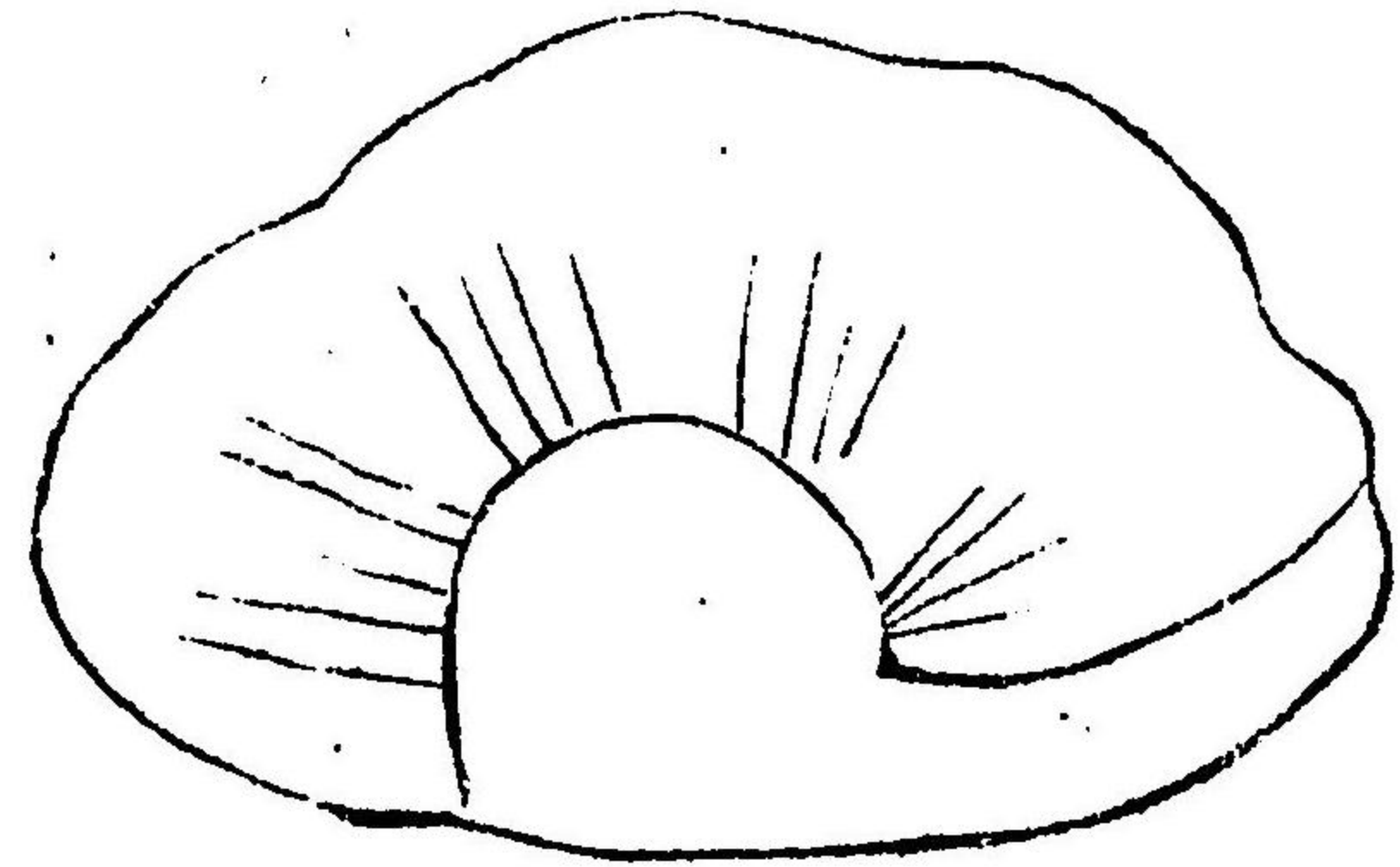
上圖一入作香合
(深町亨氏保藏)



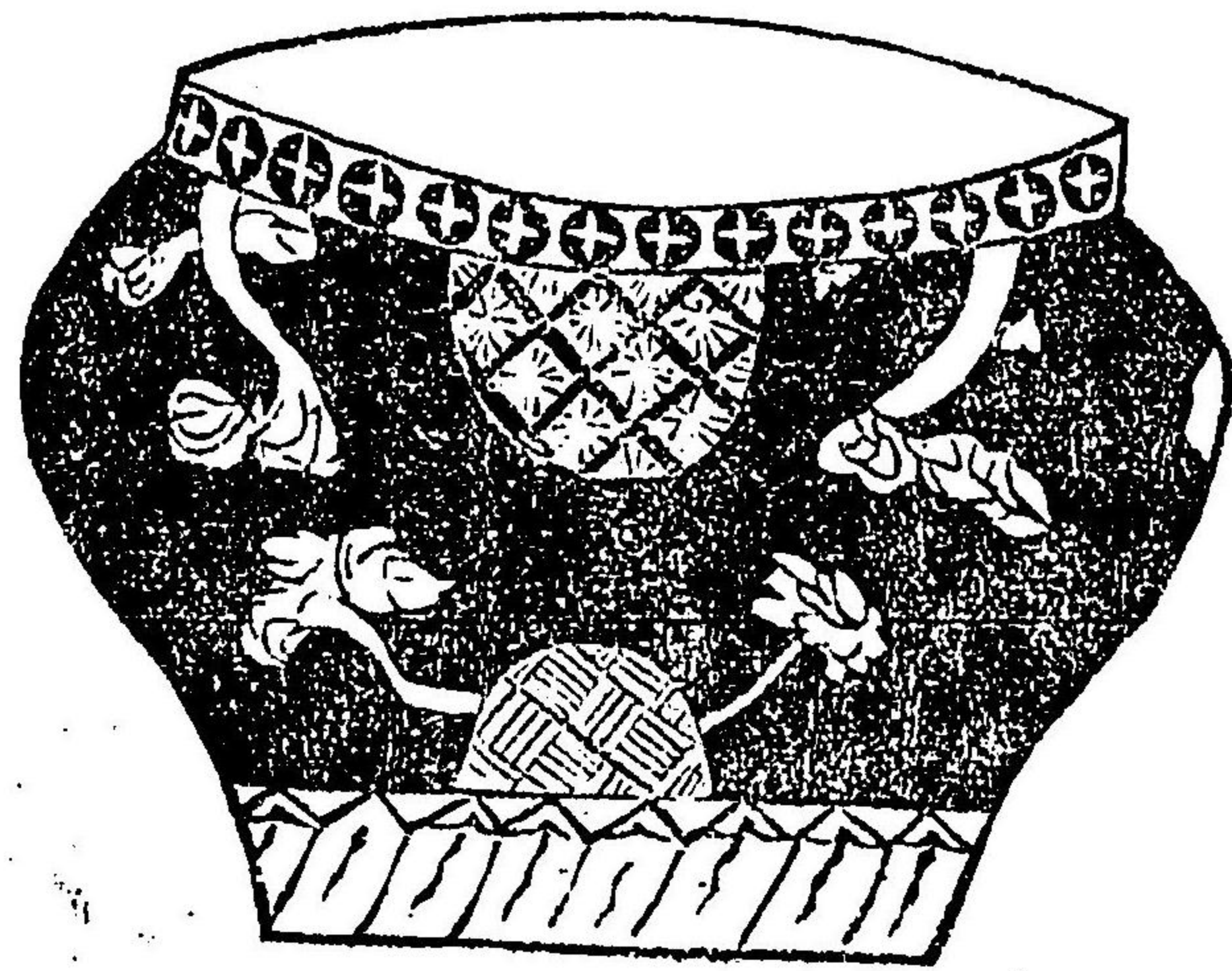
下圖に示したる
は祥瑞五郎太夫
製作と唱へらる
ものにて長崎
伊勢町南部氏所
藏に係る奥州の
閃麗にして技術
の巧妙なる稀に
見る絶品たり五
郎太夫の記事に
就ては本書室町
時代第百六十へ
一シの個所を參
照すべし



合香軒一人圖
(類聚草四新)



照すへし
一々の脚地を
和丹藤百六十
藤了日本書室
頭大夫の書車
具の出品式正
の記数なる餅
因強の了了對
強の爾の異族
甲榮河南浦刃
よののこす
製香の厚へ
も類聚正頭大夫
下圖に示す



(百八十一の茶の世)

備前伊部焼は此際始めて茶壺を作り後世古備前の稱を得、良工に三ヶ月六兵衛あり其作品に缺月の記號を印す是れを六兵衛焼といふ伊部清草而して古來より製陶地と目せられたる近江信樂は其製品千利休の愛玩する所となれり世に利休信樂といふ是なり信樂地は以上の如くにして活氣を呈し一陽來復の春を俟つものに似たり

聚樂城の
新築と
陶業の
發達

超へて十四年春、豊臣秀吉洛陽の西、聚樂の地に城を築く世人稱して聚樂城といふ翌十五年の秋其功全く終り九月十八日大坂より茲に移れり棟の瓦は玉虎、風に嘯き金龍、雲に吟するが如く百工心を碎き丹手精を盡し其華麗いはん方なし茲に於てか陶業の發達著しく利休の意に従ひ長祐を聚樂邸に召して赤黒色の茶碗及び瓦を製せしむ質甚だ絶佳、秀吉賞し聚樂邸に因みて樂の字の金印を賜ふ長祐大いに喜び爾後自製の陶器に之れを印して樂焼と名づく雍州府志長次郎の七種茶碗なる天下の重寶は實に彼れが聚樂邸にて造りしものにて初代長祐、二代常慶、三代道入、四代一入、五代宗入、六代左入、七代長入、八代得入、九代了入、十代且入、十一代慶入と相襲ぎ以て樂焼の名を發揮せしむ樂燒師傳秀吉が聚樂邸を築く時は茶の湯の流行殆んど其絶頂に達し百花燦爛たる盛觀を呈し天正十六年十月朔日には北野に於て大茶の會を開く乃ち八月二日を以て京都、大津、伏見、奈良、大坂、堺等へ高札を立て數寄の茶人を召しければ此は有

北野大茶會

難き御代に廻りあひ上もなき珍器を拜し位高き人々と交り奉り且つは我々數寄の名譽も顯はれ
なんと踊り上つて悦び勇み遠近の貴賤道俗、茶を嗜むもの聞傳へてひし／＼と詰り上りける程
に北野の會場は立錐の地を除さゞりき、扱當日陳列せられたる内、陶磁器に關する重なる種類
を眞書太閤記によつて檢すれば左の如し

- 一 紹鷗天目、一 白天目、一 はふるく釜、一 紹鷗水こぼし、一 線香々爐、一 備前花筒、
- 一 四十石、一 龜蓋水指、一 やせかけ天目、一 井戸茶碗

高麗五郎七
樂樂郎に召
さる

思ひ／＼の名物を我れ劣らじと飾り附けたる有様は吉野の櫻、龍田の紅葉、一時に咲き匂ふた
る如くなり此時後陽成天皇御幸ありければ將軍家傳來の南京焼茶碗を以て御茶を獻じ秀吉親し
く朝鮮の陶工を呼び寄せ製せしむるの必要なるを奏上せしとなり南京焼由緒書による而して斯かる風潮に
驅られて高麗五郎七、樂樂郎に召され御用陶師となる

五郎七の生國に就ては今村三之丞貞享三年の書留に左の記事あり

竹原五郎七燒物師唐津椎の嶺に來たるとき元和五年に當る五郎七元和五年より寛永二年まで
七年椎の嶺に逗留五郎七寛永三年より南川原に來る四年間逗留是れ筑前の者竹原道庵と申者
の子と候得共本は高麗人にて日本に渡り燒物細工宜しくに付き何國にても燒物土之れある處

指免され候旨にて諸國へ相廻り候と申傳へ五郎七大坂天滿にて死去家來茂吉西國に下つて知
す

五郎七の生國については其説を一二にし大坂といひ筑前といへり吾人は前章祥瑞五郎大夫の考
證第四項に於て大坂ならん事を演繹せり素より其法を誰れに承けたるやは知る能はずと雖ども
彼が樂樂郎に於て御庭焼を製し無銘の天目を造り肥前有田に於て磁器を創出したるを見れば兎
も角其技倆の非凡なるを知るに足るべし彼れは元來奇用なる男、自己流の陶法に富み敢て純粹
なる陶師あるなく従つて一家の基礎を立て家名を發揮せんとする人物にもあらざるべく皮肉に
いへば樂み半分の製陶家なり風流的の職工なり秀吉が特に召し寄せたるも蓋し無理ならぬ事な
りがし而して今日彼が製品の説明については只觀古圖説に五郎八茶碗の解説あるのみ吾人酒井
田柿右衛門宅について五郎七に教製せられたりと傳ふる初代柿右衛門作の一尺一寸の淺井（今
の顔洗に形状左も似たり）を取つて見るに玲瓏たる白磁に細筆を以て柳垣草花の模様を彩書せ
り素より金銀色のわらざりし時とて是れに代ふるに廣淵にして浮刻を顯はしたる手腕は兎も角
今日の磁器をして瞻若たらしめたり是果して彼れが創意に出でたりとせば其識見が如何に非凡
にして且つ卓絶せるかを察すべく而して有田白磁磁の發見は日本陶業の革命期たるのみにあら

高五郎七郎製井
(酒井田柿右衛門所藏)



すして抑も五郎七が其技倆を祖會に發揚する試金石なりしなり蓋し彼れが聚樂邸にあるや專ば
ら秀吉の命により茶器の製造を主とし樂燒に身を委ねて磁器てふ物は思想だも浮ばざりき、否
浮ばざるにあらず時機の投合せざるによればなり彼れが一たび地位を有田に得るや蛟龍の雲を
得たるが如く亦鯨魚の水を求めたるが如く、縦横の手腕を揮ひて數年來鬱伏し來れる意匠を流
露し展開せり其社會に歡迎せらるゝ亦故なきにあらず

赤竈燒と朝
日燒

秀吉は斯くも名工を邸内に召し盛んに茶器を製せしめければ大和・大納言・秀長・亦尾張の常滑より
與九郎なる陶工を大和の國に召し寄せ五條村の土を執り所謂赤膚燒なるものを製し山城の朝日
燒尙此時代より起れるが如し陶器史 陶業の發達最早絶頂に達せんとするにも係らず彼れ豊臣秀
吉は未だ是れに満足せず端なくも征韓の役起るに際し九州の全面を照らし茲に純粹なる唐津燒
を胚胎せしめたり

征韓の役と
高麗陶工の
渡來

文錄元年(天正二十年)秀吉、征韓の議を起し三月、軍を朝鮮に派し四月自から肥前名護屋に
屯し三軍を指揮す主計頭加藤清正等の諸將釜山の湊を差して進發し佐賀の太主鍋島直茂軍奉行
として出船惣軍無事彼國へ着岸し清正の奇略捕術遂に朝鮮の數城を落し王子二人を生捕す此二
後出家して日蓮上人と云ひ則熊本本妙寺第三の住
なり一人は日蓮上人と云筑前福岡香昌寺の開山 間もなく諸軍歸陣の砌、直茂の家臣多久美作守釜山の地

理風俗を視察せる折、南京焼陶物渡世にする所に見て珍敷細工焼物の由申上げられ直茂の悦び一方ならず秀吉公益而被仰出義もあれば右陶物細工人日本へ連渡るべきを命じければ美作守軍彼地に到り陶範丘といふ陶工へ其旨を告げ金銀卷物等を興へければ彼れは直ちに承知して家族三十餘人を引連れ美作守の船に搭し唐津に来る秀吉大いに喜び名護也の白鷺山に陶窯を築かしむ南京焼山緒

陶文洪

陶明徹

陶物細工中興 江南江寧府ニ住是南京焼ト云大明神宗順治年中ニ難祖ノ亂ヲ避テ高麗ニ來ル是ヲ高麗焼ト云

陶範丘

明毅ノ子文殊甲中日本ニ渡レ太守肥前國金山ニ被留置此時家永登岐守門弟ニ相成南京焼傳授悉相濟器産業ヲ相續ス

家長彦三郎
土器師の司
となる

茲に於て唐津燒漸く胚胎の芽を醸し秀吉乃ち陶範丘を師とし製陶の術を傳習すべきを命じ弟子十餘人ある中に山城國の住人にて初め龍造寺に仕へ現に鍋島加賀守に扶持せられ居る家永彦三

郎（音岐守）最も其技に長じたりければ秀吉以て九州名護屋の司たるべき朱印を下せり南京燒
土器手際無比類於九州名護屋可爲司者也

太 閏 朱 印

天正二十年極月廿六日

土器師 家長彦三郎

彼れ家長彦三郎は實に天穗日命の神孫にして野見宿禰の苗裔なり其陶業に志す敢て偶然にあら

家永系譜

家永家譜

元祖 山城國住人 佐賀郡高木村ニ住ス

家永登岐守
文殊年中從高麗人南京燒方ノ受密傳陶器ヲ獻上ス
太閤秀吉公御感不斜則於九州土木ヲ奏蒙免許於浦郡伊萬里藤野川内ニ
皿山相立弟子共多ク相集陶器産業專繁ス文殊三甲午年太守直茂公御
鮮御渡海ノ初於鷹島御越年爲御吉例登岐守獻土器則御口通被仰付以馬
塔五郎兵衛高麗人門弟ニ相成陶器燒立方習取可申旨上意ナリ

二代目 太郎兵衛

家永壹岐守子息

肥前佐賀郡高木村住

子庄右工門

子彦三郎

子淺右工門

柳川領蒲池村住今以土細工方御選上一手拜領之代ニ柳川國中土物日附役相勤ム
佐賀縣高木村ニ住ス後藤野木村ニ移今以御川御土器三百組宛年々献上之土床之後ハ何レノ所ニテモ田高ハ不及申人家ノ床下ナリトモ土場有之者以歩役取寄候賜蒙免許代々藤野木村ニ住ス

三代目

家永庄右工門

松浦郡伊萬里藤野川内住釜燒方相勤

後有田郷小溝原ニ移釜燒相勤其後常所泉山土場見出白川山天狗谷燒物釜登登陸立南東燒家大ニ繁昌ス從多久美作守權庄右工門工土塙山等御免狀被置下置山御代官山本甚左工門殿御預リ置右御免狀寫正右工門頂戴之

四代目

家永作兵衛

有田白川山住

寛政元年此歲家永家山緒相改寫

唐津燒と寺澤志摩守

家長の子孫一は分れて筑後の半田焼を製し一は分れて伊万里藤の川内に出で製陶を試みし事は家譜の示す通りなり

九州地方に陶磁器の代名詞と認められたる唐津焼は以上の如くにして初めて傳系的の發達をなせり素より其以前に於て時に製出せし事無きにあらざるも著しき發達をなし世に唐津焼あるを知らしめたるは此時を嚆矢とす左れば秀吉が意匠を凝らし製出せしめしもの多々あるべく從つて今日天下の重寶として舊家に保存せらるゝは固より其所たり太田蜀山人の一語一言第三十九卷の記事左の如し

文政元年七月二日水野家臣田口氏齋來見示

一寛政年中佐用姫神領自土中所得土器

一居水輪

一文化二乙丑春肥前唐津大楳村於社地所得土器

一古唐津磁器 肥前國鹿島或民間に古へ豊臣氏より賜ふ所の菊桐の釜茶杓及び此磁器と云

つを傳へて持てり今吾手にあり

一唐津山木村小名牛ヶ谷自土中せる

是れ如何なるものなるや後証をまつ要するに唐津は當時の交通點にて細川、黒田、松浦、島津、鍋島等が各其所領地に於て陶窯を起したるも茲に胚胎せるものにて唐津を以て陶器の代名詞となす敢て過言にあらず而して唐津焼は高麗歸化人高麗左衛門によつて始まり、以て面目を保てり左衛門に就いては傳系を同ふする長州萩焼に於て（次章對看）説明する事として借唐津は陶窯諸所に起り寺澤志摩守が唐津に遷りしより更に盛んに製作をなし遂に椎ヶ峯焼を起すに至り且つ他の陶窯を城内に移したりしが小笠原氏が城主となるに當り毎歲奉獻の物品を製し唐津焼の名稱をして永遠に傳へしめたるは既に第三章唐津焼考証の項に於て論述せし如くなり

所謂肥前壺

唐津焼は征韓の役に伴ふて傳系的の發達をなせりと雖ども其以前亦製出なしとせず固より其以前に於て唐津なる文字は見へざれど肥前壺なるものが「利休居士茶會記」に散見せり本記は世の知る如く天正十五年八月十七日に始まり翌十六年閏正月廿四日に了りたる茶會記にして其中肥前壺の出でたりし個所を檢すれば左の如し

- 天正十五年霜月七日朝 親門主様一人
- 全年全月九日晝 伊丹屋紹無外十八
- 全年全月十四日晝 戸民部外二人

- 全年全月十五日朝 紹林一人
- 全年全月十六日朝 大文字屋養清外二人
- 全年全月晦日朝 有馬中書外一人
- 全年全月全日晝 堺小島屋道葉外二人
- 全年十二月十日朝 下宮内口外一人
- 全年全月十九日朝 石田奎以外一人
- 全年全月二十日朝 御室御前外二人
- 全年全月廿三日晝 福城坊外二人
- 全年全月廿四日晝 松田勝右工門外一人
- 全年極月廿六日朝 大形部少外一人
- 十六年正月九日朝 堀尾彌助外一人
- 全年全月十三日 上様
- 全年全月廿三日晚 道共外一人
- 全年全月廿五日朝 有中將外一人

全年閏正月十五日晝

戸田民部外一人

全年全月廿四日朝

徳川家康外一人

肥前壺を以て直ちに唐津焼と断定するは稍失當の感なきにあらざれと思ふに當時肥前の製陶地としては唐津の外、敢てあるなく既章にも述べたる小城郡三日月村亦製陶の地たりと雖ども開は和名抄時代廢絶せり三日月は魏調ウイキョウの轉訛せるものにて魏ウイは今の所謂瓶にして身の丈けを量りて酒を醸するものとは古事記にも見へ詳細は記傳の第三十四卷にも載せられたり小倉百人一首に中納言兼輔が「みかのはら、わきて流るゝいづみ川、いつみきとてか戀しかるらん」と詠じたる、みかの原は矢張り魏の原にして和泉の陶村附近の事なるべし、みかの原に就ては多少異説なきにあらぬも別問題なれば茲に措くとして兎も角、「ミカ」は魏なり而して魏調とは朝廷に貢獻する魏ウイ(普通一般の陶器)といふ義にて之れを調進する人の居村を魏調村と稱し後三日月村と訛りたるものなれば此處には佛敎の傳來に伴隨して開發せられたる茶器の如きは固より製せらるべき道理なし左れば天正以前に肥前壺とあるは矢張り唐津にて製せられしものなりと考察を下すも敢て無理にはあらざるべし唐津城主として本品を獎勵したりし寺澤志摩守は此時寺澤忠次郡と稱し天正十五年極月二十四日朝、木村常陸、羽勝五兵衛三人にて茶會を催せる事、

茶會記にも見へ而して彼れは前後七年間征韓の役に従ひたるものにて是れ彼れが唐津焼を起したる素因なるべく秀吉が九州に下らざる以前既に本品のありしは右にて明瞭なり秀吉名護屋にあるの日、筑前博多松原に於て茶會を催ふし此時唐津焼茶碗を出品したるは口碑に傳へらる夫れかあらぬか目下有名なる熊本クマノの講談師美當一調が「センナリ」瓢單の模様ある唐津焼を所有し居る由なるが全体如何なる物品なりしや若し眞實なりとせば一覽したきものなり

以上滔々數萬言陶業發達の起因を歴叙し進取的氣象によつて茲に至れるを述べ來りしが時世の變旋は更に他の方面より輸入的歐風に同化せしむるの氣運に際せり之れを原田孫七郎の呂宋遠征陰謀事件とす

呂宋遠征の
企圖と歐州
の陶器

夫れ秀吉が鋒芒をして朝鮮支那に向はしめたるは決して策の得たるものにあらず當時識見の士ありて諫止せしむる無かりしは是非もなき事なれども身は所謂褐夫にして其眞價を知られざるも技倆の卓絶し策略の雄偉なる遂に自から三寸の舌を弄して呂宋遠征を秀吉に實行せしめんとしたりしは實に原田孫七郎其人とす孫七郎は屢々マニラに往來して其太守に深く交はり早く西班牙語に通じ頗る機智に富み群島の情勢を察し朝鮮支那を席捲せんとするの不得策なるを知り大膽にも遠征の方向を呂宋に轉せしめ盡く略取して日本の版圖に入れんと企て起し此偉謀

歐州陶器の輸入

を成就せしめんと欲し先づ第一着手として秀吉が急激の性に富み且つ自負心の最上點に昇騰せるを看破して利用せり秀吉即ち國書を贈り大に爲すあらんとする一刹那、慶長元年九月、西班牙の商船、比利賓よりメキシコに向ふの途次暴風のため土佐國桂濱港に漂着し秀吉之れに檢使を遣はすの際、岡ら秀吉の赫怒を買ひ孫七郎の企圖水泡に歸したるのみならず商船を破壊し沒收せし貨物を悉く公卿諸侯に分與せり此内呂宋製の陶器數多ありしもの畢竟他の方面より見たる窯業の發達を促進せしめたる主因に外ならず

呂宋の物品は以上の如くにして輸入せられたるも秀吉性來の好奇は殆んど底止する所なく遂に泉州堺の町人納屋助右衛門が呂宋より買収し來れる茶壺を買上げ助右衛門をして一時に金満家とならしめたる奇話さへ生ぜしむるに至れり眞書太閤記にいはく

泉州堺津納屋助右衛門といへる町人琉球呂宋へ去年の夏相渡り文録甲午(三年)七月二十日歸朝せしが其頃堺の代官は石本木工助にて有りける故(中略)御禮申あげ即眞壺五十御目に懸けしかば特の外御機嫌にて西の丸廣間に並べつゝ千宗易などにも御相談ありて上中下段々代を付させられしを押し所望の面々誰々によらず執り候へど被仰出なり依之望の人は西の丸に伺候いたし代付にまかせ五六日の内に悉く取候て三ツ残りしを取つて置候へど被仰しかば

金子請取り助右衛門五六日の中に徳人となりけり

秀吉が品宋陶器を賞用したりし立証として左に平戸貿易誌の一節を引用せん

今度ルスンより五島へ相着候唐舟積來候壺其他唐物上様可懸御目旨御仰の通申入候助太夫買入候壺三持參候則懸御目御意に入候間何人も主次第可遣旨に候則其通船頭申渡候其外の商人持來候ツボ唐物の儀御尋候可被持越候恐々謹々

七月十二日(文録二年)

寺澤志摩守正成

松浦式部卿法印殿

斯くの如く外物輸入の央、蒲生氏卿は羅馬法王に交り結び天正十四年十一月其臣竹内知勝と遣はし判金千枚陶器五品を贈りたりける其陶器何國産のものなるや今知るに由なしといへども日本品を贈りたるものなりといふも敢て差支へなかるべし何んとなれば既に判金といふ日本物品を代表したるに附屬し居ればなり果して然らば我國の陶器は海外を超へ彼國の需用となり延びて供給を日本に仰ぐ素因を此時に發したりといふべきなり然り日本は漸く得意を擴張するの機運に會せり彼れ一步是れ一步、押しつ押されつ斯業の進歩を促すの餘焰は炎々として江戸時代の初期に燃へ上れり而して秀吉好陶の結果は遂に有名なる章魚釣陶器の由來を作り出すに至

章魚釣陶器

れり

○章魚釣陶器の由來 伊豫國野間郡波止濱の海中古來陶器の沈没せるものあり土人蛸と併せて之れを漁獲するを常とす蛸茶碗の稱あり夙に好事者の珍重する所なるが今夏當地の戸谷澹齋氏筆を載せて彼地に遊び隅々一二種を得て歸る社員一日氏を訪ふて之れを見る事を得たるが一種の古色を帯びて貝殻類の附着せる痕を留めたる杯、實に其道の人の瓶賞措かざる所なるべきが氏の言によれば陶器は古代の薩摩焼ならんと或は然らん今同地の松岡三左衛門といへる人其來歴を叙したるものあれば茲に之を掲げて未だ見聞せざる人々に紹介せむ

波止濱蛸釣陶器の來歴 蛸釣の稱四方に噴々たり人之之を賞するもの己に久しく海底に沈在し其膚面色を變し古雅掬すべきを以てなり尋常の器猶然り況んや崎品尤物の人目を眩すものあるに於ておや余亦毎に之を愛玩し之を嘉尚するものなり故に其來歴を探究し以て四方同好の士に告ぐるの勞亦自ら辭せざる所なり抑も此器の海底にある其由る所を詳にするに由なしと雖ども僅に口碑の傳ふる所を以てすれば往昔關白豊臣秀吉其臣織田有樂齋に命じて喫茶の用に供すべき陶器を汎く諸州に求めしむ有樂齋ありて發せず其臣上田藤右衛門なるもの君命を奉じて九州の陶窯につき珍品奇器を製せしめ之れを船に載せて大坂に歸るの途、伊豫の

齋灘を過ぐ偶々海上暴風に遇ひ怒濤船を覆さんぞす水夫等努力辛んじて僅かに難を宮崎の小灣（梶取岬の東端波止濱港より海上西北二里許）に避るを得たり

一説は茶器を蒐集するは畢竟名に過ぎずして主たる目的にあらず實は當時征韓の時に方々九州諸侯伯の嚮背如何を探知せしめたるものなり而して有樂齋は諸侯伯と面議あり是自ら發せずして陪臣上田をして九に州に航せしめたる所以なりと

藤右衛門は直に陸に上りて農夫森某の家に就く

森某一説には小林某にて樋口字道福に後裔ありといへり是大に事實を誤るもの抑も道福寺とは一癩寺の跡今の八木藤吉が祖先以來襲世茲に占居する所なり實は樋口字シヨバタケ森源藏の家今の森源藏即ち其裔なり初藤右衛門が其家に就くに方り宮の内に秘め携へ來りたる茶釜一個あり設茶釜底に純金を鑲む人稱して金茶釜といふ一見其形狀の近代のものにあらずるを知る現に近代まで同家の秘藏する所なりしが故ありて今は他人の有となり居れり居る事數日、

余按ずるに今の馬力瀧宮崎森上等の諸部落は同灣を距る近き事樋口よりの比に劣らず然るに特更に遠く樋口に來りて依れるものは蓋し以上の各村落は此後の築造になりしか將た比

々悉く沿海の漁戸權威ある幕吏の宿所に充つるものなりしか

風未だ歇まず偶々秀吉病んで薨す船長某素性貪婪なり秀吉薨すと聞くや之を機とし藤右衛門の陸にゐるの隙に乗じて夜潜かに重器數百點を奪ひ故らに本艇を沈めて以て自ら其踪跡を晦ます藤右衛門之を聞き且つ驚き且つ悲しみ自ら思へらく事已に茲に至る其罪死に免れずと奮然岩頭に上り海面を睨んで自ら其腹を屠る處に慶長三年十月九日なり

秀吉の薨する慶長三年八月十三日と聞く當時信通不便なるの致す所と征韓の最中にて群臣裏を秘したるにより五十餘日の後初めて訃音の船に至れるものか

村民ために之を憐み一小祠を作り崇拜して唐津明神と稱す(中略)後文政十年夏五月來島の漁夫曾て章魚を此海に漁す釣り獲たるもの偶々陶器を抱けり漁夫素より古老の口碑を聞く爰に於てか私かに之を釣るの念を起し廻ち細繩を以て章然の足に結び之を海中に放つ章魚海底(深凡三十餘尋)に到るや自ら逃れん事を求め固く陶器に卷纏す機を察して繩を引けば則ち海底に埋まる所の陶器忽然章魚に抱かれて出づ(中略)蚌鈎陶器の名眞に當れり云々明治三十七年九月十七日防長新聞による

秀吉薨じ征韓の軍収まり諸將一たび所領に歸るに當つてや内外聯應により薰化せられたる製陶

征韓の役と九州陶業の勃興

熱は遂に自國に陶窯を築くの氣運に向はしめ細川忠興は豊前の上野燒肥後の八代燒を起し黒田長政は筑前高取燒を起し島津義弘は大隅の帖佐燒を起し後又豊野燒・苗代川燒を起し松浦鎮信は三川内燒を胚胎せしめたる肥前平戸燒を起し毛利輝元は長州萩燒を起す而して肥前の大守鍋島直茂は所々に陶窯を起して獎勵し遂に有名なる有田燒を出せり東天の紅ひ燦爛人目を眩し日本美術をして愈々眞相の域に達せしめたる盛観は今日五百萬圓の製産を挑發する起因なりけらし、
鳴呼秀吉、匹夫より出で天下を蹂躪し宇内を席捲し延びて日本陶磁器史上に明暗兩界の朱線を區別し功を千載に遺す亦偉ならずや盛ならずや吾人は斯業の發達者として彼れが奇蹟功勞を永遠に傳へん事を望むや切なり



第九章 江戸時代

(自後陽成天皇慶長四年、至今上天皇應三年即紀元二千五百二十七年)

門頭に立ちて叫ぶも猶反響あり文鏡時代の征韓堂陶器に反應なしとせんや彼れは數千年斯業を以て汚穢としたる舊弊を打破したり彼れは國民の製陶心を喚起せしめたり而かも日本の半面に於て、輝々たる異彩は九州灣頭を照らし更に本州に向つて反對せり推して云へば征韓の一舉は九州製陶の發達を促進し餘響を東方に及ぼしたるものなり其果して然るや否やは吾人が以下論証する所について知れ

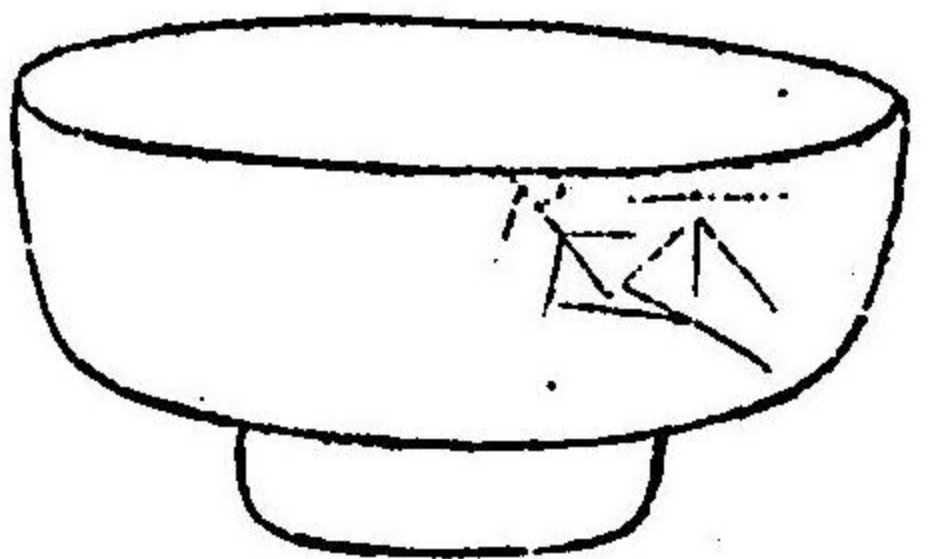
先づ征韓の片影として陶業の勃興したる次第を述べん

豊前上野焼及び肥後八代(高田)焼、此系統は細川忠興の起さしめたるものにて彼の征韓の後朝鮮釜山海の城主泗川縣十時郷の人尊益の子に尊階といふものあり加藤清正の恩澤を慕ひ歸朝の際隨從して肥前唐津に寄留し後高麗に渡り陶法の蘊奥を請け日本に來り細川三齋(忠興)に従ひ豊前小倉に入り五人扶持十五石を拜領して家人となり同國田川郡上野村に於て陶製に従事し居所に因みて上野喜藏高國と改名し當時流行物たる保護獎勵の結果は家來七十人を附き添へられ

上野焼と高田焼

領中他の陶器を使用せざる事を定めらるゝに至れり而して喜藏の子供等が小倉通道の折は騎馬御免にて且つ飼料等下付せられしは抑も千餘年前陶業を汚穢なりとして良民に加へざりし者の夢想だも及ばざる事なるべし上野由来書により私見を加へたり是れ上野焼の由来なるが肥後八代焼は喜藏が上野に

上野焼茶器 (似水所藏)



來りし慶長五年より起算して三十三年後の事にして上野喜藏の嫡男に忠兵衛といふものあり細川忠利が肥後に遷封せらるゝに當り寛永九年父と共に從ふて同國に入り萬治元年高田村字平山移居して陶製に従事せり世に之れを八代焼又は高田焼といふ上野由来書及び九州日々新聞參取陶器考証は此時二子兩家に分れたりといれど他書には見當らず正徳六年分

れて三家となり俸祿を給ひて製造に従事連綿代を重ね以て今日に至れり今の上野次郎吉同彌一郎同熊次郎諸氏は其末裔なるべし品質は鼠色にして象眼の術を施し最も優美なる物品なりがし今長崎南郡氏が所録せる手帳の一節を引用して參考に供せん

覺

一初代

第九章 江戸時代

上

野

喜

藏

二二一

右喜藏儀於豊前被召土席に被召五人扶持御切米十五石彼下置寛永九年三齋様八代へ被召連高田へ被差置慶子供兩人と申すは當時上野才兵衛先祖忠兵衛、私先祖藤四郎にて御坐候妙應院様御代右兩人へ五人扶持宛被下給御焼物所へ被召出同日兩家連被下候に付本末は無御坐候當時上野源太郎先祖は私先祖栗右衛門弟正徳の頃別録に被召出候

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 二 | 代 | 藤 | 四 | 郎 |
| 三 | 代 | 栗 | 四 | 郎 |
| 四 | 代 | 藤 | 四 | 郎 |
| 五 | 代 | 野 | 四 | 郎 |
| 六 | 代 | 東 | 四 | 郎 |
| 七 | 代 | 野 | | 熊 |
| 八 | 代 | 東 | 四 | 郎 |

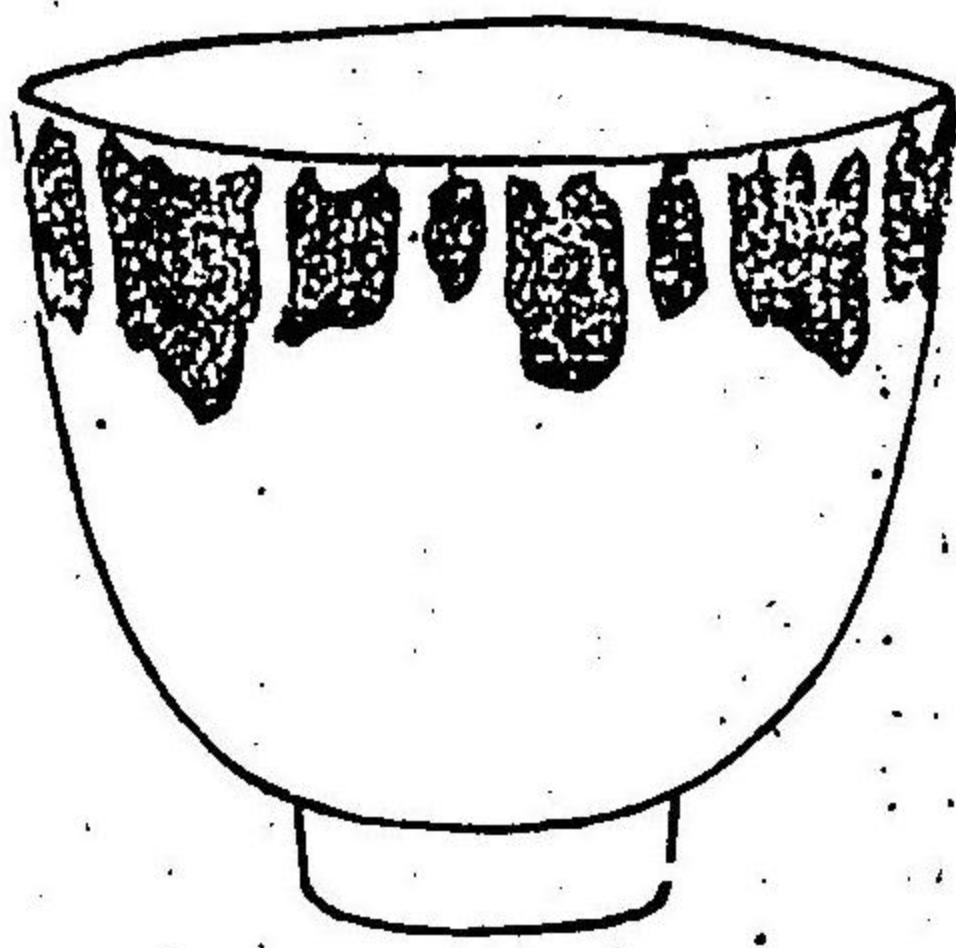
俗傳によれば七代陶工野熊最も技に長じ「ヤ」なる假名字を糸底に附し以て鑑識に便ならしめたりと兎も角象眼的技術は高田焼の特色なりしが如し世に賞用せらるゝ亦故なきにあらざる。惜茲に疑問起れり當時九州諸侯は製陶熱に驅られ互ひに銷を軋り保護獎勵の央、肥後加藤清正

のみの歴史傳はらず果して斯道の熱心家にあらざりしか細川三齋が肥後に入りしは征韓役を距つる殆んど四十年其間肥後陶窯のあるくを聞かず、いとも不審の事なりけり清正の浮囚は豊前上野、筑前高取に入りしを見れば清正其人は點茶の熱心家ならざるが如くなるも肥後城には儼然たる四疊半茶室ありとの説より對照すれば兎も角四十年間に於ける清正時代の陶窯なかるべからず而して考証の材料なきは遺憾なり長崎伊勢町の南部氏宅に高麗的陶器あり四寸計りの皿にして淵は繩形の捏造なるが其箱の銘に「肥後八代郡ナラキノ密加藤侯時代」とあり然らば前後四十年間の歴史亦陶器なしといふ可らざるが如し俗傳によれる「トドロキ」の製陶地同じく此時代なるか、要するに清正時代に於ける肥後の歴史は不明なり詮索し考証して遺蹟を社賢に公表するは各個専門家の任なるべし曖昧模糊に隠蔽せられたる四十年果して斯道の史料あるや否やは知る所にあらざるも當時の趨勢より打算して無かるべからずとは吾人の思想なり而して吾人の不學未だ得ず

筑前高取焼

筑前高取焼 朝鮮京城を去る三四里の場所一の村落あり章登といふ土人に八山といふものあり筑前國主黒田如水長政の恩澤を慕ひ後藤又藏の家來桐山常右衛門の媒介により高山肥後第五冊 高山の紀参取 日本に來り同國鞍手郡高取山の麓に於て陶所を築造す名づけて高取焼といふ、時は慶長十九年に

して恰も大坂冬陣の起らんとする時なりけり斯くて八山に高取の姓を賜ひ名を八藏と改めしむ
 又茲に加藤清正の手にありし浮囚新九郎なるもの同じく韋登（又井土と書す）の産にて縁を八
 山に求め共に製陶に従事す一説によれば長政、八山新九郎の兩人を得て陶窯を起すと吾人を以
 て見れば長政の共に幸ひ歸りしものなれば兎も角、一は長政にして一は清正なるを思へば八山
 は主位にして新九郎客位に立しが如し高取家系によれば新九郎の娘、八藏の妻となりたりとわ
 り高取沿革 借長政は工人を重き士籍に列し七十人扶持米を給與し全く藩業となしければ世人其製
 器 茶 燒 取 高
 (藏 所 水 似)



品を賞用して御座焼と稱したり原料は初め高麗
 より取寄せ製したるも漸々國內に於て發見する
 に従ひ後ち窯を越波郡中村、上座郡鼓村、早良
 村鹿原村、早良郡鳥飼村字茶屋の山に移轉して
 旺盛を圖れり即ち三石配合に應じ高宮、道化、
 布嚙志、錆、黒、白、黄の十色を二器に燒き出す法
 にして決して他の藥物繪具類を混用せざるは實に本品の特色なりとす黒田侯獨事業を以て監
 督せらるゝに當つてや先づ皿山奉行を置き製造物の種類を抹茶器、花入、置物と制限し他の製作

を許さず若し焼成品にして意匠に叶はざるものあれば盡く之れを破壊して粗品を社會に殘留せ
 しめざらん事を努めたり且つ燒立の度敷を毎年僅かに壹回に過ぎざらしめしは本品が今日世に
 餘り知得せられざる根因なりとす而して本品は主として幕府に献上し（明和七年香爐花瓶等を
 幕府へ獻せしより爾來例となれり）又は各諸侯間へ進物として用ふるのみに止まり只特別の事
 情ある場合に限り數量を制限して民間に拂下をなしたる位なれば當時の老人等は之れを賞用す
 れば中風病を豫防するに足れりと信せり森長三郎氏の
 傳記による

高取傳系

○高取傳系 高取八藏は初代なり其後同郡内ヶ磯といふ所に引移り新田二町除と拜領被仰付
 専ら高取焼を製造す其後伏見に被差遣小堀政一に奉謁御好を受て茶器を製造す其内にて染
 川横番段の夜の三品の茶入出来す後世に至るまで奇物の名を得たり然るに寛永元年黒田忠之
 公の御代始に機嫌に背き歸國の儀奉願勘氣を蒙り扶持被召放然るに二代目八藏寛永七年に
 再び被召出八石八人扶持被下置父の跡を繼しむ寛文五年上座郡鼓村に引移り相成三代目八藏
 の時元録十七年二月福岡荒戸山に引移り享保元年西新町東山に引移り四代目一郎助、五代目
 一郎、六代目保次、七代目種助、八代目保次、九代目八藏、十代目和三郎迄遺政官祿共に相
 續し地土藥石を所々に求め種々の物品を燒出すにより其名天下に普し龜井源太郎氏
 の材料による 寛永五年

薩摩焼

(稍疑)肥前唐津寺澤志摩守の家臣五十嵐某、先祖次郎右衛門茶事を好みたる縁により和薬を工夫して博多の泉神屋に送る國主忠之殊の外、氣に入り召し抱んとしたるも寺澤の浪人なれば之れを憚り秘密に三十人扶持を給與して召したりといふ血山記録による

●薩摩焼● 吾人は第二章大古時代に於て日本の陶磁器は出雲、大和、筑紫の三方面より開發せるものたるを説けり、然り筑紫即ち九州の方面は決して今日に初まりたるにあらず其因て來る所既に久し而して南方支那、琉球、呂宋等發達の母たらずんばあらず今日世に「薩摩茶出し」なる赤褐色の茶瓶あるは琉球土人の彼地に來り製出せしもの傳はれりといへり素より一の巷説に過ぎざれば吾人は果して然るならんと思ふるなり夫れは兎も角、純然たる製陶法の傳はりしは慶長三年島津義弘が征韓の役に從軍して召連れ歸りたるに初まり其時、十七人を率ひて歸り同國唐人町に居らしめ(今の苗代川附近ならん)製陶に精通せるの故を以て惣髮にて陶器を製せしむ其創始は慶長五年にして後ち工人を割いて大隅國帖佐に移し所謂帖佐焼なるものをだせしが寛永三年更に本國堅野に移したり又苗代川に居りし工人は近傍の地に窯を移し慶長十八九年の頃より義弘の獎勵により盛んに製出せり原料は最初朝鮮より携へ歸りしものによりたれど其後、薩日隅の三國を巡遊して原土釉藥石を發見せり本品の稍精巧に赴きしは寛政以後の事に

して矢張國主の監督によれるものなり而して上土上薬等を發見したるは朴平意にして朝鮮慶尙

薩摩焼向附 (雲海山筆)



す寛永元年五月死せりとなり薩摩焼由來考參取

道の人なるが義弘に從ひ前記十七人の中に加はりたりしが領内に於て白土上薬を探索せしめらる乃ち川邊郡加世田郷揖宿に到り最初の陶土を發見し直ちに窯を苗代川村に設く其佳なるものには義弘自ら印を押せりといふ後世是れを御手判と稱

肥前有田焼の考証なるが我國製陶歴史中最も趣味あり最も起伏ありて錯雑せるは有田焼に若くはなし左れば吾人は苦心慘憺以て考証を謬らざらん事を努めたり或は正鶴を得るに庶幾かりん乎、

此考証に先だち吾人は鍋島領内に於ける高麗陶工分布の状況を縷述せざるべからず酒井田柿右衛門が享保八年其筋に差出したる歎願書の一節にいはく

一、大関名護屋御滞陣の砌朝鮮國南川元と申所より御神祖様（鍋島直茂をいふ）被成御連越高麗焼の職人細工人釜焚に至る迄都合百五十人名護屋より城下の間に「トボー」に申す所の辻に釜を塗り焼立太閤の御上覧に相成其内七十五人御神祖様御領内被遊御連越七十五人南川原へ出で釜を塗り焼立て其後南川原其外へも釜を塗り所々に焼立て南川原の義は就中細工宜敷其子孫于今相傳へ罷在候事、

一書は南川原を南原に作る是等の考証は後に釀るとして名護屋城下の陶工を一は直系的に南川原に派し一は領内所々に分布せしめられしは掩ふべからざる事實にして果して其人數が七十名宛なりしやは今知るに由なし然れども今ト南川原地方の密跡に鑑み更に他に分布せられたる摸様に徴し兎も角、南川原に來りし工人の多數なりしは明瞭なりと考へらる而して分布の状

況如何といふに

- 一、松浦郡南川原地方
- 二、佐賀郡金龍山字熊山
- 三、小城郡多久村
- 四、杵島郡武雄村字内田

名護屋城下の陶工は以上の四區に向つて分布せられたり其熊山にあるもの即ち金氏にして後、松浦郡山形村字藤の川内に移れり蓋し此地は佐賀より伊萬里に通ずる道路にして伊萬里に屬せり何んが故に茲に移りたるやは知る所にあらずといへども或は東方西漸の結果にあらざるか酒井田氏の陶器沿革考を見るに左の記事あり

肥前陶器の創始たる逸焉として事蹟の以て明徴するに足るなく殆んど不詳に屬するが如しと雖ども蓋し天正年間肥前國松浦郡曲川村南河原の地に於て吳州焼の工場を設けしもの嚆矢に係るといふ

此記事は同家の陶碑銘（後に出す）にもあり家長彦三郎が名護屋に於て司たるべき朱印を豊臣秀吉より下付せられたるは天正の末年即ち文祿元年なれば此時曲川村に窯場のありし道理なし

南川原の起原
酒井田
柳右衛門

有田の通路
と李三平

借名義屋にありし陶工七十五人は松浦郡曲川の一隅に來り先づ陶窯を今の南川原天満宮の後方なる丘上に築造せり素より當時南川原なる地名はなかりしなるべきも是等の陶工南原(朝鮮全羅道)の生れなりければ南川原と因みたるにあらざるか酒井田舊記には南川元とあり原は元と音通せるにより妥當とすべきも異して斯の如き地名朝鮮にありしか南原なるものあるは今日人の知る所、是れ南川原の起因なるべし斯くて是等の陶工は更に其右方一二丁の場所に築窯し尙方向を轉じて南方に進み、こゝに一ヶ所かしこに二ヶ所と參差せしめて遂に平戸領の境界線たる段の本(今の東彼杵郡折尾瀬村木原)の入口まで侵入して工場を設けたり、并は吾人が平戸焼に就て他の半面より考證する好材料なれば幸ひに看過せられざらん事を望む以上説明する如く高麗陶工は既に南川原の上方面より南方一里の間に散在して製陶を施しければ茲に東力西漸の實功を顯はし他方の陶工は吸引集せられんとせり

茲に同じ鍋島領杵島郡白石村に酒井田圓西といふものあり素來製陶を好めるにや將た他の事情ありしか知るに由なれせ家族を率ひて南川原に居を占めたりける是れ後世、社會に技倆を表したる柳右衛門の祖先なるを記し、時は徳川將軍の元和丙辰の年、酒井田記

吾人は此際當時に於ける有田地方の經路を説明せんは曩に祥瑞五郎太夫の考証中に於て縷述せ

し如く只平戸領より杵島郡に通ずる道路あるに止まり今の大神宮山を左方に眺め板野川内に出で更に二三丁を過ぎ立野川内に行き武雄に達するを得るのみ有田沿革史いはく

此時にあたり今の有田を田中村と稱し深山幽谷にして僅かに松浦郡平戸より杵島郡の地方に通ずる道路あり

當時の田中村決して今の有田にあらざ曩きに説明せし如く杵島郡に通ずる經路は大神宮山を左方に眺むる行路にして今の有田は右方に望めり左れば有田は深山幽谷道路のあるべき筈なし先づ以て有田の開始は白磁發見以後にある事を知らざるべからず田中村今の太谷より板野川内間の総稱にあらざりしか若此説にして正鶴を誤るとも經路と有田を田中村といはざりしとは斷乎として立證する所なり

南川原地方の陶勢隆盛を極めしかば是迄小城郡多久にあり大口山高麗谷等に於て製陶を試みし工人漸く西進の情を醸し遂に板野川内を過ぎ大神宮山を右方に見て南川原に來り二三丁を隔てたる西方なる亂橋(即ち清六の辻)に一地を下し陶窯を設けたり是れ我有田開發の祖と崇拜せらるゝ李三平なりけり、有田工業史いへらく

我有田の起原は元和二年金ヶ江三平小城郡多久村より字亂橋に來り初めて陶器を製するに初

まる云々

次に其末裔と唱へらるゝ金ヶ江米助(有田郡古場の住なりし、目下伊萬里に移轉)が所持せる舊記を見れば左の如きあり
 某元祖の儀は慶長元年悉くも太閤高麗御征伐の砌り御當家御南部様御地へ暫く被爲遊御詰色
 々賣口御工夫の節、日峯様御勢山道不相知所へ御案内の者も無之(中略)向へ僅の小家立相
 見へ候ゆへ御家來御立寄(中略)其家より唐人(編者註す當時はいつくの者も、單に唐人といひ居りしなり)三人罷出で(中略)御
 合戦御勝利有之其後高麗御取鎮め御歸路の節、船場にて案内仕候唐人被召呼御褒美御差遣被
 下其上被相尋候儀は名元地名相記し且つ又何んの業を以て相渡り候や被相問候右の者其の申
 上候は農業仕候得共其内三平と申者は我の土にて陶器を仕立て候由申上候御威の上被仰候上
 は此節山道相尋候へば地下の殘黨共仇を對ひ可申一先づ我日本へ引越家業仕間敷やと懇に被
 遊御意候故致參(中略)速に御供仕候て(中略)其節多久長門様同様御出陳御歸國の上被蒙
 仰右の者共御預かりに相成り有田郡亂橋と申す所に被召置(中略)右唐人罷在候處高麗金江
 と申所の産に有之候由(下略)
 知るべし酒井田圃西が南川原に來りたるを、相前後したるを、人は李三平亂橋に來り製陶を試み
 じより南川原は起れりといふも吾人は非認す若し巷説を眞ならしめば彼は何の必要ありて更に

板野川内に移りしか夫れ先入主となるは社會の原則、生存競争は人類同種族によつて必ず起る
 ものにて工人既に充滿し同類既に棲息せる以上は決して少數競争者の堪へ得べきにあらす社會
 の進化は斯の如くにして開發するなり其然るや否やは萬國進歩の狀況に徴せよ吾人は今日長崎
 縣木原地方に當時の陶窯故趾點々縫綴せるを見て充分歸納し得たるものにて吾人は彼れ三平は
 同種族の抵抗に堪ゆる能はざると辨水欠乏との詰果により板野川内に來れるならんと察するも
 のなり然れども酒井田圃西が來りしも三平と時期を等ふし南川原に止まりしは同種族以外の系
 統に歸せずんばならず、人亦いふ佐賀郡金立山より藤の川内に來りしもの更に亂橋に移れりと
 此事については吾人考証の要なし然れども佐賀藩にて取調べたる有田の沿革には金氏の系統の
 みありて開發者たる李三平の姓氏なし金氏は藤の川内に來れる工人なるが三平の記録なきは不
 思議なり是れ調査洩れといへば夫れ迄なれど意あつていへば或は金氏の裔にあらざるかを疑は
 ずんばならず然れども三平は李氏なり姓素より異なりたるより推考すれば矢張多久より來りた
 るとの説至當なるが如し

李三平と百
同類

斯くて三平は一たび亂橋に來り手捏的の陶器を造りしも以上の事情により固と來し道へ引違し
 板野川内に來り薪材豊富と地勢の便利とにより茲に築窯の意を決し今の杵嶋郡住吉村(宮野)字

板野川内七十五番地樋渡茶左衛門宅の裏手より左方に掛け二個の陶窯を築きて製陶の術を試みたりしが窯場破損の修繕は由來彼等が不得手、一たび破損の箇所を發見するに至り、一丁計り右方に隔て、上面に掛け更に新築したるもの今日有名なる百間窯にして今の九十七番地より四五間右方に位ひせり此件につき有田沿革史の記事左の如し

亂橋にある所の李氏三平なるもの溪に沿ひ廻り字白川に於て陶窯を築き磁器を製す又字板野川内に於て窯を築く

圖らずも吾人の説と衝突せり、是れ畢竟有田なるもの當時の田中村なりとの速断より來りたる記事ならずんばならず吾人は既に有田の地理を説明せり假令溪に沿ひたるにせよ白川に築窯する筈なし兎も角記事は顛倒せり白磁發見以後に於て白川の陶窯は起りたるものなるを記せよ、金江三平の舊記に曰く

一、其砌皿山儀は至て深山にて田中村と申候て僅に田島にて百姓相立居其末右唐人御合により段々見迫り候處今の泉山へ陶器を見當り第一水木宜敷最初は白川天狗谷へ釜を立て云々白川の登窯果して白磁發見以後に成りたるは右にて明瞭なり左れを舊記は百間窯を白川窯の後とせり是れには吾人亦非認せり記事は稍岐路に入るも此場合吾人が引用する金江三平の舊記

なるものは、いつ頃出來しものなるかを記述せざるべからず就いて見れば單に「卯九月、金江三平伴、金江惣太夫、三平兄久四郎」とあり何時の年號なるや知る由なきも文中「今の惣太夫まで先祖より六代に相成云々」の記事あるに徴すれば大略は推知し得らるゝなり而して末裔米助の談によれば三平惣太夫共に隔代に名付けしものにて今日迄九代なりと吾人は更に有田報恩寺境内にある三平等の墓碑を調査せり「一法宗輪信士、金ヶ江惣太夫、明治八亥九月廿七日」是れ八代なるべし其脇に「金ヶ江三平、萬延元年申八月廿一日」と刻し角太郎と台葬したるものあり惟ふに此三平は七代なるべし、左れば吾人引用の舊記は其前代たる惣太夫の舊記にて卯年とは文政二年の事ならん勿論卯年は其後天保二年十四年等あれど其舊記は有田大火の折、幸ひに取留めたるど家人の談話に照らし文政二年と断するも無理にはわらざるべし然り文政年間におりて元和の記録をなす時に誤謬なしとは保すべからず吾人は猥りに舊記書類を没却せんとするものにあらざれど論理の肯定せざる以上は立論の順序として一言せざるべからざるなり

三平が最初の築窯地は百間窯（白磁發見以前）にして白川は其以後なるべきは断じて疑はざる所、舊記は現在白磁發見以後に於て白川は成りたりと認定せるにあらざるや、百間窯なければ白磁發なく白磁發なければ白川なしとは一括して論評し得べき問題なり白川が先きか百間窯

が先さかは今更彼是辨する迄もなく言ふ迄もなし只茲に注意したきは擬きに述べたる田村なるものは決して今の有田にあらざる事はなり此断定は以上の考証をして前後錯雑せしむるものにて吾人は田中村は有田にあらずとし有田沿革史及び三平の舊記は有田即ち田中村なりと推定せし差異は結局百間窯と白川との前後争ひを生せしむるに至れる次第なり俗傳によれば三平、亂橋にあるの時、明礬を含有せる水流るゝに遇ふ是白磁礬のあるならんを察し溪に遡りて泉山の礬所を發見し初めて百間窯を築造せりと然れども亦事實の肯定せざるを如何んせん白磁礬の發見により百間窯起りしとせば何故に泉山の近傍に築窯せざりしか何んの必要ありて十四五丁も隔たりたる板野川内を占定したるか之れを要するに百間窯は白磁礬發見以前に顯はれたりしは今日土陶器雜物の破片が採掘せらるゝによりても明かなるべく而して白磁礬發見以後に繼續したりしは又磁器の細片が其窯所より拾取せらるゝにても充分立証せらるゝなり今現場に於いて見るに只畑の變形となり敢て舊趾を殘さずといへども土中を採掘すれば當時の遺物たりしものなきにあらざる又他に製品を埋めたる個所あり、是れ彼等の風習として恰も唐津に掘出物あるが如く粗悪物を埋没したるものなるべし

宗傳と神古

果にして敢て疑を容れざる所茲に於てか彼れは陶窯を小樽に移せり深山幽谷たる今の有田は既に開發せられんとせり推していへば大神宮山を間壁とし其左方か百間窯、右方は即ち小樽窯、有田町が右方に成立するの機、此時に胚胎せり泉山を一直線に下り南川原、亂橋に通ずるの道路は茲に端緒を開きたり山谷村の有田此地の所轄なりしにより有田なる町名は初めて世に紹介せられたり武雄村内田、伊萬里郷藤の川内にありし高麗陶工は進路を轉じて有田に入れり武雄村字内田に居りし工人宗傳なるものあり後藤家信が征韓の役に捕ふる所となり其夫妻を從ひ國に歸り廣福寺の門前に居らしむ宗傳乃ち歸化し本國居住の地を以て氏となし深海と呼ぶ後ち名を新太郎と改む爾來、深く廣福寺の住職別宗和尚と交り又領主家信の恩遇を蒙り内田村の地若干を賜ふ今猶内田字皿山に陶窯の跡あるは蓋し宗傳が築造せしものに係る宗傳乃ち茶碗香爐を造り一を家信に奉り一を別宗和尚に贈る世に新太郎焼と稱する是なり斯くて宗傳は元和四年十月廿九日死没しけるが(法號天室宗傳居士)其妻能く子女を教育し後内田村を捨て有田に來り字神古場に移りしは李三平が白磁礬を發見したる後なりけり宗傳の妻曾妣此礬を見て喜んで曰く天公我をして業を此地に授け賜へりと大いに子兒を獎勵して製陶に従事せしむ曾妣は明曆二年三月十日死亡し萬了妙泰大姉といふ年九十今現に報恩寺墓地に碑あり是實に深海且製

金氏と古泉

陶の始祖たる記による

次は藤の川内に於ける金氏なり其末裔今考ふる所なし然れども一たび白磁器の発見せらるゝに及び必ず此地に來りしは推理上然るべき事にして吾人は思ふ有田なるもの果して白磁器発見後に起りたりとせば今の泉山石場門前近傍に是非陶窯なるべからずと此處に陶窯あらざれば有田町が一直線に成立する道理なし有田が白磁器以後にあるとの立証としては最も古利と稱せられ居る報恩寺の開基和尚が元暦三年に死し武雄西福寺五代目の和尚頂譽上人此地に來り稗古場に庵を造りて頂譽庵と號し後ち外尾(今の有田村)に移し淨土宗善福院を開き萬治元年六月廿九日死没し法元寺日億聖人が寛永七年九月十六日に寂せるに徴しても充分明瞭なり況んや李三平が後ち本國居住の地を氏とし金ヶ江三平と名乗りたるも明暦元年八月に於て死せるものおや茲に於て有田は白磁器発見と軌を一にせるは今更繰返へす必要もなし然らば則ち泉山の入口に陶窯なるべからずとは從つて起るべき問題にして吾人は此點に着目して調査に従事したり然れども是れといふ確たる故趾もなく稍考証に苦しみたれども今の有田町二十六番地の裏手に當り古窯らしき跡を突き止めたり就て見れば漠たる畑以て當時の現状を認めずといへども遺物は歴々として考稍証の材料に供しつゝあり是果して何人の手になりしや知る所にあらざれど金氏

の傳系明かならず前述の窯跡傳はらざる以上は或は其手になりしものにあらざるか是吾人が餘り穿ち過ぎたるものならんも亦考証の材料たらざるなきを得んや吾人は是れに命名するに古泉窯の名稱を以てせり

左れど斯く數多の韓人入込むに金江三平最も其長たるものにて多久氏より下附せられたる左の書類は其實情を直寫する立証なりけらし金江米助所藏舊記

一、三平以來數年出入申儀に候故一門の者十人へ先様小扶持申付候然は自然人入用の割は相當の儀可申付候與頭は至其時可申渡事

一、御法度并山口掟等不相背御連上等少しも相違無之様相勤可申事

一、我等被官(此間不明)狼籍成儀共不仕扱又喧嘩等有之割徒黨を結び方人等仕候儀別て無之様に内々其覺悟可仕候事

右條々爲後日申渡候條可存其旨者也

明暦二年八月晦日

長門守 判
美作守 判

- 金江興右衛門
- 金江津左衛門
- 金江佐右衛門
- 金江藤右衛門
- 金江十右衛門
- 同 名
- 金江清五兵衛
- 金江十兵衛
- 金江八右衛門
- 德永彌三右衛門

金江を名乗りしもの三平のみならずより觀察を下せば三平系のもの當時十餘人ありしは以て其長たるに至りし主因なるべし其後、辰十二月十八日の記録として德永彌三右衛門、金江平右衛門、同利左衛門、同萬右衛門、同彌五右衛門、同辨之助、同源右衛門、同佐右衛門、同久右衛門、同三兵衛等の名見ゆれども、いつの辰年なるや考証するに由なし金江米助目下有田町外

四ヶ村共有磁礫即ち有田町字境松三百八十番（イ）山林五丁二反廿一步（ロ）宅地一畝十五歩の面積は有田町役場の調査による實に三平の功蹟により今日の發達をなしたるなれば安永二年にも多久氏より扶持米は下付せられ居りしなり金江米助書記による

皿山被官の儀由緒有之者共につき切米三石永代令給者也

安永二年巳正月十三日

美 作 守

以て三平が如何に有田に功勞ありしかを察すべし

有田の創始
長崎正覺寺

今の有田は白磁礫發見以後に起りたるは以上説く所の如し然るに吾人が説を破却するに足るべき反証らしきもの顯はれたり、他にあらず長崎年表慶長九年の條の記事とす

一向僧道智正覺寺を建つ、道智は肥前有田の士久しく島原に質たり後ち加藤清正に屬して朝鮮の役に從ふ歸つて僧となるや鍛冶屋町に住し釋教を説く異宗徒大に之を怨む危難に遇ふも數度小笠原一庵奉行に任ずるに及び大に道智を助け布教の事に盡力せしむ之に至つて幕府に請ふて一寺を創す（下畧）

慶長九年長崎正覺寺を創立したりとせば彼れが有田より出で島原に質たるは必ず文録以前にし

落ち散りて打ちしはれたる残りの松葉、敢へなくも元和乙卯の夏の陣に亡ぼされ見る影もなき主人の最後、五郎七の心中如何んぞや彼れは豊臣全盛の砌り聚楽邸に於て御庭焼を製し征韓の後加藤清正に従ひ高麗に渡りたるも今や寄邊なき捨小舟、浪に漂よひ荒らしにもまれ頼みのぬしも泣くくや舞子の濱を跡に見て思ひあかしの浦千鳥、友に離れて只ひとり心つくしの博多の津、承天寺にぞ着さにける

茲に承天寺老職は酒井田圃西が白石村に居りしより交り結び子息喜三右衛門（即ち初代柿右衛門なり）が製陶の業に従事するを聞き五郎七をして教授の任に當らしめ斯道の發達を斯せん事を企圖し端なくも橋渡しの時機は投合せり老職なくんば柿右衛門の名譽を永遠に持續する能はず五郎七の技倆を社會に紹介する能はず此二ツの者以心傳心的偶合により、かささぎの翼は早くも南川原の小天地に向ひて、かゝりたりき酒井田圃

以幸便一筆啓上仕候打絶御無音罷過候處今程愈々御堅築の由彌重相成奉存候借先年入湯罷出候砌り御蔭緩々見物等仕り御世話に相成り御全家へも御社中へも可然様御厚禮乍憚御鶴聲可被下候然れば高原五郎七と申者前週懇意に有之候處別紙の成行にて昨年書狀差達被申候條當春より拙寺へ被參居近頃は肥後表被參只今にては無寄方滞人と相成一体奇用なる男にて樂鏡

借又南京（京の一字は紙に虫喰ひ明瞭ならざるも吾人京字と断定せり）寫白手の陶物等細工被致候處見事なる事にて候故幸ひ貴家〇〇〇〇（此間四字不明）御子息陶物方被成候得ば此仁御相談被成候へば可然義と相考申候故肥後より被歸候上相進遣はし可申別紙の儀は昨年拙寺へ被指送候大坂一亂文章の寫珍らしき事共にて後世の見物とも可相成と存候故書役へ爲寫差上申候猶又前方よりも申遣候通り御滞留の御積りにて御遊來御出被成候へば久方振風事相樂み可申候故何卒寒冷不相成内御出浮の程偏に待入申候旁々御掛合迄如斯御坐候早々頓首

八月七日 承天寺 愚老

酒井田圃 西雅兄 右に添付するは五郎七より承天寺に送りたる大坂陣の顛末にして史論の材料とはならざれば省略すべきも其末尾に左の如く記しあり

正月廿六 攝津國大坂より 高原五郎七

筑前博多津 承天寺

依て今年號を按ずるに豊臣氏の亡びしは元和元年にして五郎七の書狀に昨年とありたれば「正月廿六」は元和二年正月廿六日の事なるべく而して承天寺よりの書狀に「昨年書狀差送被申候」とあれば圓西が承天寺より請取たる私翰は元和三年八月七日附のものなるべし更だ三年八月に彼五郎七は肥後表にありとすれば南川原に來りしは早くも翌四年の事ならざるべからず元和四年は李三平が多久より亂橋に移りたるより二年後の事にて百間窯のなりたる時期よりも稍おくれたる譯なり、シテ見れば……

斯くて五郎七は南川原に來り圓西の宅に居し今の天満宮の後方に於て陶器を作り喜三右衛に教示するに秘訣を以てせり白磁礦發見せらるゝに及び益々技術を發揮し遂に角福一柿の名譽をして柿右衛門に享有せしむるに至れり伊萬里は同じ松浦郡内にして有田を去る約三里西北の間に位ひし素と餅村の

初代柿右衛門時代
錦角蓋
(似水所藏)



有田と伊萬里

肥前平戸燒の考証

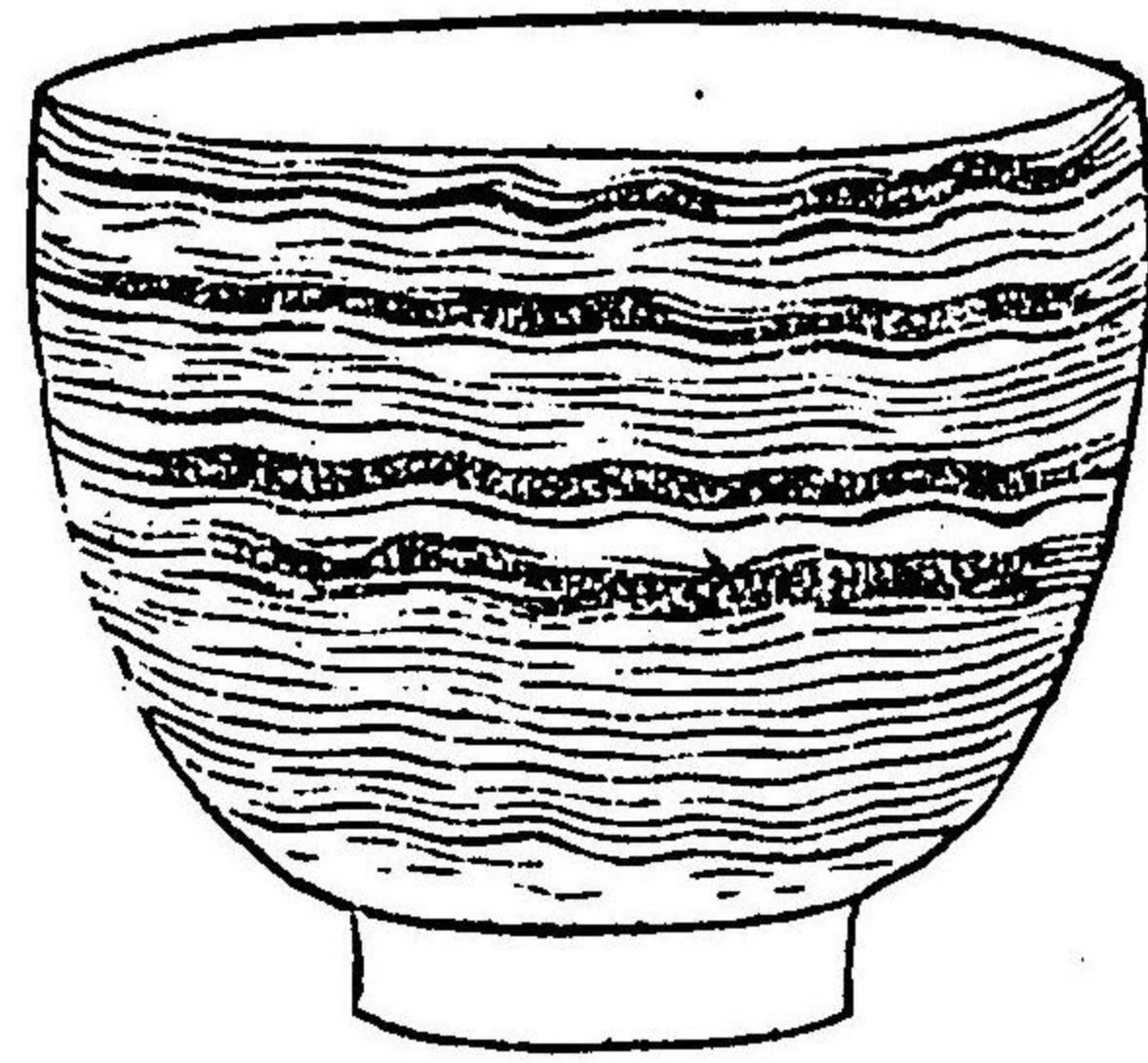
漁地、寥々たる人家なりしも一たび有田の磁器開發せらるゝに及び交通運輸此地によるを便となしければ漸く繁昌の地となりたり而して販路を大坂に開き越後に望み仙臺に求むるに至りてや皆程を伊萬里に取り行く者、參差し縦横して宛然製陶地の趨勢を呈せしめたり有田亦山間の一寒地固より四達八通の塙所柄にあらざれば地形上初めて伊萬里に氣脈を通じ有田を製陶地とし伊萬里を販賣地とし各自分擔經營する所となりしも由來有田は荒蕪たる土地にして漸く人家の繁殖せしは享保年中富村勘右衛門等が冒險的私販を試み磁器の名譽を發揮せしめたる後にして以前は只バラ／＼的の村落なりければ製出磁器の眞價を保たんに結句最も世に知れ居れる土地を表示せざるべからざる譯なれば往來交通の中心點たる伊萬里は茲に磁器製出の塙所と認識せられ遂に今日に至りても有田燒をして單に伊萬里燒と唱道せらるゝ場合となれり其誤認は勿論なるべきも如何に兩地關係の密接なりしかは今より推測し得らるゝ道理なりがし肥前平戸燒 以下平戸燒(又早岐燒)の考証に移らん弘化五年三月調方に質問して沿革書を作りたる平戸侯老職山本甚左衛門景興の記録陶器考証に載せられたり其一節にいはいはく早岐に木原山江永山と云あり皆今村の弟子の家なり

今村とは三川内の始祖を指せるものなるが吾人は此沿革書と見解を異にせり今就て通讀すれば

水原地方の陶器

三川内焼なるものは南方北漸の結果に歸せるが如し吾人はいはん決して左にあらす南北推進の結果なり再言すれば平戸領内に於ける南北の兩極端より發達し來れりど、吾人は有田燒考証に於て南川原の高麗陶工が平戸領渡の本（今の木原山）の入口まで進入したるをいへり今日現場について見よ尾崎常吉宅を中心として右へ左へ古窯の跡尠からず、のみならず當時の製造品と見るべきもの土中に點々たるを、人はいふ平戸にありし工人肥前唐津に移り更に茲に來れりど是根底の大謬見なり唐津より來りたるは三川内にこそあれ未だ木原山に隻影を留めず三川内系

元和時代高麗茶碗
（政の本附
近より著
者が發掘
して得た
るもの）



と木原系とは截然として異なり寸毫の疑を容るべからず而して木原山は古代キツタ山（木綿山）と稱せられしが後轉訛して木原山となりたるなり斯くて高麗陶工は全速力を以て南川原の方面を荒らし遂に木原山に進入し更に大村領を略したり（次に説く）時は慶長より元和の初年なり今日世に木原茶出しと稱する土瓶あるは

其遺法によらずんばあらす俗傳によれば横石藤七兵衛なるものあり磁窯を起し製出を試みたりと果して然るやは明晰に斷言するを得ず何んとなれば疑念の氷凝したればなり遙か下つて藤七兵衛なるものあり正徳二年天草より砥石として來れる長石を檢し磁器の材料としたる人にして開は享和二年六月十二日を以て死し觀岳青山信士と號せられし人なるが横石家傳記による此祖先に藤七兵衛あり初めて木原の陶器を創始したるや考証の材料なし然れども正徳時代の藤七兵衛が天草下津深江某氏の早岐間屋（今の天草屋の祖先なりといふ）に齎らし來れる長石を見て磁器の原料にあらざるかを疑ひ遂にアジロ土に混和使用せるより考察を下せば或は其以前に藤七兵衛あり陶業を遺傳したるにあらざる乎、兎も角吾人は此考証の如何に係はらず木原は三川内と別系なりとは斷じて疑はざる所、若し一步を譲りて然りとすれば三川内の姓氏木原にあるや如何を調査せよ吾人は一言以ていふを得べし中里今村の氏は決して木原になしと以上は北方より推斷せる大要なり是れより南方を説かん

中野村の陶勢
文錄三年九月平戸の領主松浦鎮信朝鮮の役に從ひ彼地より歸るや熊川の陶工巨關なるもの亦從つて歸化し平戸島の中野に居り以て器を作る之れを中野焼といふ其址今皿山の地あり是れ今村彌次兵衛といひ三川内焼の初代となりしもの、祖なり今村家先祖遺書取

夫れより巨關は領内諸所を巡遊して原料を求めたり陶器考証は日宇村に於て更に藤原焼を製せりといへるも吾人は順序立ちて記載する程の事もなく只巡遊中に試製したるものと考へらるゝなり左れば藤原焼のみに限らず檢索すれば多々あるべく口碑によれば葎の本附近にても試製せりと或は無根の説にもわらざるべきなり而して今村彌次兵衛が平戸の中野にて焼きたりし事蹟は菅沼貞風氏の平戸貿易誌第百〇二頁にも今村正芳の先祖書によりて記載せられたるが正芳とは彌次兵衛の名乗りで累代正芳と命じたるやに開けり即ち初代彌次兵衛(巨關)、二代三之丞、三代彌次兵衛、四五六七八の五代亦彌次兵衛、九代祖八、十代土太郎、十一代祖八、十二代甚三、此甚三こそ現今の三川内陶業者なりしが先年遂に病死したりけり其支裔は三代彌次兵衛より分れ傍系的に傳派し目下三川内二百二十五番戸に住せる今村豊等となりつるなり斯くて初代彌次兵衛の子三之丞迄は中野村に居りしが三代彌次兵衛に至り三川内に移れり時に慶安三年の事なりき今村家傳記による

○今村舊記抜萃 必要なるもののみを摘舉する左の如し

慶長三年朝鮮奴之從而歸化者百餘口居之城南謂其處曰高麗町

(記者曰ふ高麗町とは平戸町を距る事八丁餘の南方櫻馬場の上中野通路の傍にあり朝鮮人の

墓碑今尙存す)

◎朝鮮人之裔今僅存二戸而自先世役于庖厨熊川陶工亦從而歸化居于中野

因陶工之裔遷巨岐三河内正芳即其後他至于今仍業陶中野舊趾呼曰燒

今村履歴申傳

朝鮮熊川産

ユモカイ人燒物師記者曰ふユモカイとは地名なりん

巨

關

右者法印『鎮信様』入信様より被召連候由何方に住居仕候哉燒物等も燒立候儀被仰付候

文祿元年四月廿八日壹州より被遊御出船朝鮮國へ御渡海慶長三年迄七ヶ年之内朝鮮へ被召

御在陣

巨關、倅 今村三之丞

右御國(註に曰ふ御國とは舊平戸藩領内の事也)にて燒物仕候場所見立可申に付折々樵嶺南川原所々廻り候半御國へ罷歸候様被仰付悻彌次兵衛召連早速罷歸折尾瀬村葎の本に釜塗立細工仕候得共宜品出來不仕候に付三川内へ釜塗立候所色合宜敷出來仕候則只今之場所にて御座候

第九章

江戸時代

二百三十三

右葎の本は只今御細工所北手木原山の脇に有り

一國々に皿山（註に曰く皿山とは陶器業地の俗稱なり）取立候者共より落付の儀尋來候は、万端共に宜方に答候様に御意被下置其趣方々（書通知らせ指越候へば聞及嵩山（三川内の事）へ集來候に付無間皿山人數相揃

三之丞 忰三代目

今村彌次兵衛（後に如猿と改名）

右焼物細工色々焼立御上らせ差上候處御用に相成爲御褒美則別帳之通格祿等被仰付其後品々御繪圖被仰付出來仕指上江戸にも被召連候由

切米拾石（註に曰く切米拾石とは正米十俵の事なり）

御馬廻格 米拾俵御合力

四代目 今村彌次兵衛（此者如猿より先に死去）

一御宛行拾石に貳人扶持上釜燻間外に新田地行貳拾石（是は如猿代に土地御免被遊貞享三年に如猿代に開知行と相成）

五代目 同 彌次兵衛

一御宛行右に同（是は三ヶ皿山代官役兼被仰付）

右新田知行貳拾石之定三代目の弟伊助（四石四代目之方次郎兵衛右同庄次郎右同幾右衛門右同彌次右衛門と三石宛と拾六石配分殘る四石彌次兵衛知行に相成今に子孫に持傳 享保十八癸丑年八月四日取調

五代目 今村彌次兵衛正芳

三ヶ皿山惣家數七十九軒内

三川内皿山戸數五十一軒

此内御用御細工人御扶持取人

内 貳軒 御歩行組

全 貳軒 御弓組

全 五軒 御用貨取細工人

内 四軒 御徒士組

全 壹軒 脇間

全 拾軒 釜燒

| | |
|-----------|-----|
| 内 四 軒 | 人 内 |
| 全 六 軒 | 協 間 |
| 全 三 拾 貳 軒 | 間 人 |
| 内 六 軒 | 人 内 |
| 全 貳 拾 六 軒 | 協 間 |

但し三川内總人數貳百參拾七人 内男百廿七人 女百十人

高麗媼と今村彌次兵衛

茲に注意すべきは彌次兵衛が三川内に來らざる以前、此土地に陶工ありし事にて即ち秦と肥前唐津より移住せる高麗媼是なり

征韓の際彼の國より歸化して該地に來りたる韓人に高麗媼といふものありしが唐津に於て中里茂右衛門に嫁し一男を擧げ寡婦となりしかば其子を更に茂右衛門と名づけたり然るに當時木原附近は高麗陶工充滿したりければ夫れを便りて三川内に來り陶器を設けて釜山と名稱を下したるは韓の地名釜山に因みての事なるべし夫れより婦子は製陶に従事する事となりたれば今村彌次兵衛の聞く所となり父と共に高麗媼を訪ねて三川内に來り別に陶器を起し姓を今村と改め法跡して如猿といふ日用品に高の篆字を輪廓とするは矢張媼に因みての事なるべし釜山神社の碑

にさばく

釜山神社記

三川内之陶器名於天下尙矣其地舊屬平戸藩南與大村接壤峯巒遠峙溪湖深邃秀氣所鐘產出良器蓋亦有不偶然者矣窰自高麗媼始媼沒百五十年其子孫建祠祀之名曰釜山神社蓋俗謂陶器曰釜山且取之韓之釜山歟今茲癸未又欲刻以不朽之來乞余文石乃記曰媼本韓人文錄之役隨而東至唐津嫁中里茂右衛門者生男寡居後來此地始開陶窰其法傳自高麗故世稱曰高麗媼年一百又六以寛文十二年沒男亦稱茂右衛門是爲中里氏之祖同時有今村三之丞者拉子如猿跡媼來別開窰是爲今村氏之祖三之丞父巨關亦韓人與媼同歸化故兩家親密誼猶通家與俱用力於窰業其名漸著藩主松浦君賞其精巧召如猿錄之又召媼及茂右衛門辭不往媼嘗建一小祠祀之曰我死必禁祠煥煥伏地不去我魂必留此永護陶窰若否則必歸韓及沒焚之果如其言子孫驚異益專力於窰業於是藩主給以田回山林一百餘丁後有所索必命之二代加與錢穀不問所費其所窰造益極精巧遂擅美於天下矣今也則勢一變悉爲民窰不能復如昔時豈不甚惜乎雖然其製堅緻細閏猶自有與他窰不同者媼之功固不可磨滅也嗚呼方今國家務興產業以謀富強則安知三川内之陶窰亦不復於前日哉

明治十六年九月

第九章 江戸時代

二百三十七

三之丞、高五郎七の製陶術を習はんとす

流石は支裔の建立せし碑文だけありて子孫驚異の事蹟などは餘程面白し、而して支裔の氏名は別に石に刻して紀念碑と並立せしめたり中里勝七郎、中里段右衛門、古川頼藏、吉永勝兵衛、中里多彌左衛門、中里音右衛門、中里作三郎等は即ち其支裔なりき、今村三之丞が各地を巡察せる頃は恰かも鍋島領南川原に太閤のお抱へ陶器師高原五郎七が柿右衛門の宅に來り居る際なりければ彼れは如何にもして其秘訣を探り製法を習はんとしけるも争かてか容易に知り得べき遂に彼れは其妻を雇婦として柿右衛門方に住ましめ五郎七が調合せる藥品の手傳ひをなし遂に知る事を得たりと巷説は傳ふ之れに就て三之丞の舊記に曰く

右三之丞平戸を出で龍造寺領（佐賀藩）有田南川原に參り五郎七細工の手筋宜敷相見へ逗留の内、須古剎岡山に廻り後ち如猿となる七才に相成候ものを黒髮山尊覺寺法師に預け九才にして山より下り法印直筆勢至菩薩の一軸、八十の左比尊覺と認被下……

説の眞偽は姑らく措き三之丞が製陶熱に昂上するの餘り五郎七の陶法を覺へんとしたるは事實掩ふべからざるものなるべく而して其子彌次兵衛亦父に譲らず彼れが一たび黒髮山を下り三川内に來るや土質の良好ならざるを憾み百方探究せる結果として平戸領江上村字三ツ嶽のアジロ

アッロ土と天草土

なる原土を發見するを得たり後、前にいふ藤七兵衛天草石を混和する法を創意して完全なる物品を製するの域に達せり而して平戸侯は特別獎勵の法を執り盛んに製出をなさしめ三川内燒の名譽を博するに至れり江永山は三川内以後の事にて寛文十年に起りたる考証する迄もなし而して三川内燒の原土たるアジロ土については明治時代に至り所有權の争ひあり法庭を煩はすに至りしが明治十三年三月三十日を以て行政處分に屬すべきものなりとて、長崎裁判所の却下する所となりたれば翌四月を以て又々時の長崎縣知事内海忠勝へ處分願を提出したりけり其勝敗の如何は史論の關する所にあらざるも江戸時代の詳況を知るに足るべきを以て左に轉揭せん

陶器土取塲所御處分願

長崎縣肥前國東彼杵郡江山村字三ツ嶽

改正二千七百十二番地

一改正宅地反別貳畝拾歩

同縣同郡同村字同所改正二千七百十三番地

一改地正山林反別四反八畝十五歩

同縣同郡同村字同所改正二千七百十四番地

一改正山林反別四反八畝十五歩

右山林陶器土取塲となりし原由は寛文十二年甲子年舊平戸藩主松浦詮祖先代に三川内木原江永の三皿山へ附與になり加之無税にして陶器起業を補助せられ則ち甲號の宅地には舊藩主より役所を設置し三皿山請役所と之れありて該業益々繁殖し又嘉永年中に至りても起業を盛大になさんと既に丙號一筆おも増加せられたるのみか廢藩の際には舊平戸藩にては町村にある役塲は悉皆入札の分賣ありしも甲號役塲の義は三皿山請役所にて素より特別の譯柄ある所以にて廢藩の節も無代價にて該役塲建家は下附せられ現今にても地租上納は勿論該家營繕等も供費を以て致し參る矣（此間處分願の旨趣なれば略す）更に三皿山陶器營業者二百七十餘戸の私共に特別の御詮議を以て従前の通り仰付被下度裁判言渡書并に新舊圖面相添へ此段伏て奉恐願候也（下畧）

大村領内の製陶地

大村領三股燒、永尾燒、中尾燒及び稗木塲燒、は別に記載する程もなければ茲に一括せんに大村領の系統は南川原陶工によつて起り木原方面に進入すると同時に更に此方面に驕足を延ばして製陶をなしたるに初まる寛永六年平戸の三之丞が肥前唐津の陶窯を視察し次ぎに大村領に立よりしを見れば最早此時は既に製陶所はありしなるべし郷村記の録する所によれば慶長年間江

戸の町人萬屋藤九郎、時の押役に請願し始めて三股に窯を設け、正保元年中尾に、寛文六年永尾に、同七年稗古塲に開き後ち三股に皿山役所を置き各山を統轄し天和中始めて三股に産する原土を以て白磁を製す云々とあり左れと吾人は慶長説には到底服従する能はず高麗陶工が南川原に來りしより更に各所に分産したるは屢々立言せし通りにて高麗陶工以前に於て大村領に製陶歴史を有する筈なしとは吾人が信じて疑はざる所、左れば三股の開始も寛永年間ならざるべからず大村領の陶工が高麗系を有するは稗古塲の福田哲雄氏が朝鮮稗山の陶工此所に來りしにより稗古塲と命名せられしにむらやと談せられしに徴しても明かにて吾人は飽くまで寛永説を執つて動かざるものなり

平戸領主の陶業

吾人は漸く征韓の餘影として勃興したる陶業を敷述し得たり而して直系的に外來の物品を輸入せしめて奨励したるは平戸の松浦領主とす元和四年五月領主隆信が江戸より平戸に留まれる家人山本覺右衛門に贈りし書にいはいはく

態と申遣候常年唐船より珍敷から物參候は、水指、水こぼし、香爐、花入などの類手のかはり候道具候は、取候て可然候假令數寄屋に出るほどの物にて無く候共くるしからず候爲其如此候謹言

五月廿八日

隆

信

山本覺右衛門

尙々當年末には御年寄衆御振舞申候其内何にても珍らしき物を送可給候爰元はすきのたる

比て(不詳)自然オランダ船もシヨエン茶碗なぞ御座候はんと存候平戸貿易誌

次に寛永十年唐人「カピタン」へ送りたる謝状の一節に左の記事あり

一土の物注文を以給候過分に候一つも不殘其方付候まゝ上様へ貴所進上の由申候て上申候大

炊殿は其方下候義は無用に候(中略)自然皿茶碗水つき酒つき油つき其他珍敷道具候は随分

求持下り可有候踏次造作の義は不苦候(下略)

七月廿四日

肥前守 隆 信

唐人カピタン 参る

(平戸貿易誌による)

左れば松浦家世略傳にも

二十九世天祥公松浦鎮信――漁業商業を營せしめ及び諸工業を勸奨す今の三川内陶工場の如きも公の代に始まるといふ

とありて松浦領主が如何に斯業に心酔せるかを知るに足るべし九州方面以上の如くにして發達

幕府の茶會
と對馬燒

せり當時徳川家康大政を奏決し鎮撫功を奏しければ幕府も茶會を催すに至り寛永五年八月十四日、西の本丸にて口切の茶を仙臺、薩摩、兩中納言松平忠昌、立花宗茂に賜ひ此頃屢々茶會を開き諸大名を召し之れを賜ふ徳川十五代により諸侯の國に還りて製陶を試みるもの多く此頃對馬

燒なるもの出で茂三、玄悦、小道二、小道三、彌平太、

太平、徳本の七人當時の名工と稱せらる陶器考附録

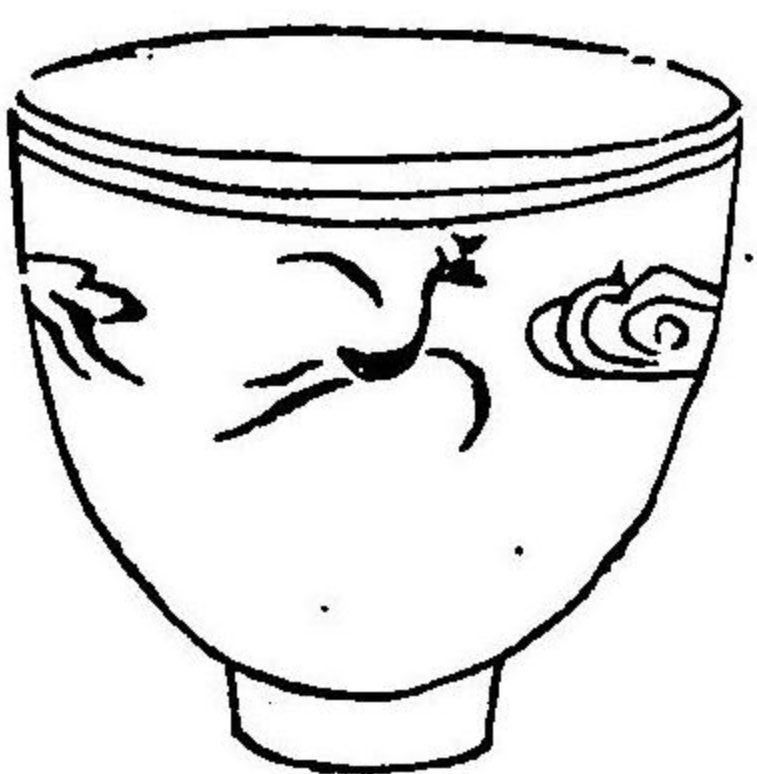
尾張は慶長中義直を此處に封じけるが其子光友陶器を

好み城内に陶窯を築き瀬戸の土を取つて焼く是を御深

井燒と稱す瀬戸陶器考附録而して義直(源敬)が封せられし

は慶長十三年にして陶器を以て國産物として保護を與

對馬燒茶碗
(似水所藏)



尾張御深井
と對馬燒

へ織田氏の先規により諸税を免除し美濃國に移住せる陶工を召し歸さる其十五年惠那郡水上村にありし新右衛門、三右衛門に品野村平地山林等を與へ郷木村にありし利左衛門、仁兵衛等に赤津の地を玉ひ其業につかしめ官物の製作を命せしより瀬戸の陶業漸く面目を開けり時の代官石黒善十郎亦陶業熱心のものなりき、尙ほ下つて正保元年九月には義直、先規の如く除地とす事を布達して地盤を固めたり左れば寶永四年、享保元年、延享四年の地震の際には特に金の

外、竹おも山林方より下渡され元禄八年には官物の敷瓦を命せられし時、松樹木を林奉行水野久次郎より下附せらるゝ如くにて兎角、尾張は保護奨励によつて始まり保護奨励によつて繼續せしものといはざるべからず然れども關ヶ原の役後、大坂の亂あり瀬戸の業は大いに衰へ會て信長の下せし禁制も弛み陶業家は美濃國土岐、惠那、加兒の各郡へ移住したるは結句戦後の影響にして是れより美濃陶器の隆盛を極むるに至りしなり瀬戸陶業史參取

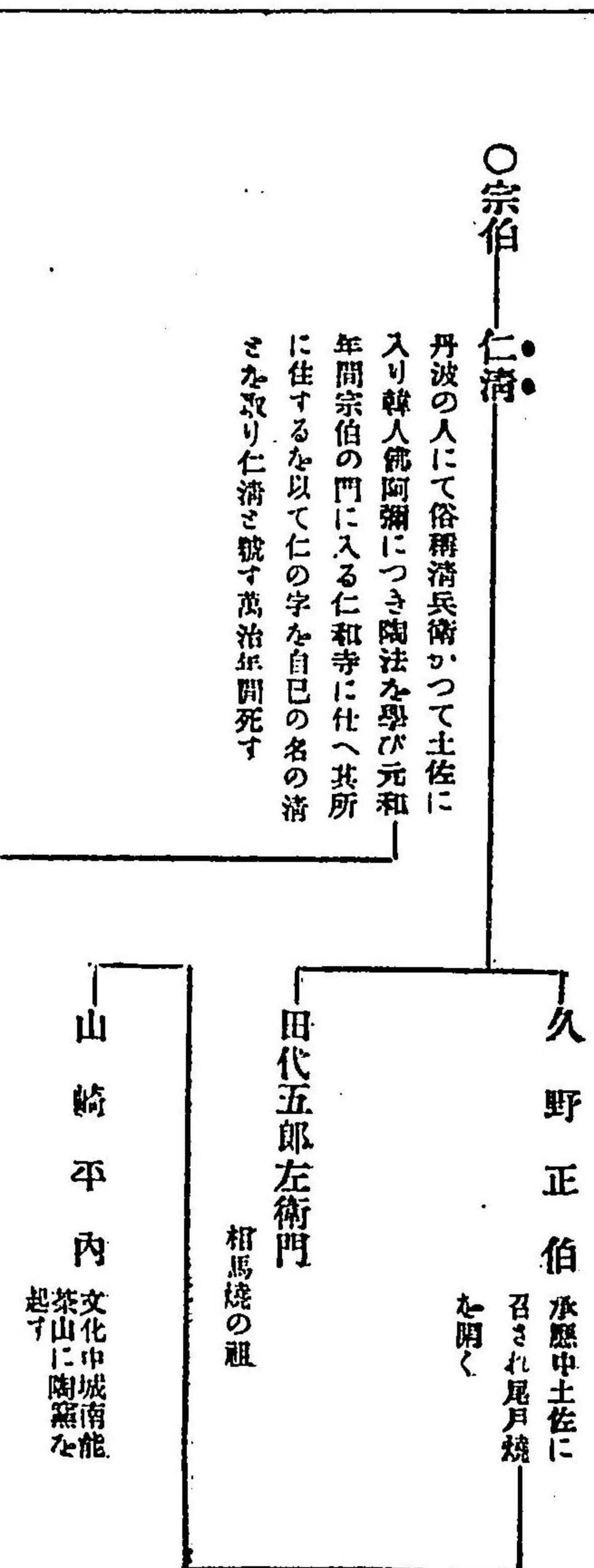
而して山城伏見にはよかか幸右衛門なるものあり玩具人形を作り伏見人形の眞價を顯はす世に之を人形屋幸右衛門といふ彼れが陶器の事蹟に就ては諸書年月を異にし工藝志料は元和元年とし美術年契は寛永十七年に列し東京經濟雜誌社發行の大日本人名辭書は工藝志料を是認して元和年間とせり然れども彼れは元和以前に於て伏見人形に經歷ありしは天下茶屋仇討譚の示す所にして大坂陣の時戦死せりとは亦諸書の示すものなれば吾人は元和年間幸右衛門が製陶歴史を有するの筈なきを考ふ要するに彼れは天正の末年より慶長の初期に掛け伏見に經歷を有したるなり

此時元和八年近江信樂は徳川幕府命じて茶壺を作らし滋賀縣實業要覽參取山城粟田焼亦此際尾張瀬戸より來れる九右衛門の創意により初めて起り専ら西洋風の陶器を製せり伊賀焼稍改良の法を施す

人形屋幸右衛門出づ

京師附近の陶器

し御用焼を製し清水焼更に起りて西洋及び南蠻の風を移せり而して深草及び佐渡相川は寛永十二年の頃より規模を擴張し又は創始せり年表參取久しく癡絶せられたる京焼は野々村仁清によりて更に再興せられぬ仁清は元野々村氏仁和寺村清右衛門の子清兵衛といふ若年の時土佐松尾戸村に預けられ宗伯について陶を學び京に歸りて御菩薩池の土を用ひて作る其遺法分れて二派となり一は粟田焼に存し錦光山宗兵衛等の工あり一は清水焼となりて今に傳存せり京都陶磁器史、横尾氏の陶器史參取今京都陶磁器が如何なる傳系によりたるかといふに實に左の如きを見る



○光悦——本阿彌宗中

元和寛永の頃、寛永正保の人物
寛永十四年二月
三日死年八十一

○粟田 九右衛門

粟田棧の始祖にして
元和申四洋風を摸す

丹山 青海

寶山 文藏

小林徳右工門

鎌風と號す正保二
年粟田夷町に開く
錦光山の祖

高橋藤九郎

帶山と號す近江の人延寶中
粟田夷町に住す

高橋與兵衛

○清水 元吉

天文

音羽屋六介

元和

乾山

名は深谷、京師と
鼻城の乾なる鳴瀧
村に居するを以て
乾山と號す寛保三
年六月二日死年八
十一

○奥田 頼川

名は庸徳俗稱茂右工門享保中京都五條阪に住し乾山に陶法を學び
古陶器を摸す文化八年四月廿七日死、年五十九

○清水 六兵衛

京都の人愚齋と號す幼名粟太郎攝津郡島上郡東五百住村の農古藤
文工門の男、寛延中五條坂に法を受け陶業を起す寛政十一年死年
六十二

和氣龜亭

明和申清水六兵衛と五條坂に陶窯を起す

○高橋 道八

文化八年初めて白磁を作る父は伊勢龜山の藩士高橋
八郎太夫二男、寶曆中京師に來り窯を開く松風亭と
號す文化元年四月二十六日死

清風 與平

梅窩と號す加賀金澤の藩士保田彌
平の男、文政中京師に來り道八の
門に入る弘化元年五條橋東五丁目
に開業す文久元年死

三十三次講談會に於て口説せし要旨左の如し

私の祖先は加藤與三兵衛之丞とか申して愛知縣の赤津で窯を焼いて居りました。陶磁器の事は明であつて正當の陶磁器製造家が妬みを受けて夫れから美濃國の樂山へ行つて隠れ住居をして居て其時分何んでも信長の頃で陶器を献上して其時令旨を下されて其地に於て焼物を焼くべしとか、他所にて一切焼くべからずとかある其時加藤筑後守とか名を載せて多治見町に移つた時は孫に當る人で加藤彦左衛門、私の親は加藤清右衛門、私は七八代になるといふ事でもります多治見町に家を立てたは元禄十八年で陶器製造家の元祖でありまして其比ひは彼の土焼陶器ばかりでりました

左れば此時代の初期に於ける美濃焼は殆んど創業の時期なりしが如し

此時に方り茶湯の流行依然として盛へ千宗且、小堀遠州等當時の宗匠なり、宗且は國と宗伯といひ庵喃齋と號し千利休の孫なり利休密せらるゝの時、年幾かに十有五歳長じて父國の跡を追ひ茶を好み、小堀遠州は通稱宗甫、諱は政一遠江守なり茶を好み利休織部の風を一變す飛鳥川、青江、玉柏、廣澤、辰の市等の茶入有名のものなり以上茶人傳を參取す

遠州の七好

千宗且と小堀遠州

一變せしめて種々の茶器を作らしむ遠州七好と世に唱道せられしもの左の如し茶人傳による

遠州志戸呂、近江膳所、豊前上野、筑前高取、山城朝日、攝津古曾部、大和赤膚、

前時代に於て尾張を茶器の製出所と定めたりしが茲に至りて又變遷せり然れども政一が點茶を奨励せる結果は一般の窯業地に餘波を及ぼし改良進歩は以上の七窑のみに止まらず所として新の物品を製せざるはなく意匠釉藥上に一大刷新をなせるは實に政一の功蹟なりといふべし

和陶漆器の調

七寶燒

斯くの如くにして産業は漸々進歩し世は次第に泰平となりければ文物制度美術工藝の發達著しく織物に漆器に彫刻に外物の刺繍を注入せしめければ奈良の藤原藤原殿當時漆工を以て將軍家康に召されて江戸に居り磁器の欠損を補ふに漆を以てする事を創意し日本漆器陶器と漆器は茲に初めて調和し七寶亦此時代の初めに發達し慶長中京都の平田彦四郎道仁、幕府の命により和蘭人より製法を受け一家相傳の秘法として子孫に傳へたり而かも其間各地に類似の製作品を出すものありしと見へ加賀七寶、近江七寶の名あり其他京都の桂離宮に御襖の引手、名古屋城中將軍上洛の間の襖の引手、小堀遠州の勝色絨の鍍金具等にも七寶釉を施したる由なり而して此時代本品の行はれたる明證として現に日光の大猷院廟前に伊達政宗より奉燈したる燈籠あり其上蓋に七寶釉あるは同地に赴きたる人の普く知る所なり其後又絶へ一片すら得る事能はざりしが

有田磁器運
羅に模造せ
らる

漸く享保に至り古代物品を凌駕する製法を發明せり明治十二年十二月發行
大坂毎日新聞による大古以來輸入的受身の地位に立ちたる陶磁器は漸く此時代に於て歐米交通の結果に連れ輸出的
 働掛けの地位に轉換せり而して徳川家庶又産業の獎勵を圖り外國との交通を開らざるに傾き
 に命じて琉球國王をして明の福建總督に贈らしめたる書にも我國に餘りある金玉又は器皿を以
 て支那の錦繡其他の商品に交換せんとあるによりても我陶磁器が如何なる地位に立てるか推
 知するに餘りあるべし而して慶長元和寛永の間、京都大坂奈良長崎等より唐渡と稱し交趾暹羅
 東京東浦塞西洋等の國々に渡航するもの多く殊に關ヶ原大坂等の落武者身の寄り所なく商人と
 なり渡海しければ本邦の武名海外に顯はれ日本人を恐るゝ事鬼神の如し暹羅國王も亦日本人を
 尊敬し地を分ちて日本町を立てしめ中外交
 史に取たるが其村落に一男子あり日本肥前にて製造するも
 のに似たる藍色の磁器を製出する特許を受く日本商業
 史による日本の磁器は海外に輸出せられしのみなら
 ず更に製法を彼の國に傳へたる事以上の如し支那特有品たりし磁器が端なくも日本は肥前有田
 に於て製出せられ曙光四方に輝き人目を眩せり有田の得意想ふべし
 歐米交通の結果は我物品を彼國に輸出するのみならず更に彼れの供給を仰ぎて參差縦横以て
 貿易の盛觀を呈せり「グロル」號が千六百三十七年に於ける東京航海日誌は明らかに其消息を

齎らせり然り其船長が平戸近傍の口の津より東京に向ふや到る所の島司官吏に日本陶磁器外販
 品を贈與する所ありき此時代は我國の陶磁器が將さに異彩を放ちて外人に垂涎せられんと
 する時代なり而かも有田の磁器、日本窯業を代表して世界に跨りき有田は乃ち一大飛躍をなさ
 いるべからざる時に逢着しぬ、不幸(か)なるかな高原の戦に起因せる寛永十六年七月五日の鎮
 港の令は風雲を叱咤し山海を顛倒する有田人士の銳氣を挫きぬ然れども更に他の一方より見れ
 ば其結果として産業阻害せられ販路杜塞せられし丈け夫れ丈け日本(寧ろ有田)磁器の名聲、
 高く且つ廣く社會に響き渡りて我れ一品でもと羨望する徒輩は歐州の聖土に滿ちし有田は
 益々嶄新なる意匠を凝らし彼れに垂涎せしめざるべからざる場合となりぬ彩色金紋を現はす所
 謂繪繪なるものは斯かる趨勢の裡に發明せられたるなり

此時に方りてや白磁に青花を畫くは論を俟たず氷紋を青磁に現し模型を白磁に施し之れが畫
 様に換ふるの事は盡く具備せざるなきも只金銀及び他の鐵屬を以て磁器に畫き采繪金紋を現は
 すの方法は未だ曾つてあらざりき然るに伊萬里の東島徳右衛門其方法を長崎來船の支那人に得
 て之れを酒井田柿右衛門に傳ふ徳右衛門が傳法の年代は諸書一致せず工藝志料、萬國大年表は
 正保四年とし美術年契は寛永三十年に列したり有田沿革史には年號の明記なし依て考証の材料

彩色術の傳
來

として柿右衛門が貞享二年十一月其筋に差出したる口上覺書の一節を供用せん

申上 口上

酒井 田柿右衛門

(此處虫喰ひ文字不明)伊萬里津に罷在候東島徳右衛門と申すもの長崎にて「シンカン」と申す唐人より赤繪傳受仕り右禮銀白銀十枚差出し一々に習ひ取り罷歸(此間不明)親柿右衛門年木山にて釜を燒き罷居候處に徳右衛門と申すもの長崎にて唐人より赤繪付寫くと習取候條赤繪を付け(此間不明)然ばお互に渡世可仕の通り申候につき一々燒立見申得共終に出來不申大分損失相立候事、

一、其後終に取捨不申工夫仕終に燒覺へ正保三年カリアン船參り候年、長崎持こし「コーゼン」町(興善町の事か)八くわんと申唐人同宿仕加賀筑前守權御用間堀市郎兵衛と申人に賣り其後段々おらんたへも賣渡申候事

一、赤繪物に金銀焼付に付ても親柿右衛門工夫仕燒覺へ丹州様初め御入部御滞留の節納富九郎兵衛殿御取次にて錦附富士山の鉢猪口杯相添(御獻上申上御目見仕誠以難有仕合(下略)柿右衛門が享保八年に差出したる款願書にも同意味の文句あり依て斷す柿右衛門が彩釉術を了得したるを正保三年とすれば其以前に苦心の年月と徳右衛門の傳習せし年月とを算せざるべからず

らず左れば正保四年としたるは稍失當なるべく美術年契の所謂寛永二十年なるもの果して眞にあらざるか蓋し正保三年迄足掛け四年の餘裕あればなり次に徳右衛門が習ひたる支那人「シンクワン」を有田沿革史は総管といへるも非なり當時の古文書を繕ひ見るに総管なるもの見當らず長崎實録大成長崎年表等正保元年の條「周辰官」なるものあり是柿右衛門が傳習せる「シンクワン」の事なるべし

徳右衛門一たび其術を明人に得て更に柿右衛門に傳へたれど好成績を得ざりしは以上引用する書類の如し茲に於てか柿右衛門又周辰官について製陶の技術を學ばんとす而かも彼れ赤繪附の法を教ふるも金銀焼附の術を傳ふるを欲せず柿右衛門失望せり然れども斷念する能はざりき偶々辰官陶基を好むを聞き一たび南川原に歸りて稽古をなし稍熟達するに及び更に長崎に至り辰官に面し其を圍まん事を求む彼れは大きく喜びぬ友誼は日を追ふて厚ふせられぬ茲に於てか初めて金銀焼附の術を教示せらるゝを得たり

○柿右衛門陶碑銘 左の如し

窮通之無端猶環也生而窮死而大通者吾於酒井田柿右衛門見之肥前陶器吳州燒遂創始於天正年間云肥前國曲川村南河原之地爲根基矣元和三年柿右衛門受南京燒之傳於豊公之臣高原五郎七

尋察陶器之脆弱而不便於日用發見磁石乎有田泉山是爲我邦磁器之濫觴焉於是製磁之業大擡焉正保三年企圖錦彩磁器之創製丹精鍊心神苦而發明焉其名夙與所製錦彩磁器爲所世人之稱讚美舉也偶會蘭人之來諸通好於我邦一見驚其精巧與麗美購焉而歸矣是實係乎外國貿易之嚆矢經世十一至於濫之助當時交通貿易之法外於開而殖產興業之道內於通明治十八年當於東京上野有蘭絲織物陶磁器共進會之舉追賞柿右衛門之功勞賜金三十圓嗚呼窮通之無端猶環也柿右衛門所苦心焦思發輝乎數百年之後者是非生而窮死而大通者乎我濫之助感泣追慕不自禁拋賞金建石傳永久之無窮

明治十九年四月淡水福地源六并書

酒井田姓十一世之孫濫之助建之

凡事、其術を知得するや易し之れを實地に應用するに至つては實に難事といはざるべからず柿右衛門周辰官の教示により南川原に歸り彩色の術を屢々試みれども成らず苦心憔悴今や水泡に歸せんとす時に吳州權兵衛なるものあり柿右衛門の辛酸を察し助力する所ありて漸成功の實を擧ぐるを得たり有田沿革史によるければ其製品、世の賞讃する所となり加賀筑前守より買取の榮を辱ふし更に支那人八クワンに賣與し尙有田、中の原町の長右衛門吉太夫赤繪錦手方々へ賣却し非常

有田磁器海外に輸送せらる

に歡迎せられたり酒井田家記

支那人八クワン有田沿革史亦八觀に作る其實八官なり當時明人に林三官、四官、五官、六官、八官の五人あり長崎に住す世に兄弟と傳ふれど眞偽は保し難し何れも海外貿易をなせるものに當時其文書は皆佛教徒の掌せる所なりしかば徳川家康が朱印帳の制を擴張するや豊光寺圓光寺金地院の三僧をして其臺帳を管理せしむ所謂異國渡海御朱印帳是なり大日本貿易史が此臺帳により朱印を請けたる人名を列記せるを見るに中に八官あり依て左に抜抄せん

- | | | | |
|----|------------|----|----|
| 交趾 | 慶長十九年正月十一日 | 唐人 | 八官 |
| 交趾 | 元和元年正月十六日 | | 八官 |
| 交趾 | 元和二年正月十一日 | | 八官 |

寛永以後は鎖國の令により朱印帳なるものある筈はなし然れども八官が交趾貿易をなせしは右にて明瞭にして柿右衛門の磁器が海外に輸出せられたる立証なりけらし是有田の磁器を異邦に貿易するの嚆矢にして實に正保三年丙戌六月上旬とす有田沿革史による而して今日我日本に交趾燒あるは即ち慶長元和以後の事にして其以前に輸入せるなく假令あざするも眞正の物にあらざるを了知すべし

旭は、天に冲するの**有田**、磁器の製出を占有したるの**有田**、長へに命脈を保つを得るや、恰かも支那の景德鎮が其秘法を漏らさざる如く**有田**之れを嚴重に厲行して、イツ迄も獨専事業たらしめんとせり然れども大旱の雨を望む夫れの如く祖會は**有田**磁器を歓迎すると共に日本の窯業界は第二の**有田**磁器を現出せしめん事に汲々し遂に京師に錦繪を製し平戸に白磁磁を發見するに遭着し**有田**人士をして眞個薄氷を踏むの思わらしめたり

大坂御堂筋に茶碗屋久右衛門なるものあり商業着實の裡に人となり謹直の聞へありしが、フトした義理が縁となり新町遊女松山太夫にノロケ出し遂に資産を蕩盡し狂人となり其身を亡ぼしける松山太夫亦世の無情を感じ、が遂に病没せり、是れ文耕堂が享保十八年（か）**椀久**松山元日金年越を草して淨瑠璃に傳へ世の文學家亦長唄に作り小説に物して人口に膾炙せしめたり而して**椀久**が墓は大坂市上本町四丁目（誓願寺の筋向）實相寺本堂南横手にあり表に宗達居士墓、横に延寶五丁巳歲九月初七日と刻し別に石を建て**椀久之**墓と標示して今尙傳はれり彼れ**椀久**は松山太夫にノロケたる結果として

- 一、陶器配合上に於ける需要供給の平衡を失せしめ
- 二、買品は安く仕入れ賣品は高くして標準價格を攪亂し

三、延びて他に陶磁店舗を開設せしむる趨勢を促進せしめたり

然り、社會の趨勢は如上の原則に支配せられて新たなる陶磁店舗は此際京師に設けられぬ初め**椀久**が狂人となるに方つてや松山太夫、之れを憫み再び**椀久**の家を盛り返さんと只管胸を痛め其父が青山幸兵衛とて肥前有田の生れなりければ父に縫りて柿右衛門が發明せる錦繪の法（彩色術）を**椀久**に教へしめ**椀久**之れを陶工清兵衛（野々村仁清か）に漏らせしため幸兵衛は遂に**有田**に於て磔刑に處せられしといふ、开は京師陶磁器史及び巷説の傳ふる所にして**有田**沿革史には吾人の不敏亦見常らず、然れども錦繪の法が同じ**有田**に漏れ赤繪則なるもの現はれしは柿右衛門の三代目（圓西より四代目）にして其時數戸を制限せしより見れば其以前に京師に漏れたりしは固より無根といふべからず西京の歴史に於て稍異なる點は**椀久**は西京三條河原の燒物師にて幸兵衛は**有田**の商人なれば交際の結果、錦繪の法が西京に傳播せりといふにあれど**椀久**が大坂なりしは其墓が同所にあるにても知らるべし兎も角、**椀久**と幸兵衛は多少の關係なきにあらざれども松山太夫が果して幸兵衛と親子なりしや否やは今日考証の材料なく従つて其是非を斷する能はざるなり初めの名は茶碗屋清兵衛、後に西京の陶器師と名聲噴甚たる野々村仁清は斯の如くにして彩色術を傳來せしめ**有田**に一大打撃を蒙らしむるの時、平戸の今村如猿亦

正保時代有田の形勢

アジロ土を發見したれば（既記平戸焼の考証参照）有田は茲に一大刷新を施さるべからざる場合となりぬ有田の恐慌は今や胚胎せり殆んど隆昌の絶頂に達したる有田は京師平戸の打撃よりして非常に恐怖せり此時（正保時代）有田の形勢如何と見れば伊萬里郷に四ヶ所、有田郷に七ヶ所の製陶地あり往々山林を濫伐し薪材となすを以て寛永十四年領主鍋島家々老多久長門守安順大いに其人員を淘汰し朝鮮人にわらずして製陶に従事するもの男五百三十二人、女二百九十四人の業を廢止せしめたるも朝鮮人に因故あり又は此地にあつて業を世にする者の如きは多久氏の符信を興へ留まる事を許せり而して正保四年に至りては製陶を業となす者百五十五戸陶器製造用の蹴車百五十五個ありたりき此際車運上税なるものを定め多久氏の臣副田孫三郎をして其事を管せしめたり（山林の制度は明暦二年改定せらる）有田沿革朝鮮より來りし金ヶ江三平の陶法と大坂より來れる高原五郎七（南川原なる柿右衛門より傳へられて）の製法と大川内窯の祖たりし副田孫三郎（其祖先有田若谷川内に居りしもの）の法式とは茲に調和せられて一大合同をなし外侮を防止するの實行を擧げぬ而して社會は一日も遲滯せず此際更に相馬焼なるもの起り襲いで加賀の九谷焼亦現はる

有田製陶の三系

奥州相馬焼起る

相馬焼は今を距る事二百七十餘年前に起りたるものにて即ち現今の大家本元相馬郡中村町字田

加賀九谷焼始まる

町三十八番地士族田代治右衛門氏十二代の先祖五右衛門なる人三代將軍家光上洛の際藩州相馬公に隨從して京都に上る時に元和九年なり其時藩公、郷地より製出する御寶焼の雅致あるを賞賛せられ五右衛門をして京都に留まらしめ陶器製造師野々村仁清につき製陶の技を學ばしむ五右衛門留まる事七年頗る其妙技を究めたり仁清、五右衛門が業に精勵にして忍耐に富み將來大いに望あるを悦び清の一字を興ふ依て五右衛門は名を改めて清治右衛門と稱し深く師の恩を謝し寛永七年故郷相馬に歸り専ら藩主の命を受けて陶器製造業に従事せり慶長元年二代目清治右衛門に至り一層妙巧を凝らしたるを以て藩主の愛玩日に益々厚く一日清治右衛門に謂ていはく同質の陶器を二ヶ所より製出せば二者混同して其弊價愈々下落するは勢の免れざる所なり故に製法を一變し名稱を改め二者混同の弊なからしめよと清治右衛門此言を悦び遂に製法を改良して相馬駒と稱す是相馬駒焼の起原にして爾來十二代二百七十一年間連綿として該業に従事し藩主より賞與を請けし事屢々なり相馬燒治加賀は河北石川能美江沼の四郡あり九谷は江沼郡に屬し大聖寺町を距る六里にして此村にて燒きたるを嚆矢とす江沼郡は元と山口玄蕃が籠城し大聖寺は小城下なるにも拘はらず富裕にして珍器名物の類數多あり而して古くより陶器あり五十餘焼と稱へ城下を去る一里半を距りたる永井村にて製出せり次は廿町餘を去りたる吸坂村にて製

せるもの世に吸坂焼といふ下つて寛永十七年前田利治侯入城になりし後、臣下をして山廻を命ぜらる此時大日山の麓なる九谷に磁器の原料あるを發見せり利治即ち種々の調査をなし十年の後此業を起す計畫をなし之れを臣、田村權左衛門に命ぜり爾後三年を経て始めて製出をなし花瓶一對を村の神社に納めたり銘に南無八幡大菩薩明暦元年六月廿六日田村權左衛門と青華にて書せり是れ九谷燒の元祖なり藩主二代利明に至り田村は病亡せるも遺志を繼承し其甥後藤才次郎を撰びて再興せしめらる才次郎祿二百石なるも五十石を加増し九谷村に入り初めて製陶に従事したるは實に萬治元年なり然れども製品苦窳多くして良品を得ず利明即ち才次郎を肥前唐津にやり磁器製法を學ばしむ工人其法を秘し他國人に傳ふるを忌むを以て大いに憤慨する所あり忍んで陶家の奴となり勞役する事殆んど三年遂に其家の女婿となり永住の体を装へるを以て漸く製法を許され居る事四年一日の如く勤勉倦まず終に其秘訣を極むるに及び妻子を棄て國に歸り命を復するを得たり乃ち磁器を九谷川の側に移し書工久隅守景を金澤より招き書畫を描かしむ磁質描畫二つながら全きを得たり之れを古九谷と稱す才次郎没後廢絶せり工業視察紀要による而して赤色の顔料は最も得意とするものにて往古は三年間之れを鉢に入れ摺りたる事ありといへり惟ふに當時の形勢は鎖國の裡に蟄息し敢て海外と交りて結ぶを許さざりしかば窯業の進歩亦著

元 燈 燒

樂山と布志名(出雲)

有田附近の陶勢

しからずと雖も微光を九州の西端に放ちて稍命脈を保つ長崎あれば一般の工業亦長崎によつて開發せられ、萬治年間尾張名古屋に開かれたる元燈燒の如きも瀬戸陶磁器其二年國を逃れて歸化したる朱舜水長崎年表によるに隨伴したりし明人陳元贊の創始する所にかゝる、蓋し彼れは安南に摸したるなり出雲の樂山及び布志名燒亦斯かる間に縫綴せられ長州萩の工人によつて開發せらる出雲燒二種あり一を樂山といひ一は布志名といふ樂山は八束郡西川津村にあり其創始は慶安年中にあり降つて延寶中に發達せり當時長州萩松本の陶工高麗左衛門の門弟倉崎權兵衛重義なる者精工の名あり時の藩主松平綱隆之を聞き長州藩主に請ひ召して陶師とし窯を樂山に築かしむ權兵衛乃ち長門周防より陶土釉石等を齎らし來り製陶に従事せり製品萩燒に似て一層の雅致あり權兵衛製陶に従事する十八年(元祿七年没去)嗣子二代權兵衛幼少にして業を繼ぐ能はず門弟加田半六なる者藝に長門より従ひ來る亦製巧なりければ綱隆擧げて權兵衛に代らしむ樂山記による布志名は八束郡湯町村大字布志名に營まれ起源は萬治にあり其元年樂山燒の祖先倉崎權兵衛の門人加田半六此處に於て窯を起し樂山と並んで製せしに起れり志布名由来書による更に肥前の陶勢を觀察すれば萬治年間肥前小田志窯開け筒江、弓野、志田等征韓の餘影として高麗陶工分布し斯業を胚胎し此時に至り盛んに製出せり而して筒江弓野小田志は家老武雄氏の采邑たりしにより有田

比喜右衛門
禁裏御用を
命ぜらる

泉山の白磁磁を採掘するを許さず只筒江山のみ毎年千苞即ち八萬五千斤と制限して許容せらる
 藤津郡吉田山は本家鍋島氏の分領なりければ毎年五百苞を許されたりけり有田陶器史參取此時有田の磁
 器は既に諸國に傳播し殊に江戸に於て磁器を販賣するの商戸あり寛文八年江戸の商估伊萬里屋
 五郎兵衛なる者仙臺伊達綱宗の囑托を得て肥前有田に下り磁器製造家を撰擇し御器を製せしむ
 種々吟味の上終に有田製造家立會にて三代比喜右衛門に命じ精巧なる磁器を燒製せるを綱宗大
 に感賞して之れを朝廷に獻せしに忝くも御嘉納せられ其後藩の大主鍋島公に御下命ありて
 禁裏御用御膳道具其他御雜形を以て猶ほ一層精淨潔白なる製品を調達すべきの榮を蒙り頃が
 て上御紋附御草高張提燈を下し賜ひ寛政三年六代喜平次に至り特旨を以て直進の命を蒙り常陸
 大塚に叙せられ御繪旨を頂戴し更に天盃を賜はる此處に由る誠三代喜右衛門の榮のみならず、抑
 々有田磁器の名譽たり以て特筆するに足る左れば有田磁器は他の打撃を蒙りしと雖ども榮
 譽愈々昂り外人の羨望甚だしければ之れに先だつ六年即ち寛文二年外人の請を容れ長崎出島に
 伊萬里磁器舖を設け併せて其他諸品を陳列賣せしめたるもの即ち本邦人が外人居留所に設け
 たる唯一の商店にして彼等は之れを「ラクバザール」と稱したり長崎實錄大成、然り、有田磁器は
長崎年表參取公然販賣を許されたりき「出島バザール」は開館せられぬ明治時代に至り香蘭社陶磁器店となり

有田赤繪町
起る

有田赤繪町
起る

和泉湊燒
起る

肥前矢上燒

柿右衛門の
歎願

更●に●深●川●忠●次●の●支●店●と●な●り●た●る●は●實●に●此●出●島●バ●ザ●ー●の●跡●な●り●け●り●
 茲●に●至●り●て●有●田●は●面●目●を●施●し●た●り●而●か●も●伊●萬●里●屋●五●郎●兵●衛●は●疑●さ●に●記●す●如●く●喜●左●衛●門●の●製●品●を●
 伊●達●家●に●送●り●後●世●宮●中●H●御●の●磁●器●を●調●進●す●る●の●端●緒●を●開●き●中●野●原●町●長●右●衛●門●吉●太●夫●亦●磁●器●を●諸●
 國●に●販●賣●せ●り酒井田傳有田彩色業者即ち金鑽工（俗に赤繪屋といふ）の居所多きに因みて赤繪町
 と命名せられしは實に此時なり大坂に販路を擴張するは蓋し當時の急務なりしならん然れども
 製陶は主として藩候直轄の現狀を呈し勢し非賣品の姿なりければ唯物品を貴重すれども供給者
 なきを憾らむの念は當時の人をして又々和泉國に湊燒なるものを創始せり
 左れば此時肥前諫早領矢上（長崎より三里）には現川ウツ川に於て陶器の製出あり其創始者は今日明
 らかに知るを得ざれども三川内大村附近の陶工爰に開業せりと傳へらる而して間もなく廢滅に
 歸したりしが明治三十年に至り矢上の有志権野勝次により再び現川燒の名聲を發掘せり
 然れども當時の陶磁器としては唯有田を推したりき而かも錦附の物品を、柿右衛門の得意知る
 べきなり彼れは實に諸侯の注文を請け殊に鍋島家の御用達たりしなり而して彼れは貞享二年に
 至り更に其請願をなしぬ一節にいへらく酒井田傳
註による

一親柿右衛門南川原へ罷在御用物の儀は不申及方々御大名方御詔物相調罷居候然るに赤繪物
 第九章 江戸時代 二百六十五

の儀箋焼其他のもの共世上クツツト仕候得共其手前にて出来立申迄書繪無之獅子物の儀其手本にて仕候事

一親權右衛門隠家仕り某に家を渡し候時節世上焼物大分大のナグレにて大分の難澁を仕込候上手のもの皆(此間一字不明)すてに罷成しばらく家職を相止罷在候然る處に今程焼物直段よく罷成此時節親権右衛門江戸上方は不申及大明迄も相知れ申したる珍敷今此時焼立可申と奉存候條今新敷申上ぐるに不及候得共赤繪の義も先年の様に被仰付可被下候此節御上の以御影願の通り被仰付候様に筋々に宜敷仰上可被下候偏に奉願候酒井田家記 録を轉抄す之れに對し下付せられたる書類左の如し酒井田家記 録による

覺

其方事従以前(此間不詳)御用の御焼物被仰付候處一入に被入敷年(此間不明)相調被差上候殊に赤繪錦手其方焼初め候義其紛無之に付永々其職被差免候條難有可被存候此段中野將監殿より被仰如此候以上

貞享二年十一月八日

大石軍平判

支那吳州

酒井田柿右衛門殿

此時着色用の顔料如何と見れば時に内地にて製するものなきにあらざるも俗に所謂藍吳州支那の如きは直接支那の輸入を仰がざれば能はず本品は當時磁器の生命にも關するものなりければ長崎に於ても特に吏員を設けて嚴密に輸入品を監査せしむ

茶碗藥目二人給銀九百五十匁長崎年表、元 十年の條

唐石の由来

支那吳州は當時長崎奉行特に役人を設けて取扱たる右引用記事の如し然らば有田にて顔料熔和劑として使用せらるゝ唐石は如何、俗傳によれば最初長崎在留の支那人本國より輸入せしめ有田地方に販路を擴張せり、或は然らば由來本品の主成分は珪酸礬土にして鉛分を含有し今日京坂地方にて白玉と稱するものと類似せり本品は彩色術の應用には是非必要なるものにて哲人は正保年間柿右衛門が錦附方を傳授せると共に南川原に流入したるを信じて疑はず而して日本にて製出せしは遅くも明和以前の事にして元禄時代の間なるべし明和九年編纂の雲根志第三編第三十一に曰く

筑後國柳川君山坊曰く肥前長崎飯香浦及び茂の浦兩所に硝子石と言ふものあり色白く透明なる美石なり此石を集め細末とし製して硝子を造ると(中略)雲林石譜曰、西河京洛河水に出

碎石、白者入鉛和諸樂、可燒變假玉或瑠璃用之、

素より以上の記事を以て立證せらるゝものにあらざれば明治廿二年頃迄は筑後若津の倉藤某製出して有田に輸送し他に競争者あるを聞かず其製法を長崎に請け原料を以上引用の個所に求めたりしは今日疑ふべくもあらず元録時代以前に於ける彼れ支那人は本品の直輸送をなし奇利を博せる尖なるを記せよ

元録時代の有田獅子

元録時代の唐石を應用して彩色術を施せる陶製の獅子は端なくも菅公一千年祭典の折、肥前國佐賀市なる牛島神社の床下より發掘せられたり就いて見れば古色掬すべく亦愛すべし二百年前に使用せる顔料の餘滴は點々左記の文字に流露せられ長へに當時の製品たるを印刻して今や有田人士の思想を溢らしぬ

奉寄進元録癸酉十月吉日有田皿山住喜多島茂右衛門寄進

吾人祖先の遺志を追慕し更らに永遠に残すため茲に描寫する事とはせり

斯くの如くにして顔料は支那より供給せられぬ有田の磁器は此原料により世の賞讃を得るに至れり而して外製陶磁器は此際に至りても矢張續々輸入せられて日本商品と聲價を争へり刺撃を蒙むるものは有田なり然れども取つて以て標本とし更に意匠を凝らすは當時に於ける製陶家の

輸入陶磁器の種類

元録時代の獅子

(佐賀那牛島村天宮下より) (發掘せられたる高さ五尺一寸似水藏)



義務なりしが如し

先づ支那よりの輸入品として南京の茶瓶土燒磁器土燒北京の瓷器土燒（下品）山東省の東昌（下品）山西省の太原、及び河南省の土燒物江西省の磁州を始めとし浙江省の象州の土燒、茶碗、福建省の福州、興化、廣東省の高州の窯業品あり次に朝鮮の瓷器色々交趾、莫臥爾和蘭等の土燒物は総て輸入せられ此時日本に輸入せざるものは支那にては陝西、湖廣、廣西、雲南、四川の五省と琉球、臺灣あるのみなり四川如見遺書增補 華夷通商考參取而して是等の物品は主として支那商人の手になりしものにて鎖國の結果は歐州商賈をして充分の通商をなし得ざりしなり

斯くの如くにして日本の陶業者は徐々と進歩の打撃を蒙りぬ此時山城野都には有名なる乾山燒なるもの出で世の喝采を博せり野々村仁清の遺風を承け二代目仁清と稱せらるゝものは是れなり乾山の墓所目下同所下谷善養寺の善養寺にあり去明治三十三年陰曆六月五日を以て百六十回忌は營まれたりけり京都陶磁器史による

然らば古代より夙に其名を顯はしたる尾張は如何といふに只衰頹の悲境に陥りり今や昔日の觀を留めず舊套を守り遅々として微光を保つあるのみ若し享和年間に於て加藤民吉なかりせば決

乾山燒起る

尾張燒の衰退

元禄時代美濃の陶勢

硝子の進歩

三田燒と今戸燒

して今日の隆盛は期すべからず實に世は民吉をして奮發一番するの時期を待ちつゝありしなり
社●會●は●即●ち●制●度●の●改●革●を●叫●び●官●界●の●刷●新●を●圖●る●べ●き●の●場●合●と●な●り●ぬ
美濃多治見亦元禄年中に至り笠松郡代支配地始々窯株の制を定められ御冥加永と稱へ少分の税を課せられたり當時多治見村及び同村市の倉組笠原村同村瀧呂組下石村久尻村同村高田組等に於て窯數二十四通なりしが其後笠松郡代鈴木紋三郎の時に至り少しく増永申付られ新規窯株四通を増加し又惠那郡大川村には舊來より窯永七百五十文宛納付し來れるなり工業觀察紀要參取
要するに陶器と磁器とを問はず殆んど日進月歩の勢を以て改良せられて茲に至れるものなれば窯業の一部に屬する硝子の如きも此時非常の進歩を來し長崎の伊藤小右衛門ビードロにて箱を作り中に金魚を浮べ天井となしたる如きは實に其一例にて此時代は窯業の起りしものはおらと雨後の筍同様一雨づゝに殖へ來りければ今や殆んど絶頂に達して技倆を揮ひける藩主の奨勵亦其極に昇り斯業を以て立法的藩業と認識せらるゝに至りぬ斯かる形勢なりければ斯業の勃興頻々として起り攝津の三田燒、武藏の今戸燒亦此間に顯はれたり三田は有名なる青磁燒、今戸は點茶用の土器神器なり續々窯の賑ひて豊かに煙りを立つる三十五戸ありける皆一様に庖厨の雜器を製造販賣するは今日今戸の現狀世の進むに従ひ産物の發達改良を競ふ中に今戸のみは

舊慣に泥みて新奇を賣らんとする氣象もなく祖先代々の業務を守るは抑も土地の然らしむる所なるか非乎、

佐賀領白石

降つて正徳二年は平戸領木原山の横石藤七兵衛が天草石を應用するを發見せる年なるが(既記平戸焼の考証参照)此片影は佐賀領に反映し茲に白石焼なるもの起れり

白石は目下肥前國三養基郡北茂安村大字白壁にあり戸數八十、人口四百の小邑落にして享保七年壬寅五月曲淵納右衛門、樹屋甚右衛門の二名肥後天草の原料を取り磁器の製出をなしたるに

起る世に走波焼なるものは實に曲淵の製す

る所なり(以下八十五年を経て文化三年佐

藤百十坂口榮藏の二名更に磁器を製し弘化

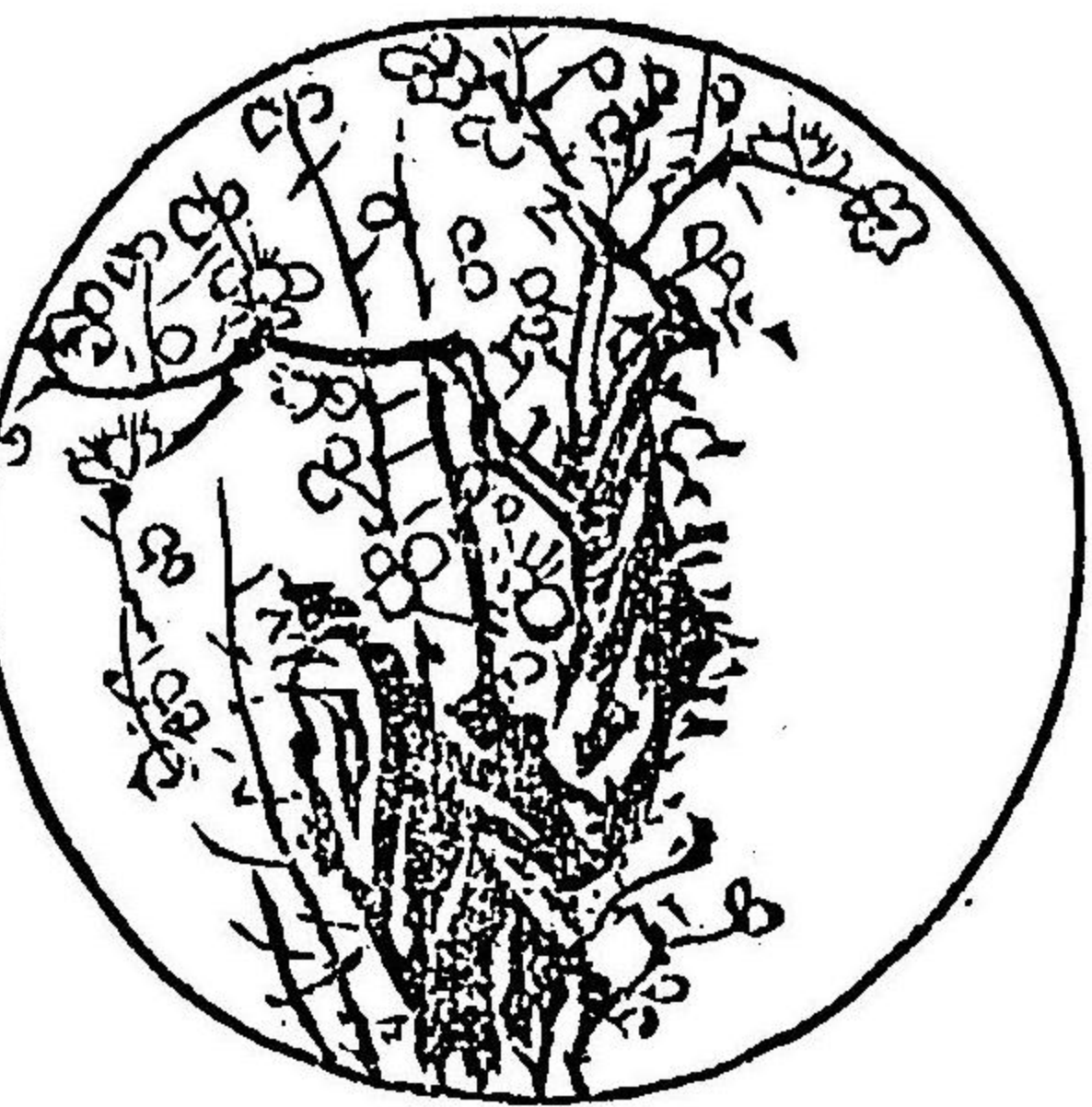
元年三月武田常右衛門近隣の原土を以て陶

器を製す是れ即ち同山に於ける原料發掘の

嚆矢なり

三頁に

以上の如く鍋島領内の製陶地更に一個を加



白石走波焼染附盃 (似水所藏)

大河内麻の
開闢と村右
衛門の歎願

へたるが是れに續いて起りしは有名なる大河内察なり時は恰も白石窯と同ふし享保七年藩主命じて若屋川に陶窯を築造せしめ後ち大河内に移れる所謂御用窯にして決して他の注文を許さず藩籍に屬せしめ家臣副田孫三郎を派し監督を嚴にせらる有山沿革史による茲に於てか從來御用達たりし柿右衛門は逆境の地位に陥りぬ果然歎願書なるもの翌八年に進達されたり今其謄本を檢するに第一項に南川良の起原を舉げ第二項に高原五郎七が白磁發見の説を書し第三項に赤繪附發明の件を列し第四項として左の如くいへり酒井田發記による

右の通り代々相續仕候處近年御道具御注文等も仰下無之年にまし相衰へ候某し儀は申すに及ばず書書、細工人、荒使子、体の者迄職業無之日にまし難澁相重ね年老の者共空敷相体童子

よりは其職仕習不申ては不相叶候處右の職退轉仕候場にて壯年の者共にては上品の仕習ひ罷在候故脇山罷出候ても懇望にあづかり候得共風雨の折は遠方他出不相叶空敷相体候處にて日數相續さ不申仕候處米穀高直にては毎日相持候ても日用暮らし兼ね日にまし難澁相重ね候へ以前の通り御用筋被仰付被下度伏て願上候事

御神祖様已來の道相傳職業退轉仕候儀如何にも無是悲(原文の儘)參掛歎敷次第に奉存候以上大河内の築窯は實に柿右衛門をして九天の上より九仞の下に落したるものなり如何なる主因に

より茲に至れるかは今日立證すべきもなく唯藩侯の都合によりたるものなりといふの外なし
 借款願の結果は如何なりしぞ之れ柿右衛門の舊記に見へざれば知るを得ざるも世に傳ふる所に
 よれば既に御用齋を起したる以上は更に他に調達せしむるの要なし左れを從來の關係もあれば
 大河内に於ては唯藩主入用物品のだけ製せしめ餘は柿右衛門に調進せしむべしとて一歳藩主入
 用の物品を計算せしめられければ都合五千〇三十一個ありしと云ふ依て大河内にて毎年製出す
 る數量を以上の如く制限し殘餘は柿右衛門に命せらるゝに至れりと吾人果して然るや否やを知
 らず参考として後証に供用するのみ

茲に肥前有田大樽町に富村勘右衛門といふものあり其祖先薩摩より出づ彼れは島津領内に於て
 宗教禁示の令に遭ひ同士一名と共に逃れて鍋島領内に入り船を伊萬里に卸し同士は此處に止ま
 りて妙香寺を開基し(か)彼れ勘右衛門は有田大樽町に來りて鏝々の人物なりし、又同じき赤
 繪町に嬉野次郎左衛門といふものあり、固と鹿島藩の士人なりしが聊かの事件より浪人となり
 有田に來り勘右衛門の手代となり尙自己の家には酒類を專賣し内外皿山酒請株の祖となりたり
 しが圖らず意志の投合をなし勘右衛門の容るゝ所となりたりしが彼等は當時嚴禁せる渡航を犯
 して名聲、四海に轟く有田磁器を印度地方に輸出せん事を計圖せり長崎年表は之れを朝鮮に作る斯く
 今有田沿革史の取に從ふ

勘右衛門の
 左衛門の就
 刑(有田)

て彼等は平戸人、今津屋七郎右衛門と謀り長崎年表勘右衛門は有田に止まり磁器の調製をなし次
 郎左衛門、七郎右衛門の二人滿々たる志望を五色の帆に孕ませ印度貿易をなしたりしが不幸彼
 等は享保十年臺灣に於て捕へられ長崎に護送せらる勘右衛門、事の發覺せるを知り自ら腹を屠
 つて死す此年五月二十日とす有田沿革史次郎左衛門之れを聞き歎じて曰く惜しむ哉、勘右衛門、我
 れ今商家の手代なりと雖ども固と鹿島藩の士族なり自ら死を免れ累を他人に歸すべき卑劣心は
 持たざるに我胸中を察し得ざるこそ千古の遺憾なれ勘右衛門死し我罪せらる遺志を製ぎ有田磁
 器の名聲を發揮せしむるもの嗚呼誰れなるかと長崎奉行其志に感じ命を助けんとせしも國法な
 れば是非に及ばず同じき年の十一月十八日有田沿革史而かも漂乎たる飛霜の下、次郎左衛門、七郎
 右衛門及び船頭徳左衛門は私販者として長崎西坂に梟首せらる長崎年表彼等は悠々、死に就けり
 蒼天、爲めに晒愴として颯々たる寒威始んど眠る

吾人は敢て國禁を犯したる彼等の行爲を憎むものなり然れども其磁器の名聲を歐洲に發揮せん
 とせる思想に至つては又追慕するなしとせず嗚呼汝の名聲は世と共に青史に残れるぞ、古伊萬
 里磁器の名譽を歐洲に吹かせ日本美術の眞價を發揚せしめしは實に汝の功なるぞ、身は朽ち雪
 は消ゆるとも残るは汝の遺蹟なり美名なり以て限せよ以て忘れよ、明治の社會は汝を歡迎せり

其影
（歐州に對して）

而して靈魂を慰めつゝあるぞ、以て安んじ以て眠れ南無幽靈出離生死頓生菩提、
英人アルチスト、ハールト曰く日本製陶術の古來世界に冠絶せる事は陶器家の普く許す所にし
て歐州諸國に於て第十七八世紀の頃美術品として世最も重愛にせられたるものは實に日本の磁
器なり云々大日本商業史を參照すと蓋し當時我國より出したる磁器は主として食器の類なるべく而して九州
肥前有田の製品既に彼國に輸出せられしは推理上よりして然るべき事なりとす千八百九十八年
十月一日發兌佛國黨業雜誌の載する所を見るに曰く

十七及び十八兩世紀に於て歐州に輸出されたる日本の古製磁器は主として日本の南方九州島
中の肥前國に於て製造せしものにて素地純白色を呈し極めて堅く緻密なり而して花鳥樹木圖
を畫き青料盛金及黒線等にて裝飾せらるゝを見る該製品の輸出せられたる長崎港は一千五百
三十四年より一千六百三十九年に至る迄荷蘭人の商店ありし所なるのみならず其出島には和
蘭人の居留地ありて密かに肥前磁器を輸送したり是れ其頃は日本政府嚴しく輸出を禁制した
ればなり（下略）

左れば只上代の舊法をのみ守りし歐州も稍發達の氣運に際し茲に進歩の端を開きたりけり次郎
左衛門が刑せらるゝ前十六年獨國に於て磁器の發明あり後るゝ四十年佛國セーブルの磁器製造

正徳享保時
代に於ける
大坂の陶磁
器商

所は建てられぬ初めて高嶺土を支那に發見して荷蘭人これを歐州に齎らしたるは千五百十三年
（日本の永正十年即ち五郎太夫が明より歸朝年の頃）なるも支那磁器の入りたるは千五百八十年
（日本の天正十年頃）にして日本磁器が輸入せられたるは元和以後の事たるべきは吾人が以上立
論せるにて明白なるべく從つて獨逸が白磁礦を發見し磁法を傳へしより其秘遂に漏洩し維也納
には千七百二十年、伯靈には千七百五十一年を以て盛大なる製造所を起すに至れり次郎左衛門
が所刑は其千七百廿五年なるを知るべし

日本の商權は領國に束縛せられて亦振はず大坂僅かに二三の瀬戸物商ありしのみなりしが此時
代（享保年間）に至り一名開業するものあり之れを天満屋茂兵衛といひ今の大阪市西區粉上通
りにて其十一代の孫天満屋事寺中平衛門なるもの西區粉上町に居住し陶業を繼續せり是れ瀬戸
物商増殖の發端にして從來北富田町と稱せしもの此時より瀬戸物町と呼ぶに至れり大日本商業協
會雜誌第一集
第百二十
一頁參照然れども是れより四五十年溯りて正徳五年八月に近松門左衛門が執筆せりと傳ふる淨瑠璃

「生玉心中」を見るに左の文句あり
言ひつゝあふる豆腐より嵯峨が心や焦るらん、かりそめの薄茶々碗も、なじみては濃茶々碗
や嘉平次は嵯峨が情の錦手に染付られて親兄弟の意見も耳にふた茶碗上の巻

此長作が肝煎で中國のお屋敷へ親仁の棚から錦手乾山音羽焼の皿の鉢の茶碗のと同し

どれか是れか茶碗尋ねる其音を聞くにも嵯峨が袖しぼる露の萩焼大皿だし慮外ながらと講

くれば丁ど(中略)酒にはあらぬ麴の色、花の一步のカラ／＼／＼中の巻

上になり下になり店の焼物皿茶碗花入粉微塵五重の塔、西行法師も痛手を負ひ「チャボ」の

雞り飛んで散り、けづめにけられて長作が轉々所をドーとのり備前鉢にて天窓の鉢、覺へた

か／＼と打碎かれて錦手の目鼻血みどろ、ちんがいに嘉平次の生盗人であへ／＼と呼はつて

暗に紛れて逃げ失せけり同上

あゝも興ある相の山、花は散りても根に返る人は返らぬ死出の山、死して返らぬ道ぞは今

の愛身を歌ひしか三途の瀬戸の焼物づくし親は堅氣の茶碗と茶碗道行

知るべし正徳年間には既に大坂に於て儼然たる陶器店ありしを是れ享保に至り天満屋が開店を

促したる素因なるべし有名なる交趾燒、其交通(日本人)は文録三年長崎港の商人白山加左衛門

薩州京泊より唐船を作りて渡航したる長崎年表に始まり遠州時代に至り稍交趾燒の船齋をなした

りしが享保十四年交趾より貢獻するに及びて愈々眞價を發揮せしめたり

當時日本は財政困難の悲境に傾むき粗惡錢を流用するは此時より初まりぬ磁器を以て通貨に代

幕府財政困
難と磁器

用する亦此時より初まりぬ然れども日本の通貨一定し商價不變なりければ狡猾なる歐洲は此機

に乗じ金銀貨をしてドン／＼日本より歐洲に向け輸送せしめたり其代償としては黃銅龍印及び

磁器なりき、イームホフが船貨不足の際輸出したる磁器は一千七百三十六年にして日本の享保

二十年を過ぐる一年即ち元文元年の事なりけり

外國の船齋頻繁以上の如くして彼れは我れを摸し我れは彼れを擬し製陶の業又従つて起り伊勢

桑名には浪沼五左衛門なるものありて交趾の法を學びて古萬古の陶法を以て江戸幕府に召され

たり而して此際海國輸出を以て經緯とし製陶を試みしを平賀源内とす

源内名は國倫字は士彝、鳩溪と號し又風來山人といふ世に福内鬼外と稱する是なり彼れ夙に時

勢を達觀し志を決して長崎に遊び電氣學を脩む時に寶曆九年なり彼れか才俊は社會の歡迎する

能はず驥足を延ぶるの餘地を興へざりしなり彼れは遂に激せり狂奔せり其結果は碌々たる戯曲社

會に入るに至れり然れども今の三井家の先祖たる紀上太郎を起して淨瑠璃江戸作者の中樞たら

しめしものは源内なり一たび發絶せる江戸義太夫節を再興したるものは源内なり、彼れは實に

「神靈矢口渡」の戯曲を草し頓兵衛住家の於船に所作を見せて世の喝采を博したりき、彼れは元

來奇才に富み萬能に長けたり奇才と萬能とは剛らず時機の投合により讚州志度燒なる陶器を開

平賀源内の
才起る(志度
燒)

發する主因なりけらし志度焼は當時彼れが支那交趾の陶釉法を摸擬せるものにて實に源内獨創の灰色的陶法なりけり彼れが江戸より妹婿權太夫に送りたる書狀の一節に

源吾を遣はし長崎にて焼かせ唐阿蘭陀へ渡り度と御役人方へ御談致掛置候是は日本の土にて唐阿蘭陀の金を取る工夫に御坐候云々

とあるを見れば如何に輸出的抱負ありしかを知るに足るべし文中の源吾は源内の甥にして源吾と志度焼の製造者なるべし目下酢商をなせる平賀熊太郎は權太夫の家系を繼げるもの其店舗は即ち故宅にして當時の製陶場たり宅は町の西端に位ひし掛樹の枝さしかゝるもの古昔の奇風を遺したるものなるべし火洗布を製し電機を造り鑛物を發見し放屁論を著し嘲世罵俗の筆を取り更に海外通商を計畫せる源内は尚松風なる名酢を遺して今の熊太郎をして商賣繁昌の間屋たりしめたり左れば其故宅は現に鳩溪の銘ある竹筒様の耳附たる花瓶を藏せり奇にして雅妙にして巧、以て當時流行したる意匠の一斑を推知し得らるゝなり彼れは實に陶磁器輸出を以て大主眼とし海外貿易を以て本領としたりしは以上引用記事のみに止まらず明和八年五月の建白書に徴するも明瞭なり 平賀熊太郎の材料による

源内源田、三川内と競争せんこと

揖斐十太夫様御代官所

肥後國天草郡深江村産

一 陶器 土

一 包

右之土天下無双の上品に御座候今利燒唐津燒平戸燒等皆々此土を取越候其内今利唐津は日本國中普く行渡り唐人阿蘭陀人も相歸候由平戸燒は御獻上に相成候故御領主より嚴重被仰付自由に賣買相成不申由賣買仕候は、阿蘭陀人も大に望可申由に御座候

一 天草にても近年高濱村庄屋傳五右衛門と申者燒覺候得共細工入不宜候故器物下に御座候私存付候は天草か長崎にて功者なる職人を呼集器物の恰好繪の模様等差圖仕唐阿蘭陀の物好に合候様に工夫仕候て段々職人共と仕込候は、元來土は無類の上品に御座候得ば随分上燒物出來可仕奉存候燒物の義荒方鍛鍊仕罷候其上先年讃岐にて私取立候職人共の内器用なるもの共御座候得ば右跡の者共呼寄外國より相渡候陶器手本に仕工夫を加へ候は、随分宜燒物出來可仕候平戸燒など随分奇麗には御座候得共未だ俗を離れ不申候今利唐津は勿論の儀に御座候今少しの事にて風雅に相成候得共片田舎の職人共故古より致來り候を漸次覺へ候迄にて新に工夫所へは不參替唐物阿蘭陀物を傍に置寫候ても心に風流無御座候故自然と下品に相成候畢竟天草の燒物土は南京燒阿蘭陀の土よりも拔群宜御座候得共形不風流に御座候故日本人外

國物を重寶仕高代を出候若日本の陶器外國に勝れ候得ば自然と日本物にて事足り候御尤近きを賤み遠きを尊び候は常の人情に御座候得共既に（中畧）日本物にて事濟候陶器も日本製宜さへ御座候得ば自然と我國の物を重寶仕外國陶器に金銀を費し不申却つて唐人阿蘭陀人共も調歸候様に相成候得ば永代の御國益に御座候元來土にて御座候故いか程遣し候ても跡の減候氣遣も無御座候ケ様の事は甚だ廻り遠き様なる事故表立抑ては難申上御座候得共成就仕候得ば御國益にて御座候若成就不仕候ても私一人の費骨折のみに御座候間少も有餘御座候得ば内々にて天草へ參り様子次第にて心覺への職人共呼寄少々宛も製し出度奉存候以上

明和八年辛卯五月

平賀源内印

有田三川内の磁器日本の代名詞的磁器と自負したりしもの剛らずも源内のため罵倒されたり彼れは志度焼を試製し竿頭一步を進めて天草長崎に於て製陶を試みんとしたるは事實なるも實際着手に至らざりしは蓋し建白書採用せられざりしによるならん而して彼れが天草に歴史なきは長崎奉行が陶窯を起したるに徴するも明なるべく更に長崎に製出せざりしは文化以後即ち龜山燒以前に於ける長崎磁器のあらざるに證するも明らかなら然れども時世は當時の人心を驅つて源内の抱負と同ふせしめしは長崎奉行が天草に製陶事業を起して他の製陶地と競争を試みたる

天草の製陶
と長崎奉行

より打算して然りと答ふるものなるが果して源内のいふ如く有田三川内磁器に多少の欠點ありしやは充分講究すべき疑問なり彼れはたび有田を冷罵してたび三川内を嘲笑して大膽にも夫れ以上の物品を製出せんと企圖したるは兎も角、拘負の狭少なざる立証にして今日の製陶家に與ふる好材料なりけらし左れば志度にて製したる物品は社會の歡迎する所となり嗜好の投合宜しきを得て窯業場裏に喧養せらる

藝者に宮村初右衛門等の冒險的事業あり今又平賀源内の大々的なる負あり社會は漸く此時に至つて海外貿易思想を胚胎せり直接影響を蒙る長崎たるもの豈に指を咬へて傍觀するものならんや、長崎奉行は幕領たる遂に肥後國天草に陶窯を起さしめたり正徳二年藤七兵衛が磁器を發見したるは遂に此時に至り天草焼なる新製品を製出せしむるの域に達し鍋島の有田及平戸三ツ岳の磁石と競争を試みたり是迄唯一の磁石ありと自負したる有田、御用密と誇稱したりし三川内は剛らず天草なる勁敵を叩へたり項門の一針は彼等の頭上に加へられぬ團結秘密の舉は既に行はれんとせり、果然有田は事物の刷新を圖り制度の釐正を勵行したり

鍋島家より特派せられたる副田孫三郎は寛保中有田代官所を設置せらるゝと同時に佐賀に歸り今は純然たる有田代官の管轄に屬し窯稅即ち釜運上なるものは此時（寶曆）改革せられ其十三

其影響（有田と高原燒）

布志名焼の
發達

各製陶地の
類繁

年には製磁を爲す者の証票(名代札)を百八拾個と定め(後ち火口名代)の名稱を以て増加する者あり)且つ製磁の秘訣他に傳播し有田磁器を模造する事あれば其工業衰頹の憂ひあり殊に金銀采繪の法の如きは最も隱秘するの規約を爲し金續工(即ち赤瀬屋)を十一戸と制限せられたり有田沿革史參取天草製陶稍頓挫せり奉行は突然手を引けり然れども遙かに江戸を望めば幕府殊に製陶所を興し元録中片桐石州の紹介により肥後山本郡高原の高原藤兵衛を攝津能勢郡より呼び淺草本願寺の前に陶窯を築かしめしを始めとし(世に高原焼又は難波焼といふ)て此時代に繼續なしければ、よし天草にて失敗したるも幕業は兎も角繼承せるものといはざるべからず群雄割據的軋轢は各製陶地の風雲を叱咤して茲に又々雲州布志名は傳系的製品を出すに至れり

明和元年船木與治兵衛、寛政二年澤嘉助、寛政五年土屋善四郎、寛政十二年澤藤右衛門、享和二年永原與藏、文化八年船木九藏、弘化二年船木平兵衛、文久九年福島幸助、文久三年福島幸助、明治六年福島幸助、

超へて安永三年は有田の陶工辻喜平次(五代目)常陸の大椽に叙任せられし年辻家傳記によるにして先

伊豫砥部燒
始まる

だつ四年、有田は金續工五名を増し都合十六名とし永く例規とし戸主に非らざれば父兄子弟と雖ども其方法を傳授せざるの盟約をなす有田沿革史による後、五年、加賀九谷能美郡には若杉付の長林八兵衛なるもの花坂村なる六兵衛山の原料を發見し肥前島原の陶工本多貞吉を招きて有田様の登窯を築きて品物製造をなせり是れ本郡陶業の嚆矢なり工業視察紀要參取而して後、一年即ち安永四年二月十一日は支那建築製に髣髴たる伊豫國砥部燒の創始せられし年なりけり砥部の伊達幸太郎氏吾人に送られたる一書に曰く

砥部燒は安永四年舊大洲藩主加藤泰候臣加藤三郎兵衛に命じて領内外山村に産する伊豫砥石の屑を以て原料に供し製造せしめられしを創始とす其後文政元年向井源治なるもの川登村の河底に於て白色の岩屑を發見し之を採用して磁質の改良をなす事を得たり(下略)

正徳年中天草砥石應用の術は發見せられしが茲に至りて伊豫砥石は初めて異彩を窯業場裡に發揮せり蓋し砥石は大坂地方に輸送せるものなりしが端なくも其間屋なる大坂淡路町の和泉屋治兵衛陶工紹介の勞を執り遂に肥前大村藩長尾山の職工安右衛門、さど、市次、政治、安平の五人を砥部と呼び寄せたるもの抑も製出の端緒とす斯くて下浮穴町宮内に於て杉本丈助に命じて製磁の實業を統習せしめ同村麻生村門田金次をして諸般の調度を爲さしむ同三月十六日五本松

宇上原にて始めて製造の業に着手せり爾來試製數回に及ぶと雖ども磁土釉藥共に火度に適合せず表面烈燄を生じ完全の物品を製する能はず十一月下旬再び試みるも磁土の耐火力甚だ強く釉藥熔解せず表面曇白色を呈し恰かも碧栗實の外狀に異ならず諸機器亦反展破裂して種々の異形をなし見るもの評して鹽藏鯨脂の截片に髣髴たりといへり是に於てか事に従ひたるもの失望落膽せざるはなく職工の如きは擧つて郷里に歸去するに至れり丈助此困難に遭遇すと雖ども屈せず撓まず孜孜汲々勉めて倦むなく専心當初の企圖を遂げん事を期し翌五年十二月廿四日再び窯燒を始む此時尙舊來の釉藥を襲用し翌廿五日の夜に至り薪材悉く焚盡すれども釉藥遂に熔解せず廿六七日の如きは晝夜窯前に端座し更に他事を顧みざりしといふ其苦辛想ふべし當時筑前上須惠窯より信吉なるもの此地に來り住しけるが丈助の志氣に感じ力を竭して企圖を遂行せしめん事を期し丈助に勸むるに釉藥購求の事を以てす丈助説を容れ翌六年十月中旬筑前に至り權助なるものより釉石及び釉藥用蚊母樹灰を得十一月五日歸村し十二月十日新釉藥を用ひて新たに窯燒をなしければ釉藥火度に適合し初めて完全なる物品を製出するを得たり之を砥部磁器の嚆矢とす既に好果を見ると雖ども丈助尙釉藥を他國より購入するを不利とし近郷を跋渉し伊豫郡北山崎村三秋に於て良石を發見し調査の方法を研究して應用するを得たり此年藩廳は工場を門

有田の陶工
副島勇七景
首せらる

田金治の有に移し更に大いに保護奨励を施せり金治則ち職工十太夫を肥前より、五三を筑前より招聘して切に業を勉むと雖ども新設事業は到底收支償わざるは社會の原則、悲境に沈淪する屢々なるも志氣堅硬の性は能く百難を排して漸く發達を來して永遠に法を傳へたり宜なり天明四年十月藩主自ら工場に臨みて大に奨励せらるるを、工業視察紀大村藩の陶工到れりと雖ども丈助なかりせば決して今日の砥部あらざるを、丈助の功亦偉なる哉

要するに九州方面に於ける製陶地は斯業について大村藩最も冷淡なりしは陶工が砥部に至りしによりても明かなるべく隨ひて藩内の陶業振起せざる故なきにあらざる當時陶磁器狂を以て唱道せらるる近藩なる平戸、鍋島に挾まれつゝ悠然安乎、指を咬へて對岸の火災視するもの果して主因あるや如何、大村は斯くも冷淡なるに拘はらず有田の制規は嚴正にして毫も假借する所なし天明年間有田の名工副島勇七なるものあり禁を犯し國を脱して伊豫の砥部に至り有田陶器史は瀬戸に作る製陶の秘訣を傳ふ藩吏小林傳内、各製陶地を搜索すれども得ず三川内の今村舊記には此附近まで勇七の足跡を索められしに見ゆる文句あれば無論此地方は夙に傳内が來りしものなるべく斯くて漸く砥部にあるを認め彼れ傳内は繪樂商人に身を扮して遂に捕拿して連れ歸り打てば響きの鼓坂、而かも有田の境上に於て鼻首されしぞ無慘なる有田沿革史による勇七の遺品としては有田泉山辨

子獅の代時永安

(寸三尺一高物寶天財辨山泉田有)

(藏保氏郎三健田百)



會津燒の發達(佐藤伊兵衛自磁を製す)

有田磁器朝鮮に顯はる(其由来)

財天社に奉納せる獅子あり目下百田健三郎の宅に藏せらる

利害は必ず伴隨する所、有田は果して斯かる嚴制を施し以て秘訣を漏洩せざりしか或は爲めに他に弊害を醸生する點はあらざるか、是れ充分講究すべきの問題なるべし、而して有田人士は一切萬事秘密を固守せしため却つて製陶各地の眼光は直射し反對して有田に集中せり然り千波萬波寄せ且つ寄せて時に秘訣は漏洩せられんとせり訶言囂聒に圍繞せらるゝ四面楚歌の聲、殷々山海を震動して有田人士の團結力をして愈々鞏固ならしめられたれども蟻の穴より堤坊崩れ文錄二年蒲生氏卿が城を築かんとして瓦師を播磨より呼寄せたるに胚胎せる會津燒は此頃に至つて益々發達し陶工佐藤伊兵衛自磁を製せんとして肥前に來り苦心慘愴以て素志を貫く會津起原有田は爲めに尙打撃を蒙むりしに引續き享和年間に於ける加藤民吉により一大勁敵は遂に瀬戸に顯はるゝに至れり

夫れは兎も角、有田磁器の名聲世に唱道せられしかば開國以來日本の指導者となり斯業の開発者となり世人の口に將た又吾人の筆に屢々紹介せられたる朝鮮は遂に對馬藩主の手により續々有田磁器を輸入し供用して主客の地位を根本的に顛倒せり有田磁器が初めて朝鮮に輸入したるは何んの年號たるを知らざるも正系的に歴史を殘したりしは宗氏の手を経て安永の頃より起り

たるは掩ふべからざる事實なるが如し傳ふる所によれば最初伊萬里の商人宗氏より朝鮮向御用達を蒙り居りしみの後ち有田北島家に移りたりと兎も角、安永時代は有田磁器が朝鮮に輸出せられたる端緒なりと知るべし種類は主として韓語の所謂「パンサンギ」なり

天保三辰年北島榮助が乙名茂左衛門に願出で茂左衛門又た片岡恒四郎に進達したる歎願書の一節は以て本件の一斑を了得するに足る依て抄録する事左の如し北島家書 記取

對州御用朝鮮向陶器の儀前方は對州御役筋より彼地間屋茂左衛門と申人へ注文相成其末伊萬里藤野長右衛門へ頼越相成年々仕立彼地差渡相成來候處同人何れの不埒御座候哉にて去文化子年右御用筋被相省某しへ可仰付の旨知音の筋より取組相成候に付其段彼國御役筋へ願啓罷在候砌り對州新御領唐津濱崎罷在候中村久兵衛と申者よりも右陶器納方の儀願出候赴に御座候得共某へ一旦被差免候末に付ては其儀不相叶一往御達相成候由御座候處久兵衛より某方へも仲手を以て重疊の示談相成候故自然當病他出等の節も有之候得ば久兵衛組合にして被差免可然奉存候段相進候に付則久兵衛儀陶器御用差副に被仰付兩人連名にて注文も被仰出候尤も小注文の分は某一人名當にて可仰付旨鑑札も被渡下置候に付御手數通を以て一篇對州表相納候處其後右久兵衛より某へも無釣合當所簽燒〇〇〇〇(術の處氏名なりしも特に省く)へ

對州磁土の發見と製陶

直に相頼み折角焼立相整候赴對州役人八坂與七と申人へ掛合越候赴御座候處以の外の次第にて勿論久兵衛儀差副被仰付置候處自儘の儀(中略)右の譯を以て久兵衛義御用筋被相省候赴に御座候(中略)御代官成松萬兵衛様御役内(中略)御吟味の上異國の金銀取込候得ば自然と山中うるおひにも相成儀にて以後御國方も此度一手の商賣に被仰付御免札被渡下其上御代官より御手頭おも仰付置かれ赤繪地其他焼立の釜燒造一人に被相立(下略)

朝鮮輸出の狀勢は右にて明瞭なり而して此時對州には磁土の發見あり更に磁器の製出ありたり素より何んの時に發見せられしや詳細知悉するを得ざれども安永の頃より現出したりしは對州磁器が此際より世に唱道せられしによりて知るを得べし天章の勁敵は既に對州となれり、而かも採掘場の廣大なる蓋し稀れなるものなるべし就いて檢すれば畑反別五反六畝十二歩(千六百九十二坪)山林反別一町一反四畝(三千四百二十坪)惣計一町七反十二歩(五千百十二坪)所有者は明治二十四五年の頃は小島万治外二十八名にして對州士族共立授産所の支配なりしなり本品が熔和釉料として有田附近に輸送せらるゝもの夥しく明治二十四年三月より同二十七年二月まで三ヶ年の契約を締結したる授産所理事袖岡權之進と牛島濱助の書類によれば三ヶ年を通じて無慮四十八萬斤と註せらる斯かる磁土を發見しければ古來より歴史を有したりし對州は初

めて磁器の製出をなすに至れりといへども品質粗悪以て人心の嗜好に投ずる能はず遂に文政十年、平戸三川内領の陶工を指南として雇入れ刷新を圖りしも充分なる好果を収めずして廢棄するの己むを得ざるに至れり北島家傳記による

儲有田磁器は斯くの如くして朝鮮に開かれ更に歐州に開かれたり此時磁器てふ物品は既に重要輸出品の一に立ち通商場裡に馳驅したりぬ千七百七十六年（日本安永五年）長崎に來れる「チャレス、ベートル、トユニンベルグ」が觀察せる日本通商の有様に

此時に當り日本の輸出品は銅、丁子、漆器の外陶器、米油、酒醬油等云々
とあり左れば日本陶磁器は九州方面を導火線として既に美術の名譽を世界に發揚せるものといはざるべからず

斯かる形勢なりければ天の利、地の利として重に輸出せらるゝは九州方面殊に肥前の磁器にして附近製陶地の賑やと言わん方なし推していへば日本の陶業は東北より西南に急進したるものにて古來よりの製陶地として歴史を有する尾張瀬戸の如きは當時實に微々たるものにて第二次の改革者民吉を待つや切なり而して安永十年正月七日調にかゝる瀬戸の統計左の如し陶家實傳記
春日井郡山田庄瀬戸村

安永時代瀬戸の統計

一高三百四十五石五斗二升二合
田畑二十九町三反二畝一步

内、田十二町八反餘、畑十七町五反餘、
一惣家數、四百二十軒

内、窯屋百五十六軒（染付九十軒
本業六十六軒）
一窯數三十一通

内、十七通
十四通

一山二町六反歩
一燒物土堀取場所惣合、五十三ヶ所

内、十三ヶ所
八ヶ所

染附燒
本業燒
先規よりの御除地

瀬戸村持分の内
上水野村持分
御林平御山之内
下品野村持分
御林平御山之内

安永十年、年號を改め天明元年となす其翌一年攝津國兵庫には櫻井燒起る二月京都の人緒方周

第九卷 江戸時代

瀬津櫻井燒

平なるもの櫻井村に來り初めて製出をなし之れを清水寛造に傳ふ現今の製造者太十郎は寛造の孫なりといふ而して英國公使が建設せる楠公碑を去る東一町許の所の道辻に石標あり

櫻井 井 燒 楠公宿陣の家 西一丁餘 清水 柳 太 郎

櫻井燒を販賣せる家が楠公宿陣の家なりとは豈又奇ならずや妙ならずや櫻井燒由緒書による

借之れより後る、三年即ち天明五年は伊勢桑名の浪沼五左衛門、江戸幕府に召され高厚燒の跡を襲ぎ有名なる古萬古の陶法を遺したる一條なり

萬古燒については明治三十三年一月七日及び十日の紙上なる讀賣新聞に飯島廣心氏の意見書あり以て茲に紹介して説明の勞を省く

古萬古の陶器は世に存する甚だ稀にして好事家の最珍愛する所なり(中略)新萬古の祖、森有節夙に此陶法を得んと欲し百方搜索すれども遂に探り得ざりしといふ(中略)余近頃一書を得たり即ち古萬古の陶法を記し、ものにて而も萬古館次郎の自筆本なり標題に樂燒、木燒、陶器藥秘集とありて天明七年丁未三月吉日此本所持人吉村重教とあり末に此書は本所小梅村萬古燒の文をく先生より書付もらひ候尤も文則先生の筆なり此仁、萬古にて燒物の藥の台方を被致候人甚以、藥の法は、たんれんなる人故に此仁によりて傳受致置候他見は無用の事に

古萬古

候とありて別に楠沼文則館次郎と記せり(中略)所持人吉村重教は何人なるを知らざれども蓋し陶業特志の人にして館次郎より陶法を傳へたりしが遂に之を實地に試みせし止みたるものならん(中略)古萬古の事は諸書異同ありて詳ならず或は沼浪氏とし或は楠沼氏とし其名は五左衛門といひ又館次郎といふ伊勢桑名の人にして寶曆の頃江戸に來りしといひ又天明六年江戸に召され來りしといふ今諸書載する所を擧げて後に愚案を記する事左の如し

新編武藏風土記卷七に萬古燒は小梅村の南にあり寶曆の頃萬古館次郎とて陶器を製するもの勢州桑名より來り吳州まがへ及び赤繪樂等の陶器を作り出せり因て世人萬古燒と稱せり安永天明の頃は最も著名なるを以て俊明院(有徳院殿御父)御放鷹の時館次郎を召し羅漢寺境内にて製作を御覽せらる館次郎は常に桑名より土を運送せしめ工人をも呼び下せし故陶器美なれども價貴かりし故自然に賣れずなりにければ下品の製のみ造りけりとて今は形のみ存せり云々(次に氏は工藝志料の元文年間説と陶器考証の天明年間説を臚列して更に下の如くいへり)按に古萬古は楠沼氏名は文則俗稱館次郎なる事は館次郎自筆本、陶器藥秘集を見て知るべし又勢州桑名の人にして寶曆の頃江戸に來りし事及び俊明院殿の御前にて製作せし事等は新編武藏風土記に載せて詳なり工藝志料及び工藝鏡、丁仲陶説、陶器考等に古萬古の名沼浪

五左衛門とし又天明年間江戸に來りしといふは皆非なり是れ蓋し陶器考証の説によれるならん(下略)

元文寶曆の頃、桑名に於て製陶を試みしは曩に述べたる通りなり若し江戸に來りしを此時代とせば桑名にて製したりしは、いつ頃なりしにや今少しく辯明あられたく存するなり斯くて世は駭々として製陶盛んなりければ出雲藩主松平治卿公致仕して不昧と號し深く點茶を好み雲州流なる一種の茶式を定め出雲焼を奨励せり茶人傳大坂の那古焼紀州の鈴丸焼亦此間に出でたりしも敢て特筆する程の事もなし

倍此際尾張瀬戸の形勢如何と見れば同じき享和元年の頃、熱田に新田開發の舉あり當時瀬戸の工人に加藤唐左衛門の分家吉右衛門といふ者男子多く財あるも一家を携へ業をなす能はず開發の舉あるを聞き熱田に移り農業に従事しけるが奉行津金文左衛門、陶業に志あり吉右衛門を舊業に復せしめ農夫より瀬戸の陶工のみを引揚げ吉右衛門に焼かしめたり乃ち熱田の堤上に窯を開き又白石千倉山に於て磁石を發見したるより津金は大いに奨励せり文左衛門の子庄七父の志を承け享保二年藩の允許を得たりければ舊瀬戸は茲に衰頽を來し此地に移るもの尠ならず吉左衛門の一家加藤唐左衛門忠七藤七金吾直右衛門卯兵衛勘六治兵衛製造に従事せり瀬戸陶磁器沿革史而

瀬戸の陶勢一變す(加藤民吉の壯圖)

那古焼と鈴丸焼

して改良の必要は終に吉左衛門の三男民吉をして製陶地視察の途に上らしむるに至れり由來民吉が目的は丸窓新築にあり即ち五十兩の金を借り享和三年築造せしも宜しきを得ざりければ青磁の名産地たる攝津の三田に行き視察したるも益する處なく空しく歸り更に九州遊學を思ひ立ちたるなり瀬戸陶業史ちたるなり

九州出發の年月は諸書一致せず工藝志料、工業視察紀要、有田沿革史等は享和元年とし瀬戸陶器沿革書及び陶家寶傳記等は享和四年とせり左れと吾人は四年説を以て正鵠を得たるものと信し本文の筆を執る事とせり蓋し享和四年は文化と改號せられし年なれば享和元年とあるは或は文化元年の誤謬にあらざるか、

斯くて民吉は享和四年子二月廿二日陶家寶傳記といふに九州に向け出發の途に上りしが當時各地互に藩制ありて他國人に技術の傳習を嚴禁しければ斯の地に行いて事を計るべき人なし隅々肥後天草城下なる東向寺の住職天中といへるは尾張愛知郡菱野村の人にて若かさ時瀬戸陶家の弟子たりし事あれば此僧を知るべに天草に行き天中に面し郷里代官等の文書を示し來意を告げたりけり天中大いに其篤志に感じ高嶺なる製磁家植田元作(今の上田松彦の祖ならん)に囑して其職工とならしむ元作只他の技術を教へ釉藥の調合等は総て秘して傳へず茲に於て民吉長崎に祭

禮を見んと偽はり元作の宅を出で東向寺に計り、やがて其書を齎らし肥前佐世保村なる西方寺に投じ寺僧の紹介を得て松浦肥前守御用焼物師今村幾右衛門に至り其職工となり勵精、事に從ふ居る事數日、村吏他邦の職人を一切此地に滞在せしむべからずと告ぐるに會し民吉去つて佐々(今の北松浦郡佐々村)に至り福本仁左衛門による仁左衛門胸襟を開きて民吉を遇し直ちに製作の業を執らしめ其性温厚にして技能あるを喜び慰諭して永く自家に留めんと欲す既にして民吉業成り正さに歸らんとするに方り仁左衛門之を惜みて頻りに抑留す乃ち民吉一策を案じ東向寺天中より強いて一たび天草に歸るべき旨の事を報じ來らしめ文化四年正月、仁左衛門の家を辭じ有田に來り業を視察せり瀬戸陶業史此件に對し有田沿革史は其狀を記して曰く

尾張國瀬戸村加藤民吉なる者あり竊かに我有田に來り其容貌を扮して雇夫となり我製陶の事業を學び留まる四年遂に其方法を得て(中略)歸り始めて白磁磁を製す是我有田の外、本邦に白磁ある始とす

次に工業視察紀要は左の如くいへり

肥前有田に至り策を以て陶工某の婿となり居る事四年盡く其製法を得たり因て密かに遁れ歸り具さに土石を檢定し始めて磁器を造出す

有田に來り女婿となり研究をなしたるは九谷の後藤才次郎なり民吉は雇夫となり單に繭奥を極めたるに過ぎざるべし目下佐賀縣工業學校有田分校に在任せらるゝ寺内信一氏は多年瀬戸にあり踏査考証して瀬戸陶業史なるものを編纂せられしが(即ち吾人が引用せるもの)頗る精確にして信憑するに足るべきを以て之により更に其記事を繼續すべし

時恰かも堤総右衛門が丸窓の改築を行ふに會す即ち土方人足となり其築造法等を熟視し天草に歸り天中の年來の厚意を謝し再び元作を訪ひ昔日の罪を謝す元作亦意とせず相共に肥前磁器の事を語る其別るゝに臨んで元作自から磁器の調合法を筆記して民吉に饒す高濱の陶工三人民吉に具して尾張に往かん事を乞ふ民吉一人を許し率ひて歸途に上り道を肥後の八代高田に執り陶器を視て瀬戸に歸る……

民吉の歸りたるは文化四年六月十八日にして陶家寶傳記の載する所左の如し

享和四子二月廿二日

一 民吉肥前國へ參度に付肥後國天草へ出立の事

此時大森村寶輪寺弟子と一所に參り

文化四年卯六月十八日歸村仕候事

頃、磁器の名工たる埴田堂川本治兵衛が江戸大郷二丁目（伊豆倉横町）に販賣支店を開設せんとせしむる際にして民吉の成功は尾張人士の非常に歓迎する所となれり（民吉の死去は文政七年七月四日にして享年五十有四、其子千代松、家を継ぎ事業を經營せり瀬戸陶業史）

藩主大いに其熱心を賞し同年七月三日民吉へ上納藥十貫目に御酒として金三兩を賜ふ陶業史之れより唐左衛門を密元総組頭とし帶刀を免され三人扶持を受く熱田奉行津金庄七亦功勞金として百兩を贈與せらる瀬戸磁器沿革而して此時吉右衛門を加藤景遠と稱し其子民吉を加藤保賢と稱す（保賢製は張或は尾張の印を押し又は享保年製、文化年製、享和尾製等の銘あり）茲に於てか瀬戸の陶風一變して磁器を新製又は染付焼と稱し舊陶器を本業とするに至れり是を瀬戸中興の第一改革とす

人はいふ有田地方にて用ふる丸密は民吉により初めて瀬戸に開發せられたりと、非なり民吉が九州より歸る六年前既に丸密の方法は既に顯はれたりしは陶家寶傳記に於ける左の一節によりても明瞭なり

享和二戌十一月

一丸密取建場所御願濟仕候事

加藤 唐吉 左右衛門
加藤 民吉 左右衛門

加藤 民吉 作(青華花瓶高凡三尺)



瀬戸磁器、大坂に類は

制度は保護重く瀬戸赤津品野の三村の窯場製造所は無役除地とし藩主は瀬戸を直轄して水野代官所に類屬せしめらる享保二年御倉會所(長七間横二間半立玄關附勝手は疊惣瓦葺にして十月廿二日仰渡さる御記)を瀬戸に立て窯方取締人立合の上製造品を茲に買上げ置き商人と窯方の有接取引を嚴禁し窯方に於て現品を要する時は人名并に代價を記帳し之を毎月藏元年番に送付す又陶業者中より十名を撰びて藏元とし其内一名を年番とす窯主より製造品を藏元に送り來る時は代價を定めて切符にて仕拂又便宜上代金前貸をなす事もあり是を仕送金と稱す右豫備金五萬兩名古屋藩より藏元へ貸下げ之を年番に備へ置き陶器荷物等の繰替方に供せしめ藏元振出の切符は年番にて引替へ現金を渡し翌月卅日限り其代金を買主即ち藏元より取立つる者とす但繰替金の利息は一兩に付銀一匁の定めにて窯方よりも手数料として右同額を取立て而して又三府の商人にて瀬戸陶器を賣捌んと欲するものあれば名古屋藩より身元を糺したる上其家屋を抵當に出さしむ名古屋藩の許可を得るにあらざれば決して瀬戸陶磁器販賣をなし得ずといふ(名古屋廣井に染附焼物庫二個を造り名古屋に運搬したる物を収めしめらる)積送りたる荷物の代金は藏入して其荷物の入船後三十日限に取立てたり又江戸に於ては之を市ヶ谷藩に納め邸よりの領収通報に接して名古屋にては江戸に廻送すべき金員を各荷主に振替下渡せり次に大坂は藏元

美濃の磁器と常滑焼

出張所より直ちに名古屋藏元取締方へ送致し取締方より更に各荷主に引渡すを例とせり又磁土を採取するも一定の制限を設け水野代官所の鑑札を所持するものにあらざれば嚴禁せられたり瀬戸陶磁器 磁土發見の年代は九密設置と同一して享和二年の頃なるべきは代官水野權平に差出したる報告書によるも明かなり左れば磁土を紛碎する水車の如きも文化十三年には尾濃泰の三ヶ國を通じて無慮四十ヶ所に及びたり陶家寶傳 記による而して本業焼より新製焼に轉業するもの頻々として起り百九十餘人に達しければ遂に三個の窯敷を二百通と制限せらるゝに至れり瀬戸陶磁器沿革 享和による瀬戸の趨勢斯くの如くなりければ美濃多治見亦片影を蒙るや明けし此頃輪丸菊筒等を畫くに黒鉛松皮の釉薬を用ひ又紺青を以て藍色を出す事を發明したりしが文化元年大坂西川屋茂平なる商人奈良茶朝良と稱する茶呑見本を持參して多治見村及び笠原村瀧呂組に於て石焼を試製せしめたるより初めて磁器の現出をなせり工業視察 紀要參取 大古以來日本陶磁器史上に異彩を放ちたる常滑焼は安徳天皇の朝より十八世を承繼し源義孟の遺裔たる鯉江、宮中に土器を貢獻して殆ん六六百三十年、常滑焼の名譽を維持し來れるもの此時(文化)に至り鯉江方救なるもの一の新窯を考按し數回試みると雖ども志を得ず其子方壽父の遺業を繼ぎて成功したるは漸く天保年間にして美濃多治見及び瀬戸が磁器を製造したりし際は成功苦辛の最中にてありしなり工業視察 紀要による名工

には長三郎白鷗等あり白鷗曾つて龜の香合を作り綾小略大納言有長卿に獻せしに技術の巧妙にして他工に勝れたりければ即ち之れを賞讃して

老の浪よする衣の浦人は

つくれる龜の年もよるらし

どの一種の和歌を寄せられける當世境起原による

瀬戸磁器に
對する有田
三川の力
針販賣の
状況

之れを要するに尾張磁石の發見は尾濃兩國の斯業を急進せしめ販路を三府に延べ有田三川内磁器に一大鐵槌を加へたり頭の髮に火は附けり敵は眼前に顯はれたり活眼なる鍋島過敏なる松浦、黙して止むべきものならんや武斷政略は商略政治に轉換せり而して平戸は長崎に着眼し佐賀は大坂に手を擡げて以て瀬戸に抗せんとす、加藤民吉が九州出發に後る、一年、其歸國に先だつ二年、而かも文化二年といふに鍋島肥前守初めて肥前國産として磁器を大坂に販賣せり即ち大坂に倉庫敷を置き肥前瀬戸物と號して輸送し倉元（大坂の銀主）なるもの之れを販賣せり其利益は凡そ賣上代價の五歩にして肥前守の収入となるといふ（其實倉元利を占めたり）茲に所謂仲買なるものあり入札により倉元より買入れ之を小賣店へ卸したり文化二年前は問屋仲買及び小賣商ありしが肥前守一手販賣をなすに至り問屋なるもの廢絶せり而して水野越前守老中

となるに至り此組織は解かれたり（嘉永二年又亦舊に復す）大日本殖業協會雜誌 第七集第百二十一頁

斯かる形勢なりければ有田の陶況類纂に赴き同（文化）六年十一月製磁本業の數を増し其七年

中樽山字小樽に於て新窯を築造せり有田沿革史による

然れども茲に注意すべきは有田磁器が大坂に販路を求めたるは決して享和時代に起りたるにあ

らずして是れより七十年前既に販賣は開始せられたりし事なり其証憑は有田赤繪町の日蓮宗派

法元寺が陶器繁昌の祈禱願書に照らしても明かなりとす

覺

陶器産物大坂其他にて賣渡相成候依之山中繁昌爲諸英轉除祈禱の事彌無慢怠可有勤行

候仍如件

元文元年辰十月

鍋島奎之助

納富十右衛門

多久藏人

法元寺

（此書類注元寺にあり）

左れば元文時代磁器の名聲は既に大坂地方に發揮せられつゝありしものにて、享保文化の頃に

陶器祈願所
法元寺
田

銅島家が特に販賣所を設置したるは瀬戸對商策として釐正したるものなるべきなり而して法元寺が陶器祈禱を命せられしは如何なる事情によりたるか、天保十二年丑五月其筋の質問に應じて法元寺が松尾山光勝寺に差出し光勝寺更に奥書の上、江副忠兵衛、井上孫之充へ進達したる口上覺書を通覽すれば稍一斑を知るに足るべきを以て法元寺所藏の舊記録により抄出する事左の如し

口 上 覺

松浦郡有田皿山法元寺の儀は勅願所護國松尾山十九世日億聖人元和中當地法華經弘通の折建立にて年數凡二百年餘に相成法務不相絶兼て御國家安泰武運長久御祈禱の儀は當寺代々の住持にも懇に本山より被申付朝夕相勤罷在候處享保十八九年頃より山中御國産の陶器火廻り悪く不出來の形にて山内大いに及衰微候由にて諸社諸寺に於て御祈禱等も有之由に御座候得共其驗無御座幸當寺へ山中は勿論其外に至るまで陶器成就御祈禱仰付候に付當寺より右の趣本山へも申遣り候處本山廿七世日惠聖人誠に以て是迄此例御祈禱被仰付候得半隨分信心堅固に致し御祈禱可申日惠も御法の御爲に右御祈禱永日御利益有之候様於當山法華經五千部致讀誦加勢可申(中畧)依之當寺も本人聖人の存意如何にも難有承知仕り晝夜不怠法華經讀誦仕

祈禱の御禮等持出候處其驗有之追々山中も繁榮の都合の由、信濃守宗茂公様被爲入聞召元文元年辰十月御朱印并御紋附御提灯等御祈禱仰付候(中畧)并に安永六酉年山中陶器御心遣役人太田彌次郎殿より御達相成候(中畧)依之以前本山より御定の通り毎月朔日より一七日の御國家安全陶器成就山内繁榮御祈禱猶月々釜前登りく火入前邊別て祈禱仕り(中畧)候に付舞臺御上様より定銀二枚宛拜領被仰付候(下畧)

兎も角法元寺は有田草創以來の陶器祈禱所にして本山松尾山よりの命令なりしは同じき年(天保十二年)の六月十二日松尾山院家勝妙寺日足、觀照院日豊、役僧止明院「右の條々爲古制近來猥に相成寺且共心違の儀共間々有之候條此度別て相改嚴密に申渡す者也」として法元寺に八ヶ條の申渡を爲したる第一に左の明文ありしを見ても明瞭なり朝夕勤經陶器御祈禱無怠候條行可相勤事法元寺要するに法元寺は有田に於ける陶器繁昌の祈禱所なり而して大坂天滿屋市兵衛が陶磁器販賣業を開始したるの頃は既に有田磁器が不景氣を呈したると同時に大坂も向け販路を擴張したる時なりしなり降つて瀬戸磁器が大坂に現出せらるゝ時は有田は百事刷新の央にして法元寺は只有田繁昌陶器成就の祈禱最中なるを記臆せよ、然らば平戸藩の陶況如何と見れば領内に三川内、木原、江水の三皿山なる役所を設置し献上物及び藩内入用品の外は主として販

長崎島山燒
起る

路を長崎に求めて唐人相手の貿易をなしたりける左れば肥後天草に手を出して失敗せる長崎奉行は他藩の事業に垂涎して天領地に製陶所を興し近隣磁器に匹敵せん事を企てたり斯くて奉行肥田豊後守は社會の風潮に鎖されつゝ遂に長崎人士を打つて龜山焼を起さしむるに至れり、全体龜山とは地名にあらず製陶の業起るに及びて命名せられたるものにて最初は窪山といひたる所なり長崎地名附録第七丁を參取すいつの時代よりかは今考証の由なけれど此所にて瓶類を焼成せるが暫時にして疲絶に歸したりけり借社會の風潮に驅られたる長崎奉行は製陶事業の念慮止む時なく只管時機の投合を待ち居りしが端なくも文化元年に至り市内八幡町の住人大神甚五兵衛、山田平兵衛、澤屋嘉右衛門、古賀嘉兵衛の四名磁器の製出を發起したるは直ちに長崎奉行の歡迎する所となれり斯くて陶器の場所を撰定し、あれか是れかと協議の上初め龜山に瓶類を製したる緣により此地を下するに決し今の上長崎村字伊良林四百九十三番戸の裏手より上面に掛け都合十二個の陶器を築造したり今ついで檢すれば只四個の窯趾僅かに基石を存し烟の變形をなしたるも(三四年前破壊したりといふ)有田地方の方言にて所謂「ボロ石」等は諸所に點綴して當時の盛況を追想せしむ而して如何に製品の銘を附するやは當時種々の異論ありしものにて結局もと瓶を製したる緣故により普通を以て瓶を龜とし龜は日本祝賀に用ふる鶴龜松竹梅の一なれば

縁喜好しとて茲に初めて龜山焼と命名し角の中に龜山の二字を崩して印とする事とせり何んぞ亂らん日本の歡迎する龜は支那に於ては大に厭忌するものならんとは、龜山焼磁器が只長崎名物の中に位ひしながら、需用を幕府又は内地の城寄屋に求め支那に向つて輸出する能はざりしもの抑も龜の字より聯貫せる主因なりけらし撰びに撰びて斯かる事を出来せしめしは兎も角甚五兵衛等の失体なりといふの外なし斯の如くにして陶器は成就せり借原料は如何といふに天草の原土と東彼杵郡三ツ岳の「アジロ土」を混和し支那吳州は奉行より長崎會所に命令して毎年使用高を豫定して精品を撰び下付せられ灰は鹿兒島藩に照會して取寄する所となりたれば柵より落ちし牡丹餅は甚五兵衛の口に入りて「ウマイ」と叫びたり、かてゝ加へて保護金なるものを下付し永代借金として非常に獎勵せしめられける美術として世に賞讃せらるゝもの以上の如き事情あればなり然れども凡そ世には分業の法よりて工業の發達進歩は皆此原則に支配せらるゝものなれば龜山にして單に一定の精品を製出したらんには或は技術の發揮する當然なるべきも、作る所は幕吏の依頼に應じ皿茶碗鉢井ありとあらゆる種々雑多ゴタ交ぜ的にしたる結果として比較的是れといふ精品なきは遺憾なり工人は有田より呼寄せたれば其風は直系の有田風なり然るに陶器考証はいわく

近頃は佐賀領有田山に於て龜山と銘し大坂邊に住出し候由云々

吾人は斯かる事なしとは斷言せず然れども純然たる有田系を承繼しながら只有田の失体を叙し
 自己の系統を明言せざりしは豈不當の事にあらずや夫れは兎も角、百里を行く者は九十里に半
 ばすとは古人の金言、萬事萬物豫想通りに行かざるは社會の原則、奉行の保護を請け保護金を
 以て成立せる以上は蹉跎の虞なかるべきは素よりなるも抑も保護的永代借金なるものは表面獎
 勵の一端なるも裏面よりいへば其子々孫々を束縛して自由なる能はざるものなるを知らざるべ
 からず左れば未だ幾くならざるに他の製造者は續々轉業するの已むを得ざるに至り甚五兵衛一
 人となり漸く繼續の任に當る事となれり弟卯平を二代とし甚五兵衛の子又甚五兵衛といひ之れ
 を三代とす此時永借金八十貫目以上となりたれば到底繼續の見込なしと斷念したりけり斯くて
 永借金は八十年賦となし一時の姑息手段を以て漸く落着したるも廢密の悲運は甚五兵衛の頭腦
 を碎盡せんや有様なりき天保十四年二月陶器窯税を免せらる時の奉行は柳生伊勢守、目附平賀
 三五郎獎勵の任に當れり長崎地を
參取然れども一枚の五分板いかでか大堤の破裂を防ぐを得べき遂に
 三代甚五兵衛は廢絶を斷行せり超へて安政六年九月岡部駿河守奉行の時、更に龜山陶器所を再
 興せらる、主任は江戸より來れる屬官小島喜左衛門なり彼れは幕府の威力を以て盛んに製出を

九谷、京師、
 磁器、出雲、
 有田、發達、
 有田、發達、
 の衰退期

試みたり乍去間もなく廢絶に至りしは畢竟其方法、宜しさを失したるに歸せんばわらず要す
 るに龜山燒は非賣品なり時に賣品なきにあらざと雖ども、并は中品以下の物にて特別上品は總
 て幕府に獻じ又は奉行の自用品として特に龜山燒なる名譽を社會に發揚したるは全く是等の點
 より起りたるものなりがし書を墨したるは内地の人士のみに限らず或は唐客の染筆もありて當
 時の社會に賞讃せられしなり長崎地を
參取而して今は廢密に歸し伊良林の荒地、只片影を留むるのみ
 以上は社會の風潮を掻き鳴らしつゝ、大勢を達觀したる沿革なり
 此時本州の重要製陶地の状況如何と見れば文化七年には加賀九谷吉田屋傳右衛門（元ど江沼郡
 大聖寺町の豪商）九谷燒の衰頹を歎き再興の意を決して内海に入り舊法により燒成を試みしも
 不便の點抄ならず遂に山代村なる越中谷に移し九谷の磁石を運搬し大に改良を施すありしも
 収支償はずして手代なる宮本屋に譲りたり翌八年は京都の高橋道入初めて白磁を作り大日本人名
辭書による
 其十年伊豫低部に於て向井源治、低部村五本字松花畑に工場を開きて後日（文政元年）大字川
 登の河底に白色の岩層を發見して最良の磁器を製出するの基を開き工業視察紀要
低部遺蹟參取其十三年出雲樂
 山燒、陶工住右門江戸大崎なる藩主の別邸内に陶窯を築き専ら茶器を作りて屢々金銀の賞
 を受く龜山燒傳獎勵、
發達の度今や密業界に
昂上せり左れば文政八
年には低部の龜屋庫藏、
藩廳

の命を受け有田に行き錦繪の方法を傳習して歸りければ初めて砥部焼に五彩の精品顯はるゝと
 同時に有田の秘密勵行は到底防ぐ能はざるに至れり工業観察紀要を參照す而して薩摩の陶工白瓷に金爛の模
 様を着けたる錦手を製し、九谷の陶工八郎右工門始めて赤釉に金泥を畫きて金爛手を出し、名
 古屋の陶工豊助陶器に蒔繪を施す事を發明し、京都の十世善五郎永樂燒金爛様を始めたるも
 の享和文化文政の間相前後して傳播せしもの陶器史によるに有田特獨の長所は既に、ひと葉ふた葉
 と散り行きにけり

有田の陶工
 辻喜平次極
 真燒を發明
 す
 眞燒を發明
 一手免狀

據には後藤才次郎有田に秘法を承けて九谷に傳へ瀬戸の加藤民吉、砥部の龜屋康藏、會津の伊
 藤伊兵衛陶法を各密に傳へ今又此の舉あり有田は即ち衰退時代に入りぬ有田たるもの更に新意
 匠的物事を製して對峙せざるべからざる場合となりぬ茲に於てか八代辻喜平次の極真燒成る
 文化八辛未六月喜平次常陸大椽に叙し三代愛常と稱し天益を賜ふ職を勵み千思萬考大に苦心し
 て一種未發の製法を發明し大に磁質の精美を極め構造の鄭重周密なる尋常ならざるを以て世に
 之れを極真燒と稱す是れより以來最上等の磁器を製するには必ず此法に據らざるはなし二代喜
 右工門以後七代に至る迄御用調進に就て御繪旨天益其他物品を下し賜ひ天保三壬辰十代喜平次
 常陸大椽の名稱を襲ぎ悉くも御苗を賜はり以て現今なる十一代勝藏(常明)に至る衰退期に赴

朝鮮輸出の
 一手免狀

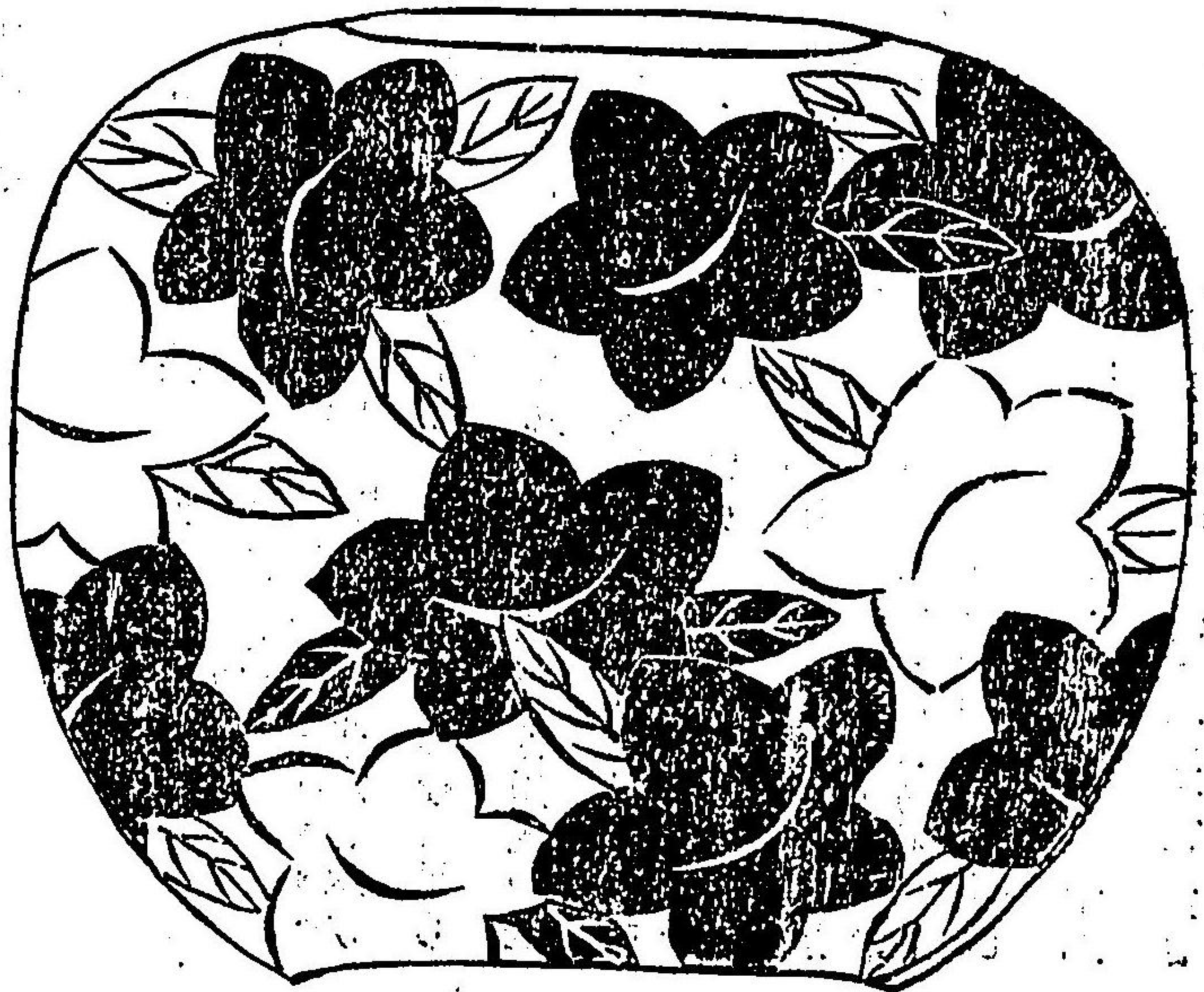
ける有田は最早餘命なきが如く
 なるも八代喜平次が極真燒を發
 明せるに引續き朝鮮輸出の磁器
 は益々基礎を鞏固にして北島源
 吾の一手に歸したりけり北島源記による
 源吾は元錄時代陶勢の獅子を奉
 納せる茂左衛門の苗裔なりけり

記

赤繪屋 源 吾

其方儀朝鮮向陶器注文引請燒
 立て一手に被仰付候に付ては
 對州より注文申來候節は源吾
 請取燒地相整彼地仕向可仕候
 萬一隠に注文を請け燒立或は

極真燒發明者八代辻喜平次製
 染附桔梗模樣花生
 (分五寸五長分五寸六巾)



拔荷物等いたし候者有之ば差押へ早速會所に可申出者也

文政三年辰九月十五日

成 松 万 兵 衛 花 押

有田の大火

(本書は北島藩記より抄出せしものにて更に弘化四年未七月鍋島藩左衛門より改正下附せらる)

要するに常時[●]有田は販路の點に於ては他[●]に卓絶せるありと雖も[●]製出の點は頓挫の悲運を承け[●]たるものといはざるべからず不幸の折は災厄の持續するは社會の常則にして今更怪しむに足ら[●]ず有田は今や逆境の地位に立てるの折柄、不幸にも文政十一年八月九日の深更、岩谷川内の登[●]窯より起れる失火は白川町の一部を除きて悉く烏有に歸せしめ[●]北島家傳 肥後取 九れば痛く有田磁器は打[●]撃を蒙り草創以來茲に至る二百十有三年にして第二の有田は生れとせり

無情なる天は悲境なる有田人士を驅つて一層の辛酸を嘗めしめ第二の革命者たらしめたり勇壯[●]にして活潑なる佐賀藩の住民たる有田人士は技師を發揮せしむる試金石を與へられたり夜々汲[●]々倦まず撓まず叱咤し罵倒して他の製陶地を凌駕するの重任は眞個其雙肩を磨しつゝあり而し[●]て制度は前時代(火災前)を承繼し名代札を二百二十枚とし商人札を十八枚とし金鑽工を十六[●]枚として各々制限を定めらる今吾人の家に金鑽工の免狀保藏しあるを就いて檢すれば左の如き

火災後の有田

あり

赤 繪 屋 十 六 人

皿山赤繪附箔請已前より如定其方共へ被仰付置候條爲其運上一度判銀三十五匁四厘宛正月五
月九月年に三度毎歲尖に可相納者也

文政十二年丑八月

久 布 田 權 左 衛 門 印

此時に於ける十六名の氏名は左の如し北島家傳 肥後取

- 北島源吾、今泉平兵衛、北島丑松、北島虎吉、光岡幸平、田中幸兵衛、松枝今吉、辻友吉、
- 牛島源右衛門(以上赤繪町)
- 藤重定七、小戸吉兵衛、川浪丑之助(以上本幸平町)

大塚太郎(白川町) 幸島彌十(大樽町) 増田富三郎(神古場町) 西山幸十(中の原町)

爾後異動ありしは今吉が富村盛三郎と名義の變更をなしたる其二例にして主として世襲事業な
りしは源吾が勝助に傳へ平兵衛が今右衛門に傳へ幸平か久吉に傳へ丑之助が熊次郎に傳へたる
が如き北島家傳 肥後取に徴しても明かなり、斯くも悲運に逢着せる有田に引替へ一大勁敵たる瀬戸の形
勢を觀察すれば今や殆んど百花燦爛の現象を呈し獎勵の夢よきに且つ耐なり有田の火災に先だ

火災當時に於ける瀬戸の形勢

二年加藤唐左衛門外五名へ二十ヶ年賦として金子三百兩文政九年十月廿日後る、一年全武右衛門外九名へ十三ヶ年賦を以て百十五兩文政十二年十月廿四日を貸下げ而かも火災當年の十一月廿三日には中納言御入用の二尺三寸皿鉢貳組を製して唐左衛門は賞讃を蒙り十ヶ年餘の繼續事業たりし神川天神へ燈爐一對奉納の件は同じき御代の文政十二年十一月といふに成就し名古屋藏元及び京都江戸大坂の支配人より永納したる金子都合五千七百兩との標札は高く社頭に掲げられたり以上陶家實傳記參取今日愛知縣が百七十萬圓の製産價額に達して雄を社會に發揮するもの豈是等の遠因によらずとせんや而して其頃加藤五助(陶治と號す)なるものあり鼻祖藤四郎の法を慣熟し能く陶を作る文政二年磁器の業に轉じ八年天外(二代目五助)に譲りて以て茲に及べり

三川内人士
朝鮮輸出を企つ(失敗)

瀬戸は以上の如く旭日、天に沖して有田を壓せんとする折、三川内亦朝鮮輸出の點に於て更に有田に對抗せんとせり偕説く對州磁器品質粗悪なりければ文政十年亥何月といふに平戸領三川内の陶工を指南者として對州に雇入れたり時の對州陶器山支配人犬塚小十郎全般を統御せり而して三川内陶工の此地に來りたるは端なくも朝鮮密輸出の導火線となり茲に三川内物品をして該地へ輸送せん事を企てたり左れや當時濱上げの手助け專占權を有する北島の手を経たる有田磁器にゆらざれば敢て許されざりければ彼れは百計盡き遂に三川内磁器を對州へ密送し對州磁

器の如くに粧ひ更に朝鮮に輸出せんとせり、有田は脆くも倒れんや有様なり彼れは一たび朝鮮に輸送したりけり、急急、天なる哉、幸なる哉、對州侯の特派せる時の釜山詰役人中村庄兵衛、伊藤忠兵衛は其輸入せられたる磁器に對し脆弱、用に耐へずと勿ね付けぬ折角の企圖水泡に歸し更に素志を繼ぐものなかりしは實に有田の幸なりしなり北島家密記による然り、有田磁器は對州人士の歡迎する所となれり此事件の一段落を告ぐるや中村庄兵衛は直ちに買取に着手しぬ今文政十三年寅正月十一日に起りたる吾人の家に藏する對州磁器簿によりて檢すれば丑(文政十二年)十二月中村庄兵衛へ積送りの定約せしもの都合貳百七俵にして筆頭に顯はれたる十八揃大白金福膳部通(即ちパンサンギ)二十俵(五組入)一組に付二十一匁替とあり殆んど今日の五十錢餘に相當せり

三川内侯、
長崎に顯は

三川内人士は朝鮮に於て失敗しぬ蹉跌しぬ而して文政十三年天保元年と改まりぬ間もなく一朱銀は不通用となりぬ引替のため長崎に赴きたる三川内の中里利助、吉川頼藏は初めて蘭人に磁器賣込の約定をなす時に類歳年十八、歸りて兄庄作に謀り茲に海外貿易的取組の端を發す長崎縣誌參取先天的なる小細工物は此時蘭人に試賣せらる其種類價格左の如し北島家密記參取

一 龜水入十二匁、一 長水入十九匁、一 手水入二十匁、一 鷹水入二十匁、

是れ實に有田の久富與次兵衛が長崎に販賣開始に先だつ殆んど十年なり惟ふに一朱銀の鑄造停止せられたるは天保十三年にして以上の記事に後る、十餘年なるも利助等が長崎に販賣の締結をなしたるは天保の初年なるべきは事實の風に證明する所なり

關東焼起る
天保時代に於ける各地の窯(所)の概況
山口、安樂、丸、紀、山、鹿、新、古、伊、新、古

豊臣秀吉征韓の餘影として九州の諸侯が競ふて領内に陶窯を起せし以來、製陶は恰かも藩業たるやの傾きを生じ所として製せざるなく國として現はれざるなく各其特技を誇張するを樂みどなしければ江州彦根藩主、井伊直亮も亦斯業に心酔せる結果として文政十二年十月に至り島屋平助、西村宇兵衛、絹屋半兵衛の手により風光秀麗なる琵琶湖に因める御東焼なるものは現はれぬ彼等は共に資を投じ組合事業とし藩主の許可を得て城下の懸屋に登窯を築き製造に掛りしも完全なる陶器を得る事少く莫大なる損失は彼等の双肩にかゝり遂に轉所の議と平助の退去事件を決して永續する事となり佐和山の夢に改築したるは實に翌十三年七月にてありし然れども損失は尙引續き細き一縷の烟を揚げつゝ辛くも天保十三年まで繼續して癡密せり北村彦四郎氏の湖東陶志を採取更らに眼を一般の窯業地に轉ずれば近江の膳所、讃州の八島、江州の水口、伊勢の安樂等製陶法を改良して世人の耳目を惹き尾張丹羽郡稻苗村(又丸山焼)亦文政中に起りて此時に及ばし大和奈良の近傍鹿脊山、祥瑞五郎太夫の遺風を承け更に陶窯、姫路の工人有田に倣ひて磁器を造

瀬戸の陶工
貞二禁銅せらる

り東山焼と稱し乾也焼、乾山の風を摸し東京に起り川御三家の一たる中納言齋順、京都の工人永樂丁全を招きて交趾様の陶器を製し而して伊勢桑名の骨董商森有節なるもの浪沼左衛門の古萬古陶法に志し非常に搜索する所ありしも遂に傳法を得ず自ら工夫を凝りして世に嗜好を求む實に天保二年なり今日の萬古燒實に其遺法にぞある陶器史を採取此際瀬戸の磁器名工川本(か)貞二なるものあり某仙堂川本治兵衛の甥にして京都の欣古堂龜助を聘したりしが共に陶器指南といふ書を著はさんとせしに原稿は没収せらるゝ所となりぬ彼れは夫れより江戸に至り新聞先大久保新田に密を開き瀬戸の原料を輸入して製造しければ忽ち尾州侯の責咎する所となり遂に禁銅の不幸に陥りぬ瀬戸陶業(安政二年死去)いづくの山も旅稼は禁制と見へ有田の勇七、瀬戸の貞二共に刑せらるゝ所となれり惟ふに當時此外にも是等の企圖をなし更に遂行せしものなきにわらず而して史の傳はらざるは蓋し秘密の最も秘密なるべければなり此秘密こそ不知不識の裡に其地の陶法を他に遺し充分の發展を促進せしめたる主因にして利害の伴隨は到底免かるべからざる所、門戸を開放し人材登用を要する時世ならば自己の秘法が他に漏洩すと共に更に他の秘法を習得するを得べき道理にて彼是の交換、過不足の配合宜しきを得るは既往の歴史が證明して餘りあり只一小井裡に蟄居し姑息手段を勵行するが如き

淡路焼出づ

森有節作萬古肉入
(高木三狂保蔵)



三百二十
は決して策の得たるものにあらざるな
り次に紹介すべきは淡路焼なり其來歴
を尋ぬるに文政年間同國三原郡伊賀野
村字白石居住の賀集眠平なるもの陶業
を起し天保五年京都の陶工尾形周平を
聘し共に研究し種々の物品を焼成す周
平留まる事、年餘にして歸る、後ち眠
平は自己の考案を疑し熱心の結果によ
り製する所の陶磁器を黄南京、綠南京、
艶白色、靨甲色、鐵色、艶黒色、三島
手、朱泥摸造古染は安南燒畫高麗及び
貫青磁等を發明し天保十二年柿色を發
明し爾後數多の物品を製し諸方に販賣
せり爰に於て名聲漸く世に著しく顧客

九谷、出雲
の磁造

日に多きに至れり此時に當つて初製の黄南京綠南京は愈々世人の賞讃する所となり人呼んで珉
平焼と稱す最初珉平は豪農なりしも熱心此業を企圖するため莫大の財産を失したり然れども不
撓不屈志ますく堅し時に天保五年藩主蜂須賀侯の聞に達し候の大いに嘉賞せらるる名譽を得
るに至る且つ珉平の獨力にして大業をなすの困難なるを推知せられ同年新たに陶窯を築き珉平
をして自ら之れに與らしめ該業の發達を企圖せらるる當時新窯を於庭窯といふ(文久二年珉平死)
自ら退隠して藩置の業を合せ盡く惣の三平に貸與す大日本窯業協會雜誌
第八集百六十八頁艶麗にして輕便なる淡路
焼、斯くの如くにして天保時代に醸成せり而して天保七年九谷能美郡の林八兵衛、花坂村新山
に磁石を發見し又同村八十枚田に陶土を發見せしを以て更に八幡村に圓窯を築き大に事業を擴
張す是れより先き天保の初年小野村藪六右衛門なる者同村に登窯を築き故本多貞吉の門弟をし
て白磁を製し傍ら青華を焼成せしむ其原石は五石寺鍋谷左礫の各村より産出する磁石を用ひ稍
精良品を出すに至れり而して九谷陶畫の由來は今を距る百有餘年前即ち安永年間肥前の本多
貞吉なるもの若杉村に來り青磁を製せしより始まり貞吉死し其業廢絶せしが後ち金澤の橋木屋
安兵衛遺業を襲ひ再興し貞吉の徒弟をして遣らしむ時に京師の人李兵衛、肥前人勇次郎なる者
來り着書す時の人、赤繪の勇次郎と呼ぶ貞吉の徒弟九谷庄三、齋田伊三郎畫を學び續いて北市

支那吳州の
一手販賣の

屋平吉、川尻屋七兵衛、松屋菊三郎等共に門弟となり爾來赤繪の法、漸く傳はるに至り、工業観察紀
同じき天保七年出雲松江藩主、八束郡意東村に製陶所を設立す奉行役多久和某、添奉行役小村
某、下役人中溝佐助、前田善一、三原保七等製造を司り工人は長崎筑前にして濠工は篠川郡久
村の甚兵衛外數十名なりき、而して本窯は其十三年夏の頃より癩絶せり出雲松山當時各窯に使
用する着色顔料たる支那藍吳州は長崎虎屋の專賣する所に係り有田三川内、龜山の外は之れを
大坂に送り更に各製陶地に分布したりしが如し虎屋の帳大坂肥州陶器屋敷には去年(天保六年)八
月來着せる有田の久富惣兵衛、柳ヶ瀬茂三郎等ありて實地見聞の頃にてありしなり

有田の善後
策

然れども當時の商業は萬事意の如くならず假令近國旅行と雖ども所謂旅行免狀なければ通行出
來兼ねる次第にて不便此上もなし實業の振はざる其常なり發達を企圖する豈夫れ得べけんや殊
に有田は文政の大火以來金融非常に逼迫し質屋なきため武雄其外知音の筋を便り町々へ仲質を
立て利足三步限月十二ヶ月なりければ天保四年の巳十月には庄屋和十、平右衛門、喜右衛門、
虎助長右衛門、廣吉、與七の七人及び別當武十、安兵衛、喜平次、彌三右衛門の四人連署して
吉谷判兵衛へ歎願する所ありければ茲に年賦拂貸附金振出となり質屋の制規は利足二歩半、限
月十二ヶ月となりけり北島家移年賦拂の貸金は直ちに有田製陶家の懐中を當はし天保十四年卯

有田磁器の
蘭人取引

淺田屋茂兵
衛と久富興
次兵衛

長崎鵬ヶ崎
焼起る

十一月中には金百六十七兩三步一朱、錢百〇五貫二百三十四匁此金百五十四兩三步計金三百二
十二兩二歩一朱の巨額に達せり血山實地所附一濟後居概により算じたり

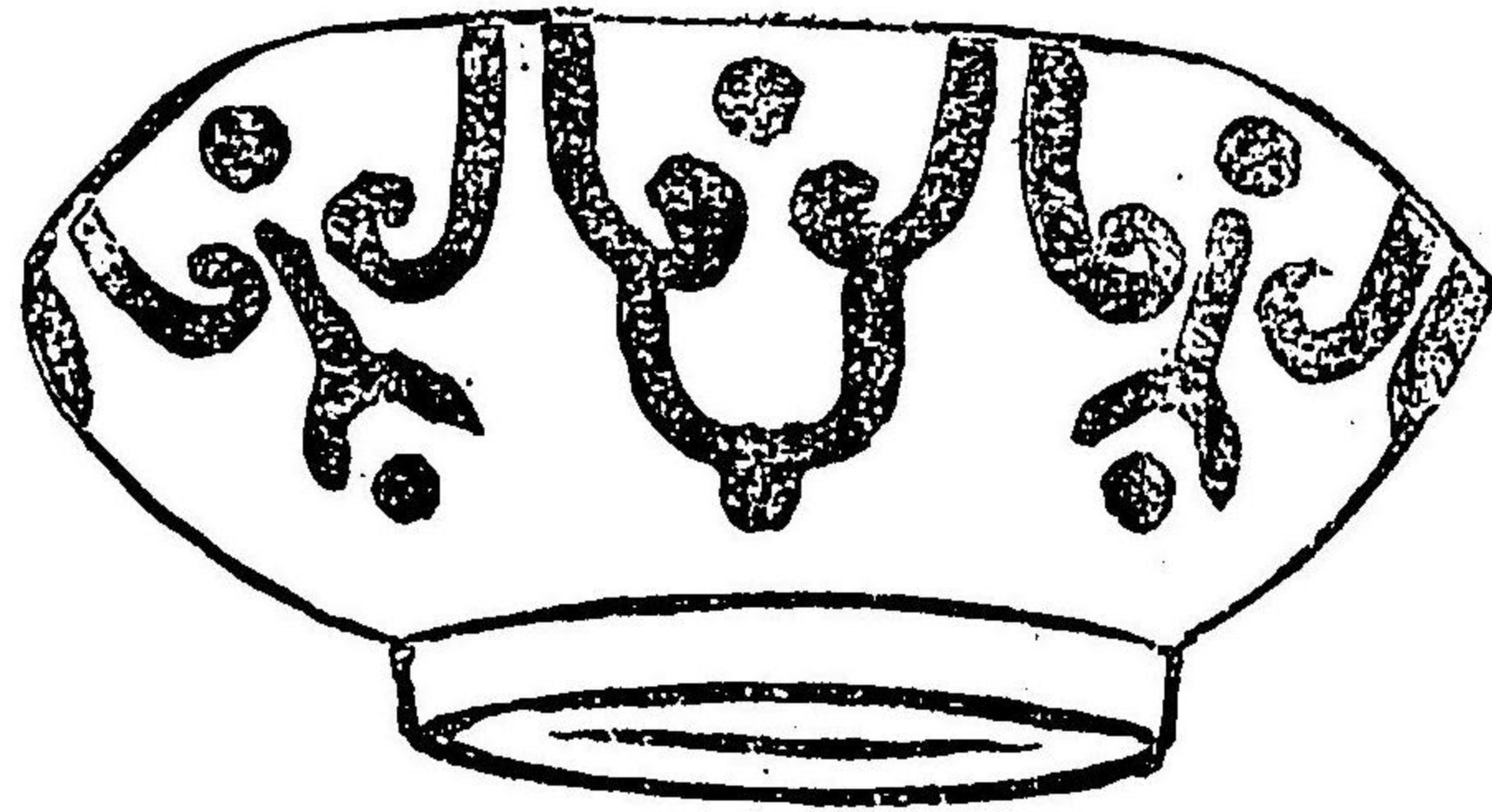
此時長崎には今假治屋町の淺田屋茂兵衛、長崎漆器販賣の傍はら有田磁器を取扱ひ盛んに蘭人
取引をなし佐賀より來りし蒔繪師松尾政治、漆器材料に加工するの外、陶磁器に蒔繪を施こし
以て裝飾を加へたり長崎漆器有田中野平町の久富興次兵衛、淺田屋茂兵衛と提携して以て獎勵す
る所ありき、彼れ與次兵衛は橋齋と號し陶業の傍ら俳句を詠じ世に知られしが天保十三年長崎
に到り蘭人と磁器販賣の取組をなし富村勘右衛門以來初めて直接取引を開始せり有田沿革而して
彼れは尙有田磁石の硬強なるを以て更に軟釉料を加へて調和せん事を圖り茲に天草磁土を混和
するの法を發明して後世に傳へたり大日本人名辭與次兵衛が蘭人取引を開始せる翌十四年二月は

長崎龜山燒の陶器鑑税を免除されたる時にして間もなく鵬ヶ崎焼なるもの續いて起る
鵬ヶ崎は長崎市の對岸、稻佐の一隅にして今の辨天社の所在地なり惣稱稻佐嶽といふ嘉永元年
長崎銀屋町に浦地子明なるものあり詩章を能くす自己の樂として鵬ヶ崎にて陶器を製す世に鵬
崎焼といふ是なり俗傳によれば今の製水會社内の土を取り製すとあれども製品の銘に一次唐土
蘇州土製とあれば支那より取寄せしものなるべし製品には數種ありて象眼的のもの、全釉的

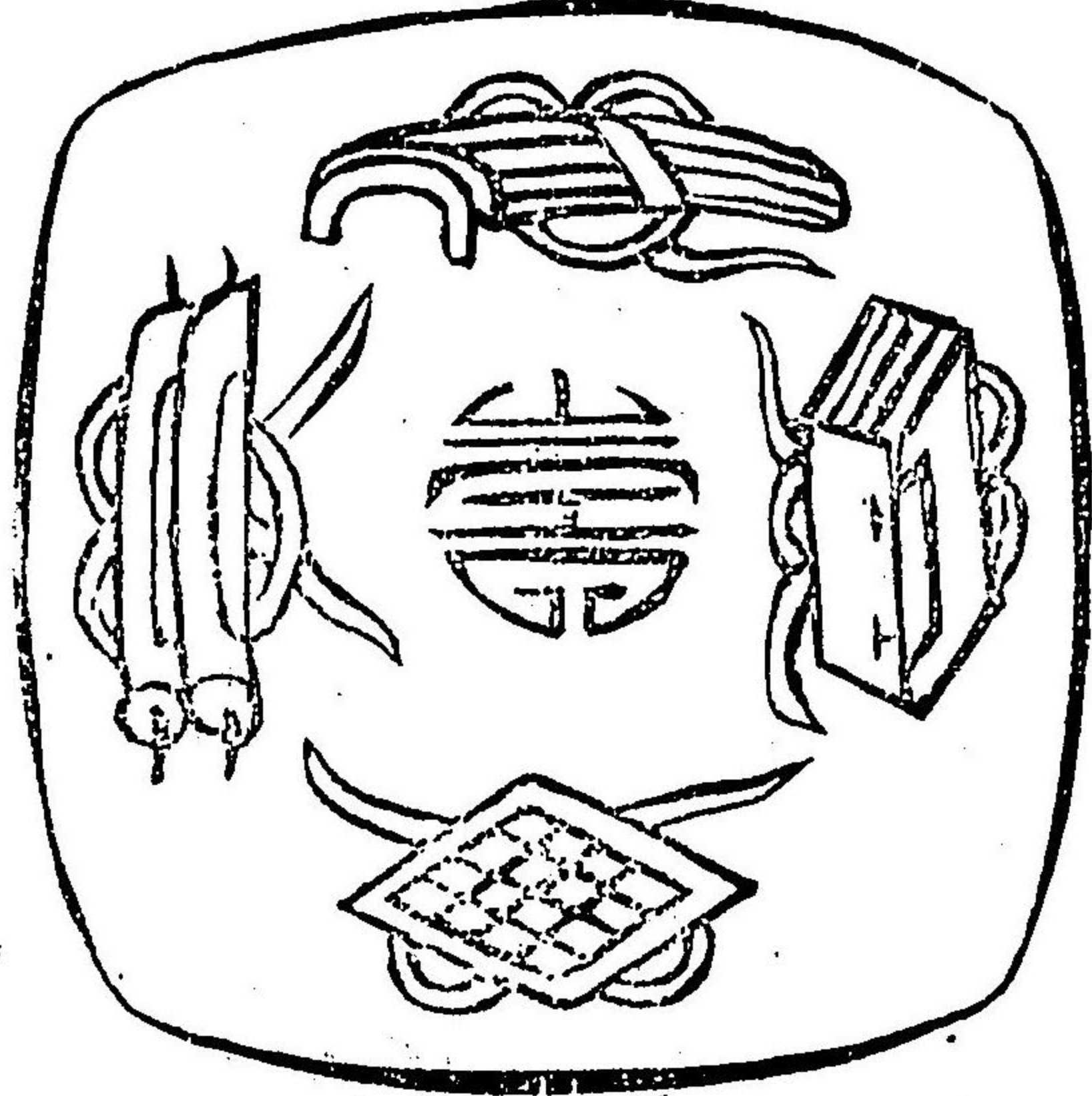
もの時に散見すれど概して内面釉を施し外面黒褐色の原土を顯はしたるが如し而して物品に詩文あるは決して他人の作を附せず皆自詠なり長時地名考附録による維新前後には既に癡窯せられたりと雖

附向燒崎ケ鵬

(面側)



(部内)



ども店頭に陳列して販賣せるもの尠ならず最初は今の銀屋町五十六番戸にありしが後ち引地

大坂に於ける販路の状況

町に移り今の四十一番戸に於て販賣せられたりといへり子明、本品を製するに丁り鵬崎と號し以て世に公す蒲地鵬崎是れより起る其子、又一家事の都合により横濱に移轉せりとの事なれば其詳細を知るに由なし

此時伊豫の砥部には井岡太蔵、嘉永元年煉化石の如きものを以て築窯法を改良し其四年城戸源六、素燒窯を本窯の上層に築き薪材消費の節減をなせり其七年出雲の樂山燒亦大いに改良を加ふ工業視察紀要取而して陶磁器問屋は各地の物品を臚列し集散せしめて需要供給の配合をなせり斯くて江戸の間屋は運上金貳百兩と規定せらるゝに至れり日本法則史による其繁昌想ふべし大坂は尾張肥前の藩主々任となり茲に及びたりしが嘉永二年、紀伊中納言、肥前蓮池侯、肥前大村侯等加はり共に國産として領地の磁器を販賣せり維新の改革、倉元全廢に歸し自由販賣となれりと雖ども大日本窯業協會誌誌第七頁第一 如何に製陶熱の旺なりしかは了知せらるゝなり此際肥前鍋島侯の藏元は堂島にありて世に堂島屋敷肥前陶器方と稱せらるる店舗の主任は鴻池庄兵衛にして手代には専藏、勘助、勘兵衛の輩ありき北島家傳記庄兵衛は慶應三年苗字免許せられて中原庄兵衛と改姓したるは左の書狀の斷片によりても明かなり北島家傳記書狀による

去六月(卯年)從御公儀様苗字御免許に相成迄は鴻池と申候處爾來中原と改名仕候間此段御

潮東焼の再興

承知可成下宜敷御披露被下度奉願候以上、卯八月二十九日、

窯業に就ては何れの藩主も自ら監督獎勵する斯の如くなりければ一たび廢密となりし江州彦根藩の潮東燒嘉永五年に至り更に再興せられぬ蓋し、嘉永五年に用ひたる地所道具一切を絹屋半兵衛獻納したればなり茲に於てか彼れは苗字御免の榮を蒙りぬ 潮東陶志

外 舟 町 半 兵 衛

右之者二十四年前瀬戸物燒發起致燒立候處燒損し等夥敷相搦り候得共段々骨折燒立方相考へ追々損失埋合の及塲合候處窯元御普請方へ引請に相成右様の次第にて瀬戸物燒立發起の志に付右爲規摸苗字御免申渡候間存其旨可被申渡候以上

子四月晦日(嘉永五年)

老

中

時の家老は岡本半介(黄石)にして町奉行は勝野五太夫なりしが製造場獻納の儀は採用せられ直亮は銳意良品を製出して國産となさんとの目的を以て原料を天草に執り陶工畫工を各地に求め尾州より佐平、徳四郎、佐治左工門、加賀より畫工村井勘助、京都より小林源六、鳴鳳、美濃より海介、半六、飛彈より篤齋等相前後して此地に來り盛んに祥瑞風を摸したりけり而して其子直弼亦茶を好み茶道大いに造詣する所あり陶器の形狀繪畫共に風雅なるもの大いに進み從

井伊直弼湖東燒を奨励す

來の祥瑞風茲に癡れて陶風一變せり 湖東陶志 嘉永去り安政も早や三年となりたりしが此年、大阪の界には安村淺治郎素燒を始め今に繼續し出雲の樂山其六年改良進歩の實を擧げ稍世人の耳目を惹けり 陶器史 而して嘉永六年米艦浦賀に來船したるを導火線として五港を開きたる結果も却つて社會紛擾の素因となり比較的陶業の發達なきが如し

安政五年四月、井伊直弼大老となるに方つてや外交及び幕府繼嗣の難件一時に起り實に他を顧みるの遑らざるの劇職にわりながら同年十一月に濬用金五百兩、翌六年三月に江戸より手許金壹千兩を下付して事業を助けたりしが彼れが萬延元年三月三日櫻田門外に於て水戸の浪士に要撃せられしに伴隨して湖東燒亦三月より十月まで中止せられ其十一月更に開きたりしも損失の悲聲は益々高く文久二年二月直憲京都奉使の際、多く進物用を燒立しを最後として濬業となりしより二十一年の星霜を経て又々廢密せらる 湖東陶志 其後名殘の煙りを擧げつゝ、細々たる土燒を製するなきにわらざるも湖東燒の名聲は直弼と命脈を等ふせり吾人は斯業發達の點に於て彼れが變死を悲しみ茲に用意を表するものなり

而して開港劈頭歐洲輸出を企圖したるは尾張の瀬戸なりき安政五年三井(今の三井物産會社)氏より同地の加藤鎌助へ舶來見本七八十種を製せしむ鎌助は清助の長子なり乃ち河本半助、井上

潮東燒の再興

長崎奉行の
磁器有田
皿山會所

治郎に計り製す是同地に於ける貿易品輸出の嚆矢なり瀬戸陶業史による
斯くて日本の陶磁器は直接歐人に接する所となりたれば新開港場の準備は、おさく／＼怠りなく
長崎奉行は當時輸送せらるゝ磁器の粗製濫造を概し矯正の目的を以て檄を三川内、有田に飛ば
せり時に文久二年とす有田は文久元年、時の代官百武右衛門が中野原町（今の千〇六十六番
地）に設置せる皿山會所の統轄に歸したりしが長崎奉行の檄文に接するに共に直ちに當業者に
注意を促しせり北島家傳記による

（前略）右の通り長崎御奉行所よりも相違の段申付聊の儀等無之様懇々被相違候總て不正の品
等不取扱様は先年より毎々相違置候次第も有之殊に此節嚴格の御達面に付ては屹度其旨を守
り候様自然不正の品等持越候旨も有之候得ば差押へ其段早速筋々へ申達候様万一行届の儀
有之に於ては於手當筋々様相聞可申候條申論候以上

（文久二年）十一月六日

皿山會所

有田は當時衰退時代の末にてありき、維新の後、獨人ワグネル來らずんば有田はイッまでも衰
退時代の羈絆を脱する能はざりき要するに有田磁器は草創以來茲に至るまで左の三大時期に分
類するを得べし

有田磁器の
三大時期

第一期（隆昌時代）

元和二年より正徳二年まで九十年間

第二期（沈滞時代）

正徳三年より享和三年まで九十八年間

第三期（衰退時代）

文化六年より慶應三年まで六十四年間

田代助作は
ロクク賞の刑
に遇はんとす
（有田）

衰退時代に於ける有田は昔の榮華に盛り返さんと只管改良に艱難として他山の磁器に鑄附する
を許さざりき而して其嫌疑を受け嚴刑に處せられんとしたるは當時鑄々たる陶業者田代助作な
りき彼れは磁器の販賣者として令名夙に高く淺田甲茂兵衛と共にしたりし久富與次兵衛は其子
龍右衛門に至りて長崎大村町（今の十二番戸）に店舗を設置し田代助作は其父紋左衛門（信重）
の折、同じ長崎西濱町（今の十番戸）に田代屋と稱し盛んに磁器の販賣をなしたりけり彼れ助作
は三川内磁器を有田に運び鑄附をなしたりとの疑を蒙りき、而して彼れは「ロクク」責の刑に遇
はんとす漸くにして彼れが疑は解かれ茲に放免せられしと雖も是れが爲めに事業上の頓挫を
醸せたりき左れば職株の如きも元治年間に至るまで親子兄弟たりとも貸與するを許されざりし
なり北島家傳記による

而して當時有田著名の人物は製造家としては深海乙吉、辻喜平治、田代半次郎、城島熊三郎、
南里嘉子（縁紅薄手）、鶴田次平（玉泉）、深海喜三（年木庵）、今泉今右衛門、深江鶴次郎、岩松

維新前後に
於ける主要
陶器の製
造の状況

平吾(角岩)、山口清吉、青木加平次、家永熊吉、山本柳吉、中島儀平等あり陶工には堤三兵衛、松永爲吉、梶原恵吉、山本鶴五郎、小栗房助、犬塚新助、同民藏、丸田米助、江副鶴之助(琴岳)、山本喜左衛門、金子文之助(竹村)、小山鶴次郎、久間平吾、江頭松助等の徒あり固より以上の人々は明治時代に跨りたるものあり將來精磁會社を發企せる深海墨之助、同竹治亦此間に人となり技倆を明治の社會に發揮せり、是等有爲の人士が如何に社會に活動したりしかは吾人が更に編纂せんとする續日本陶磁器史論について詳知する所あれ、此際製出物品は各町に於て略々決定せられ泉山、上幸平、中樽は奈良茶煎茶の類、大樽は鉢井、白川は井、岩谷川内亦火入辨當重箱等と區別せられしが此遺風は今に於ても稍片影を留めたり次に販賣者としては數多き事なれど中野原の久富龍右衛門、白川の田代紋左衛門、本幸平の深川榮左衛門ありき、共に當時諸々の人物なりしなり榮左衛門明治時代の一偉人、今贅せず而して享和文化の頃、今の有田磁器合資會社(本幸平町)の地所に居宅を有し質屋兼酒造家として乃至有田郷の田地所有者として時めく花の吉富彌左右衛門、散りくパツと散り失せて今や見る影もなき身の零落、瀬戸の加藤民吉が有田に來りし頃は彼れ彌左右衛門は庄屋良七を叱咤して磁器の改良、荷作の受渡に立會はせ居る時なりしなり何んぞ圖らん五十年の後、昔の榮華夢とならんとは、安永中常陸大

縁に任せられし辻氏の支裔は連続して此際勝造となり長くも孝明天皇の御齒を賜はりたるなり知らず明治の有田如何に技倆を顯はしたるかを、

大川内は鍋島家の御用として聲名ありしが此際民黨に歸し福岡友次郎等合資會社を組織して尙注文に應じ椎の峯は中里茂次郎等唐津の傳系を承繼せしのみにて特筆する程の事もなし三川内は今村中里の支裔、連綿事業を承繼して改良に従事し遂に今日の陶業者六十四名を作り出すに至れり木原亦横石鹿吉、迎長衛、石丸六郎等ありて當時盛んに製出をなしたりき、江永の山口清三郎、小栗卯平等以て今日に及べり大村領の神木場山、田崎、高瀬、小柳等製造者にして福田清右衛門亦従事せり永尾山松尾佐助、太田重太郎の徒あり、三股山の松尾彌太郎、太田治三郎等と相對して中尾山の松尾孫七、松尾庄作等と樞要の地位を占めたりき、薩摩には沈壽官等ありて盛んに製出を試み以て明治時代に及ぼし豊前上野燒、長州萩燒僅かに寂々たる隻影を存し傳系を保ち、筑前の高取、肥後の高田只舊時の遺法を承けたるのみにて發達の端緒は擧らざるもの、如し、對馬は維新の際、貿易署なるものありて有田磁器等の取引をなし對馬國產たる陶器は嚴原城下志賀に於て文化、吉田又市が製出したるに歴史を殘し斷續又斷續、星變り人代りて明治時代に至り河上磯治等も一たび事業に従事したるやに聞けども差したる名産は出で

ざりけり次に天草は主として磁土の製出に止まり製造者としては數ふる程の事もなく本戸村の岡部信吉、小川熊四郎、高濱村の柳本松太郎、野口鶴一、赤崎林次等は現に製出する人物なり磁土所者は本戸村の岡部信吉、高濱村の上田松彦、小田末村の伊野正賢、西島博にして天草郡役所より吾人に報告せられたる所によれば高濱の賣出高一ヶ年五千貳百參拾圓なりといふ面かも販路は大坂肥前なり公署の統計と個人の調査と相違するは自然の數、有田分校在勤の黒田正策氏は年々六百萬斤にして原石壹萬斤の價格上等貳拾六圓とせられたり依て平均貳拾圓としても壹萬貳千圓の巨額に上る實に郡役所の調査に超過する倍額以上なり今假りに壹萬圓としても明治三十二年有田磁石の賣上高貳千〇貳拾參圓參拾錢(車數二千〇八十二)に對して殆んど五倍となる此處充分研究すべき事にて輕々に看過するべからざるや論なし

伊豫の磁部は只管品質の改良に全身を集中し殊に向井和平等中堅となり貿易品を製作すれば現今に至りては左の二十名の製造家を出すに至れり

仲田次郎、向井富三郎、向井和平、城戸徳藏、梅野春吉、向井賢一郎、濱松環、守本厚、橋田庄藏、松野千代藏、村上福太郎、高橋鶴吉、藤田萬吉、坂本源吉、金岡定藏、曾根玉吉、高橋兼五郎、三好政吉、玉木與三郎、藤江忠三郎

尾張瀬戸は舊來よりの製造者陶工頗る多く寛永正保には香掛村定光寺源敬の墓に用ふる敷瓦を製したる加藤孫兵衛あり元録二年の頃には加藤與三兵衛景就、同平吉景道、同儀兵衛景繼(孫兵衛より出で別に一派をなす)等ありて當時の窯師たり安永の頃には加藤武右衛門春曉ありて窯師役となり其子春宇に譲れり安政の大橋秋次(同四年十月廿日六十三歳にて死)弘化の平澤九郎(其元年六十八にて死、名古屋藩士二百石四谷家の附屬用人)文久の春眠、及び市江風藏、千村柏樹、正木某、風禪等有名のものなりき、磁器の名工には加藤民吉の兄、吉左衛門の長子なる吉右衛門あり川本治兵衛(堯仙堂)あり貞二あり其弟子林藏、治兵衛の川本伊六、喜兵衛、門人加藤新七、伊六の弟子市四郎等以て青史に垂るゝに足る川本半助(嶺山)、横井茂吉(金谷)亦當時著名のものにして明治時代の隆盛を胚胎せしめたり仁兵衛事(又名宗兵衛)春岱は明治十年二月死去(年七十八)の人物にして維新前後の名工なりき、美濃は其盛衰を瀬戸と等よし瀬戸の發達に連れ影の形に伴ふが如く漸々今日の進歩を來せり

出雲樂山は三代仕右衛門多年の勤功により特に新組足輕に編せられ嘉永七年元治二年の兩回藩より他藩主に贈與する物品を製する命を蒙り、明治七年家を男庄之助に譲り録十石を食む布志名は文久三年更に瀬島又兵衛開業し維新前後に至り都合九名なりしが明治六年に至り尙は

堀内梅太郎、福間兼太郎の二名開業せり故て右の外左の九名となれり

船木健左衛門 (五代)

澤 喜三郎 (六代)

土屋傳太郎 (五代)

澤 藤右衛門 (三代)

永原由五郎 (四代)

船木良右衛門 (三代)

福島 鹿之助 (三代)

船木淺太郎 (二代)

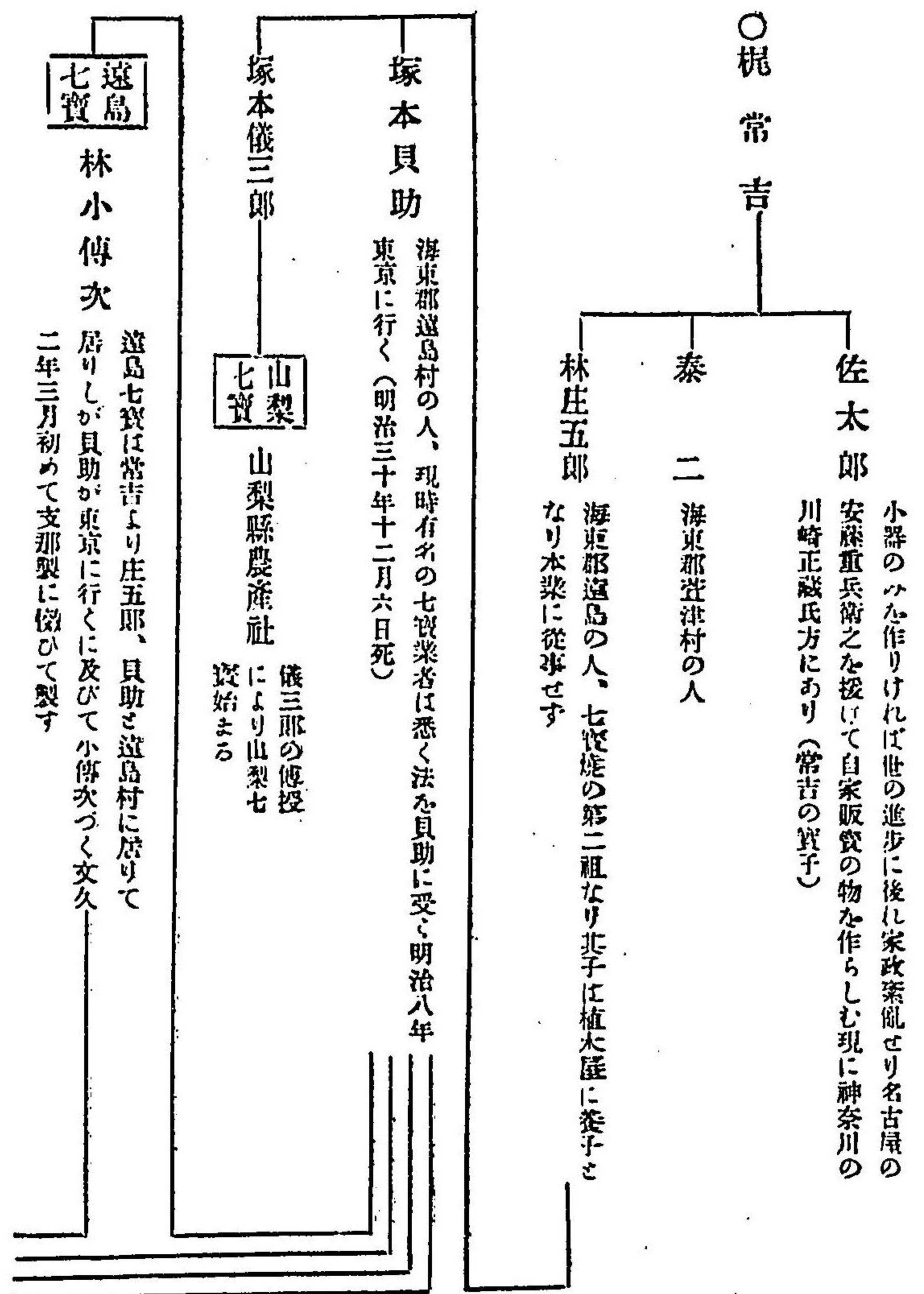
福島又兵衛

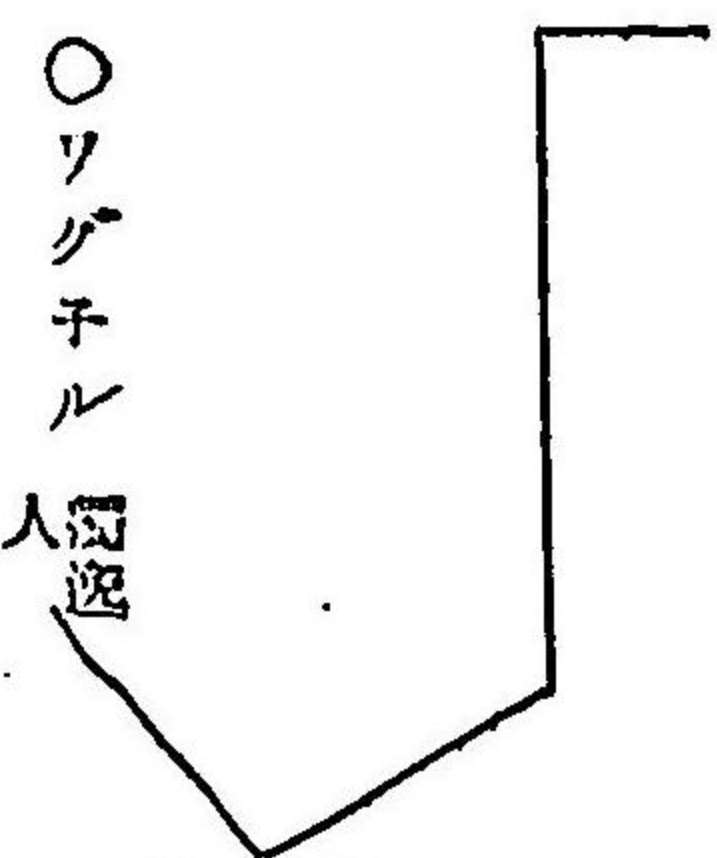
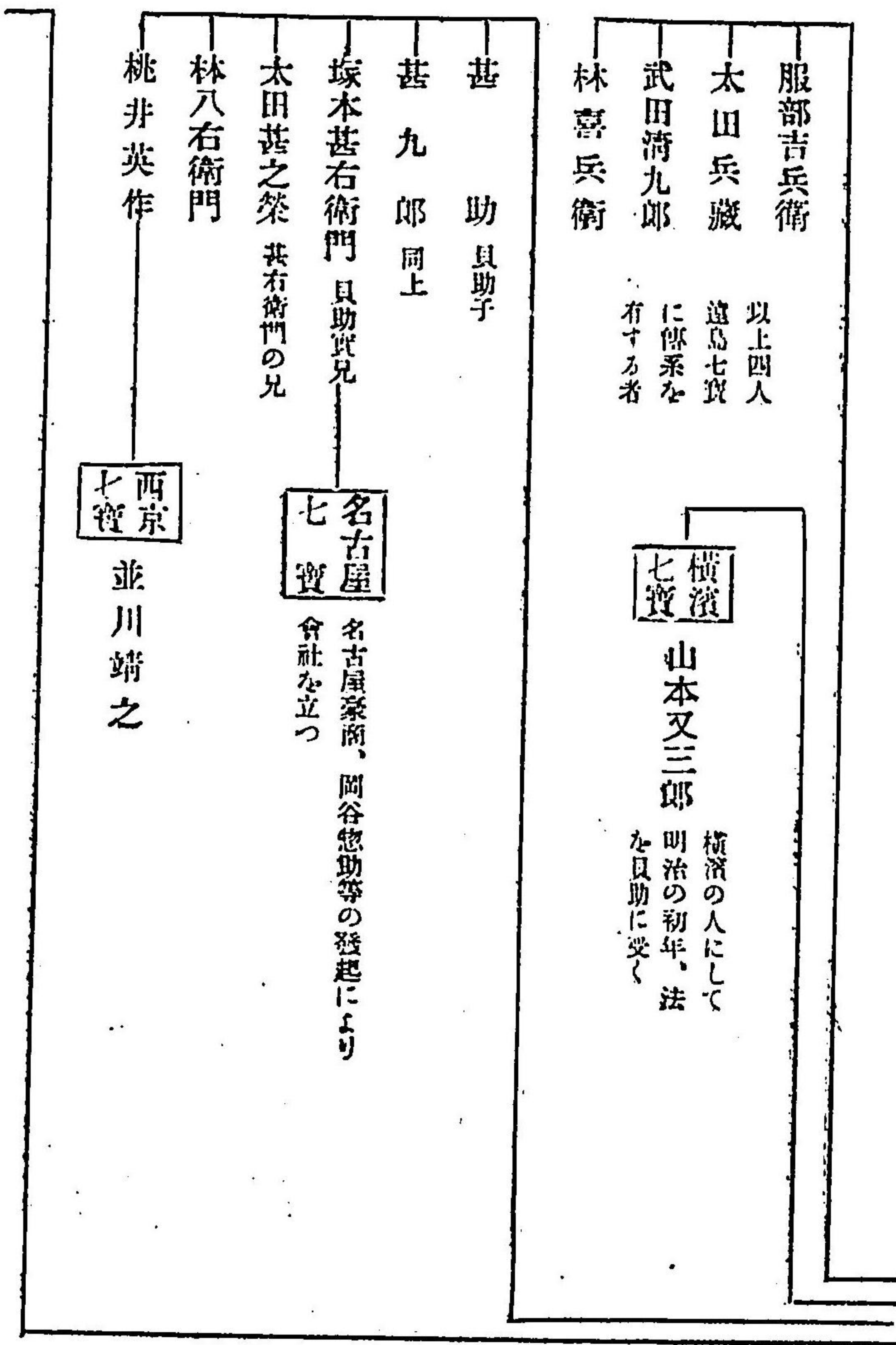
京都は錦光山宗兵衛、眞清水六藏、高橋道八、清風興兵衛、清水六兵衛等當時錚々の人物にして今日に承繼し嶄新の意匠を凝らし盛んに製出をなせり文化の道八、龜亭、與三兵衛等有田の法により初めて青花磁器を製したる折、善五郎丁全等ありて共に改良を圖り文政の青木々米、天保の尾形周平(金銀彩畫の改良をなせし人)文久の幹山傳七(瀬戸より来る)傳へて茲に及びり貿易品の製始は明治五年錦光山、帶山等によりて開發せられたれば今言はせ古來陶器と直取引をなし嘉永安政の頃より銀十枚振舞料三枚を仲買より問屋に差出し問屋株となりしが維新に至り平等の權を有するに至る九谷は青木源右衛門の弟子寺井村の庄三(文化十三年十二月生)赤繪に巧なりしが天保十二年小野村藪六右衛門の有田窯にならひ陶窯を築くに方り其窯により染附の器物を製し文久三年五國寺村松谷の土石を發見し是れより良好なる物品を出すに至れり而して大聖寺總が慶應年間に物産役所を置き工業を盛んにせんと欲し先山代村の住人三

藤文次郎藤掛八十城に命じて製陶所を掌らしむ二人相謀り慶應二年に京都に至り永樂善五郎を聘し製陶に従事せしむ時、永樂は藩廳より年千圓の補助あるを以て熟練の工人二十人を伴ひ來る是より金襴手、鬼手等の精品を製す永樂窯(又九谷本窯)是なり然れども藩政改革に際し其維持に苦み永樂を解雇し三藤、藤掛も數年ならずして辭し三藤の陶工たる大藏壽樂及び塚谷竹幹に譲る塚谷は物産役所の役人たるを以て銳意改良を圖りたれども完備なるものを製する能はずして明治十二年石川縣令千坂高雅氏の改良を承繼せり二百七十有餘年連綿事業を繼續したる奥州中村なる相馬燒の十二代田代清治右衛門は慶應三年自ら京都に上り自製の物品を宮庭に獻納するや大いに賞美せられ大貳法橋の位記及び御膳部御墨附其他數種の御物を下賜せられ維新に至り御用陶器と稱して販賣しければ名聲愈々加はり壹萬餘圓の産額に達せり以上各地諸事、由來考査取以上は重要製陶地の趨勢にして素より大要を示すに過ぎず其詳細の如何は明治時代更に説明すべきなり

窯業品の一部たる七寶の近代創作者としては尾張藩士梶市右衛門の二男同常吉にして享和三年名古屋に生る文政二年、年十七歳の時故ありて生家を出で舊知行所なる海東郡服部村に移り村莊垣川某の家に寓し後其女と婚して養子となる時に常吉金屬燒附を業とし新規發明を以て公私

の利益を圖らんとせり偶々實父市右衛門の家に到り元龜元年附の古書を開し七寶燒の製法を説せる項に至りて初めて本品創作の意を注ぎたり而かも七寶の名ありて實物なく常吉は製法に迷ひたる時、名古屋末廣町に住せる松岡嘉兵衛なる骨董商、來りて和蘭人齋らす所の七寶燒を示せり常吉喜ひ購ひ歸りて頻りに製法を研究すれども得ず苦心慘憺の餘波は終に又と得難き(常吉に取りては)此器を剖斷して銅鉛金線の製を審にすると得たり時に天保三年正月の事なりとも、夫れより苦心經營僅に筆筒香筒を作りたれども製法完全せず刻苦勉勵一日の如く遂に徑五寸の小盒を作り松岡屋に示したりしに其器を賞して金五兩を以て之を求む是れ常吉創作の七寶が初めて市價を出したるの時なり常吉の喜ひ知るべし茲に於て奮勵一番怠る事なかりしが嘉永三年初めて藩廳の聞く所となり尾州の勘定奉行より常吉を召し味岡武右衛門より製品御用の名を蒙り後尾州藩の技藝御雇の如くなり側用人瀧川權十郎の宅にありて製作に従事せり是れ七寶工藝の中心たる遠島の祖なりとす(常吉明治十六年九月二十日死、年八十一歳)而も七寶が初めて歐州に輸出されしは慶應元年にして僅かに皿鉢三個に過ぎざりし同三年佛國巴里萬國博覽會開設に可り少許を出品したりしが明治三年の頃より徐々と進歩の域に至れり而して今傳系を擧ぐれば左の如し





明治八年貝助を聘す貝助即ち甚助外五名を
 伴ひ來る此時ソグチル米々益に學理を教ふ
 初めて二者併合をせし從來の七寶に異なる
 ものを作る世に是を土七寶といふ

江戸時代に於ける察々の趨勢以上の如し讀者見て如何なる感をかゝる諸士以て明治時代を醸生
 する萌芽として更に研究するあらば幸なり



第十章 結論

大和民族の風流

天然の美妙を嚆賞し、工芸技術の英華に耽るもの豈獨り貴人紳士のみならずや、苟くも社會の一員として一家を立て一族をなし乃至都府町村の良民として獨立の生活をなすものならんには、世務多端の折、衣食奔走の暇に於て多少の風流を樂ひは即ち個人的需用の一にして殊に風流溫和物質豊饒の樂土に生れたる大和民族は何れの社會、何れの階級を問はず多少の風雅を解するの先天的氣象に富み假令寒村僻地の細民だも室内の一隅には一基の花瓶を飾るなど優にやさしき美風あるは是れ大和男子が幾千年來享有し有れる氣象にして美術工藝は和樂的生活の半面を支配するものといふべし是等審美の資料を除去せんには社會は如何に淋しく且如何に殺風景なるか人に餘裕あり資産あるに於ては生産機關の發達するに従ひ審美的需用の度又益々増進すべし膨脹的の日本は審美的需用に於て非常の發展をなし其流行は吾人をして殆んど一驚を喫せしむ由來大和民族は其先天性として技術に長じ萬能に長けたり是れ我日本が世界美術史上第一ページを染むる所以にして如何に日本の美術が社會に賞讃を博しつゝあるかは吾人之れを人に語り又人に誇るに足る然れども日本美術の一たる陶磁器が今日の精華を放ち其粹美を蒐めたる所以のもの

社會と美術

二十世紀後の美術

のは各章に於て立論せし如く所謂外物の刺戟、打撃が茲に至らしめたるものにて或は急潮の駛しるが如く或は疾颯の吹くが如く社會の潮流は滔々として我陶磁器界に漲り來りて將に其全面を壓せるなり故に美術の趨勢は必ず時と處と人により變遷の期を異にし（其特長に於て異なるなかも）必ずしも一定不變のものにあらざる面して日本陶磁器發達の因を查察すれば驕奢の時代ならざるべからず淫靡の時世ならざるべからず抑も文學隆昌の時期ならざるべからず、然り驕奢、淫靡なる惡文字は日本の陶磁器をして今日の域に達せしめたる最大要素なりとすれば美術的思想は實に亡國の媒介物なりと極言するも差支なかるべし實用と美術、到底並行する能はずとせば日本の美術は如何にして將來に立ち又維持せんとするか一方には立國の根源たる勤儉貯蓄を獎勵しながら更に他の一方に於ては幾千年世襲し來れる美術をして益々光輝を發揮せしめんとする夫れ難ひ哉、知らず二十世紀後の美術界は如何なる趨勢に馳驅せられ生存競争的優勝劣敗の渦中に投せんとするか

二十世紀後の美術は實に物質的美術に推下せり而して近時物質界の新現象を醸じ政治的勢力圏外新たに社會的勢力の舞臺を開きたるもの實に蒸氣電氣の二者とす其大勳力は茲に工業界の大變化を起し當世紀の文明に新曙光を開きたるは固より言ふ迄もなく百般技術の最好結果を収め

今日の時世は學術上より得たる智識ならでは人類相當の生活出來ざるに至り生活上の事件は矢張り物質的資料にして金錢は最大なる社會的勢力を化したる今日に於ては美術思想亦物質的は轉移するは將に然るべき事にて優美にして高尚なる美術は俄然茲に没却せられて凶麗にして華美なる皮相的美術に化し去らんのみ時世の轉移と社會の變遷とは時々刻々美術上に明暗を劃きて昔日の美術又今日の美術たる能はざるに至れり

嗚呼日本美術は驕奢、淫靡の惡風を誘發せしむる亡國の因たる乎、而して日本美術は今や物質的に推下して天長く地久しく發揮したりし其妙技を永遠に没却せんとしつゝる乎、諸士の高見は果して如何、

所謂日本の美術

吾人が茲に唱道絶叫せんとする美術は所謂應用美術（鑿工藝）にして而かも生産的美術を加味したるものなり日本の陶磁器は總論に於て述べたる如く意匠を以て特長とし以て世界に鳴る故に日本の陶磁器は亡國の因たる能はず否亡國の徵たるを失はず是れ日本の美術の世に冠絶する所とす然るに人動もすれば美術の真相を誤り日本の陶磁器を解せず唯金錢と勢力とを各まき以て得々美術と稱す而して之れを口にし更に筆にせり茲に於てか美術は生産的美術と化し實利と到底並行する能はず遂に驕奢の風を増し淫靡の弊を生じ所謂亡國の因たりしむるもの既往

物質的の美術と將來の陶磁器

の陶磁器是れに類するなき乎、豊臣秀吉一世の英傑を以て陶業を獎勵し世は製陶熱に狂奔せりと雖ども單に好奇を主とせるものにて實利の以て伴ふ能はず癡密の類々たるもの彼の江州湖東燒の爲め井伊直弼三千兩を與へて尙繼續する能はざる如き龜山燒獎勵の爲め長崎奉行特に八百貫目を貸下して尙癡密の已むを得ざりしが如き是れ明らかに日本陶業が實利と並行する能はざる立証にして詮究其因を聚めれば畢竟生産的美術によりたるの結果なりけらし斯かる方針を以て更らに將來に涉らば古人の所謂其土地の原動力となるべき事業を盛んに經營せば遂に倒産の不幸を免れずとの格言を目前に現出するは蓋し瞭々たるべきなり

然り、日本は今や形而上より形而下に降り物質的新思想の表現は將に滿天下を壓し生産的美術の時代は日一日に遠ざかりて生産的美術は即ち工藝の時代を徐々と迎へんとしつゝあるなり工藝なる哉、生産的美術なる哉、是れありて産業の進歩を期するを得べく陶磁器發達を促進するを得べし實用、經濟、時間の三者は實に生産的美術の命脈にして日本の陶磁器をして更に將來に發揮せしむる最大要素たり而して幾千年享有し來りて世界に誇る意匠なる特長亦此間を縫綴すべし

夫れ特長を發揮するは進歩に貢獻する所以の一なり日本固より日本の陶磁器なかるべからず而

將來に於ける日本の陶磁器

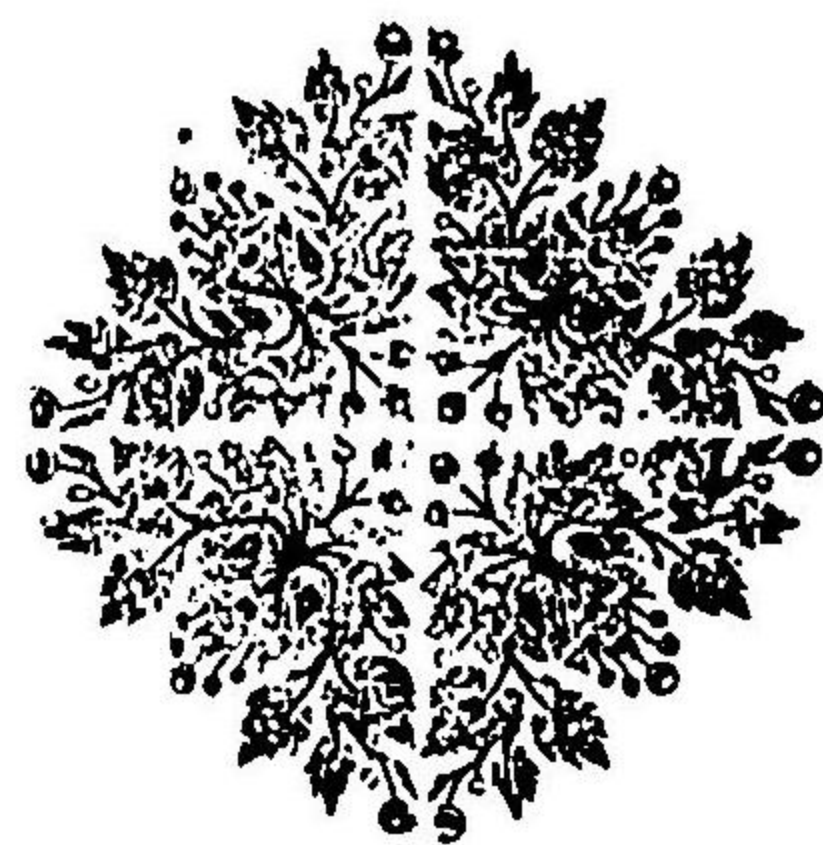
して社會の變遷は日本的陶磁器を驅つて全々歐化せしむる風致を來すに至れり然れども斯の如きは必ずしも敢て厭ふを要せざる所、我日本人として爲すべきは日本の陶器の特長たる意匠を世界に紹介すれば足れり決して日本の陶磁器をして世界的陶磁器たらしむるべからず日本陶磁器の日本陶磁器たる所以の者は唯意匠あるが爲めなるのみ我國の意匠は五世紀の頃より其風を生じ天下に雄飛せるに拘はらず今や却つて日本の國風が十七八世紀より起りたる西洋的國風に同化せられんとしつゝあるは豈慨歎の至りならずや要するに今後の陶業者たるものは一面に於ては日本陶磁器の精華を放ち東洋美術の名聲を發揮せしめたる意匠其物を永遠に持續するの義務を有すると共に他の一面に於ては其製品を工藝的たらしめ(一)實用に便にし(二)賣價元償共に經濟的たらしめ(三)製作時間を省略せしめて飽くまで内外人の嗜好に投ずるの覺悟なかるべからず即ち一は日本の國風を維持し一は歐州に同化せらるべきなり

今後に於て執るべき日本の陶磁器の圖解は左の如し



即ち日本の特長意匠と歐洲の特長實用經濟時間を應用して新日本の陶磁器とす

吾人は信ず二十世紀以後の日本の陶磁器は是非斯の如くならざるべからず否、斯の如く爲さるべからざるを、諸士幸ひに一考の煩をなして可なり



工業叢書
第壹編
日本陶磁器史論 終

明治三十六年十月三十一日印刷
明治三十六年十一月十八日發行
明治四十三年八月廿五日再版印刷
明治四十三年八月三十一日再版發行

定價金壹圓

著作者兼
發行者

北島榮助

原籍左賀縣西松浦郡有田町九百九十六番地當島長崎縣佐世保市天滿町八十一番地寄留

印刷者

須藤敬一

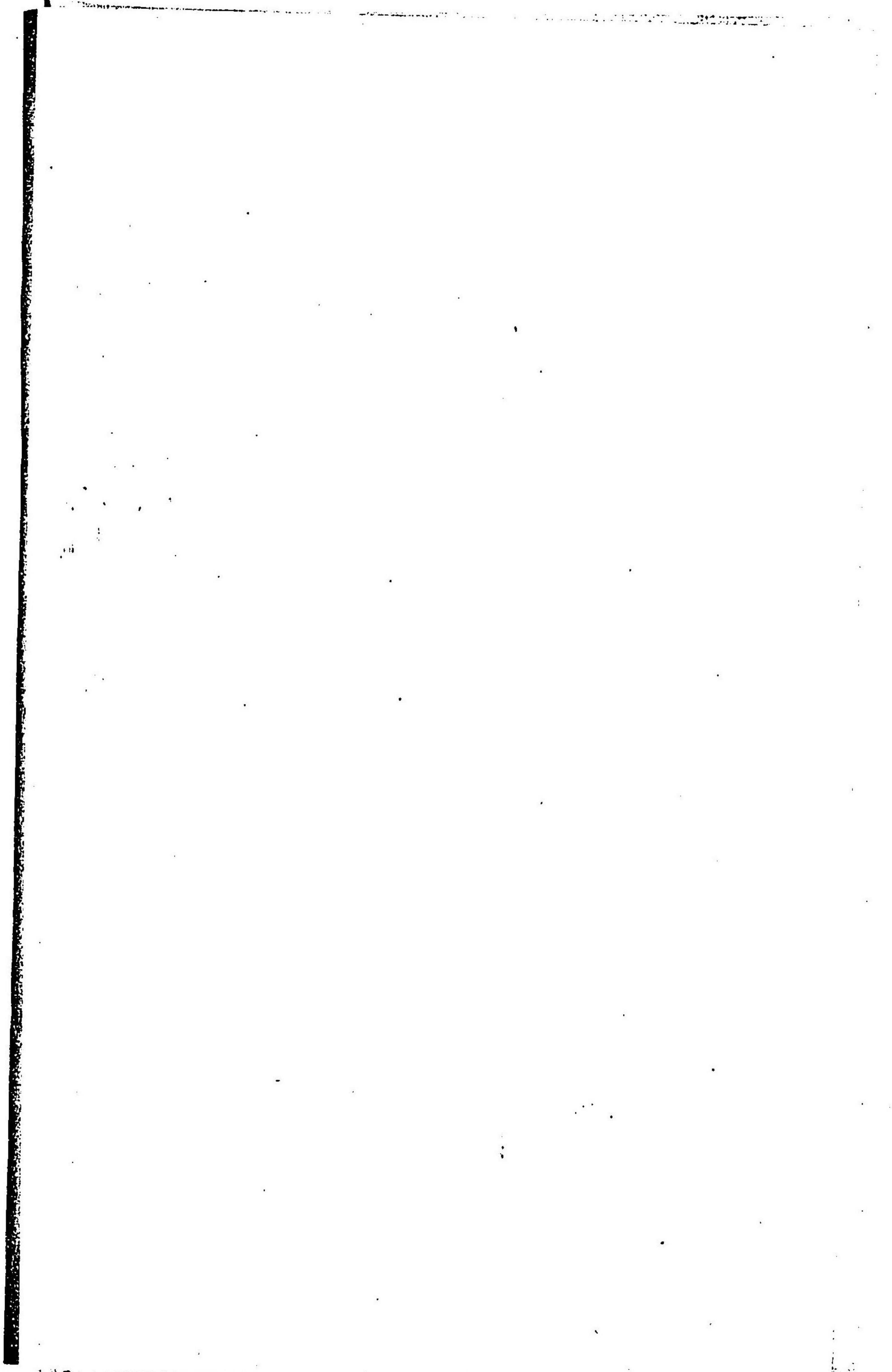
長崎縣佐世保市天滿町貳拾六番



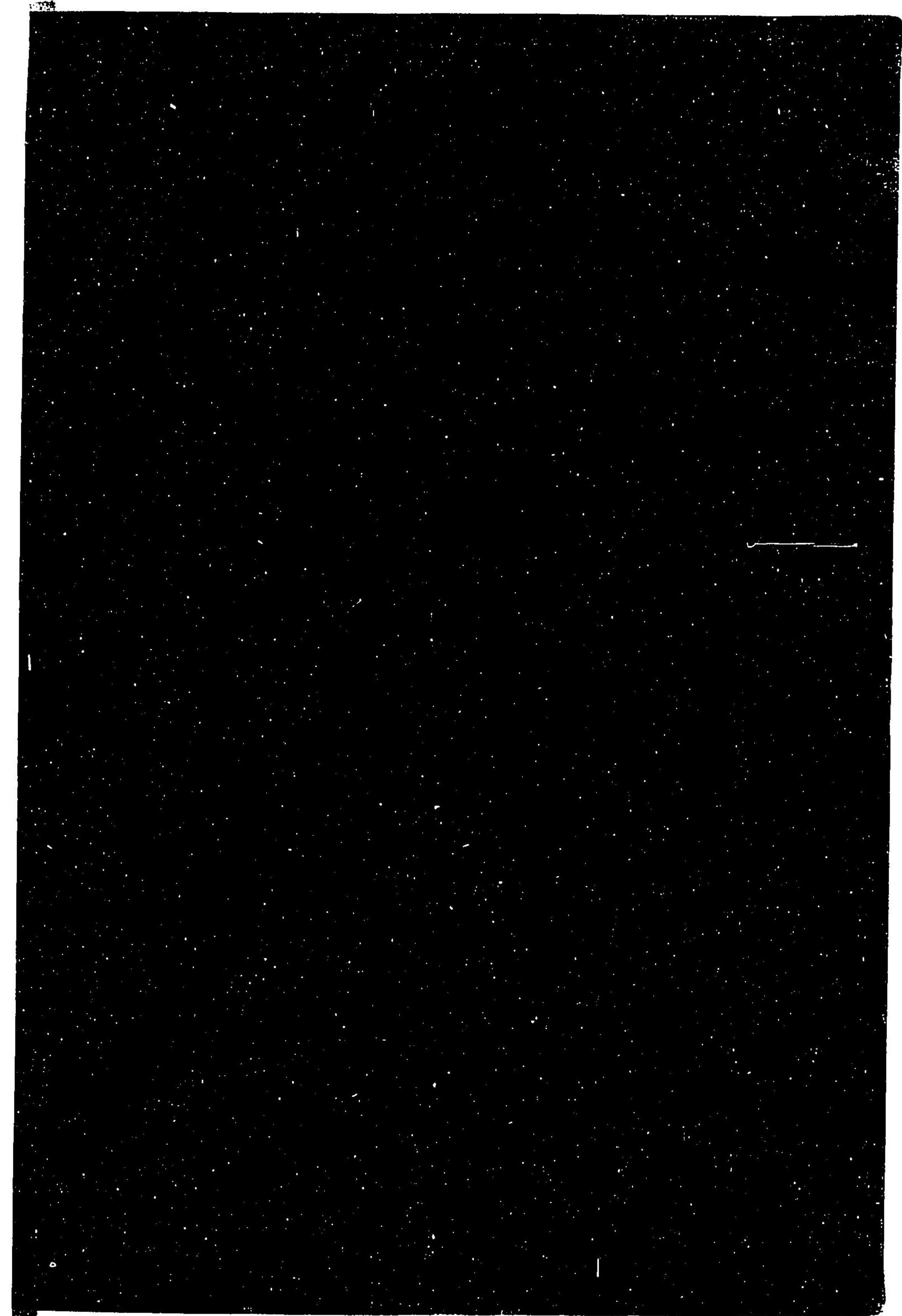
不許
複製

佐世保市天滿町

發行所
北島松榮堂



265
254



072245-000-4

特26-738

日本陶磁器史論

北島 以水/編

M43

CEF-0146

